

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS



授業用  
情報モラル リーフレットテキスト

山口県立下関工業高等学校

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS

## 1. 使用上の注意

### < 注意 >

1. 本テキストは生徒用授業教材です。
2. 内容の維持・管理について
  - ・参考文献の掲載があります。
  - ・法改正が頻繁にあります。
  - ・予告なしに加除・修正を行ないます。
  - ・個々のリーフレット単位で使えますが、同時に全篇をわかりやすい順番に並べています。
3. 以上の理由から、内容の誤解や、参考文献の著作権侵害をさけるため、改変等をしないでください。

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS

## 2. 特徴

### 事件にすぐに対応でき、犯罪を未然に防止

新手のネット犯罪や世の中の新しい動きを間髪入れず生徒に伝えて、事件に巻き込まれないように警告し、犯罪を防止する抑止の効果があります。

### インタラクティブな内容

事件出来事をめぐってクイズに答えさせたり、投げかけをして読み手とインタラクティブな関係を維持し、飽きさせない工夫をします。

### すき間時間を利用

ショートホームルームなどすき間の時間に配るだけなので、授業時間を割かずに情報モラル教育ができます。

### 予備知識がいらぬ

それぞれのリーフレットは独立して完結しており、情報モラルの予備知識がなくても読むだけで分かります。

### いつでもどこでも誰でも情報モラルが学べる

配るだけです。読む側や配る側に情報モラルの知識がなくても、情報モラルが学べます。

### 授業と併用で効果が高まる

一枚のリーフレットが「総合的な学習の時間」の一時間分の授業として使えます。

### 必要なものだけ読める

興味の無いものやすでに知っているものは捨てられるので押しつけになりません。

### 詳しく学べる

平易なリーフレットでも何枚も読み重ねることでレベルの高い内容まで達することができます。

### デジタル教材なので便利

パワーポイントで制作しているので、ディスプレイ表示や紙に印刷出来るほか、ネット上での配信性、流通性、転播性に優れています。

### 最小の労力で情報モラル教育が行なえる

書き手が一人でも効果は全校生徒。

# SEKIKO いいねっと！ニュース

## 3. 使い方



### < ハイパーテキスト版の使い方 >

1. パワーポイントを「スライドショー」にして使って下さい。
2. タイトル下のデザインライン(黄色)をクリックすると、  
< 目次 1 > にジャンプします。
3. エスケープキー (Esc) を押すと終了します。

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS

## 目次 1

号数	項目	サブタイトル	分類	発行日
66	<a href="#">「SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー」スタート</a>	レビュー版	8	05.6.6
67	<a href="#">ネット上の有害情報</a>	「光高校爆発事件」の一因か	1.1	05.6.14
68	<a href="#">世の中著作物だらけ</a>	著作物さがし	5.1	05.6.23
69	<a href="#">著作物は著作権法で分類されています</a>	著作物と著作権法	5.1	05.6.23
70	<a href="#">著作権法の基本用語(その1)</a>	歌手、レコード	5.1	05.6.23
71	<a href="#">違法コピー事件(その1)</a>	巻き込まれる中高生	7	05.6.23
72	<a href="#">個人情報保護(その1)</a>	クレジットカードのデータ流出	4.2	05.6.26
73	<a href="#">個人情報保護(その2)</a>	「個人情報」とプライバシー	2.1	05.6.26
74	<a href="#">個人情報保護(その3)</a>	「個人情報保護法」(「個人情報の保護に関する法律」)	8	05.7.1
75	<a href="#">個人情報保護(その4)</a>	高校生と「個人情報保護法」	8	05.7.1
76	<a href="#">違法コピー事件(その2)</a>	学校の不正コピー	8	05.7.1
77	<a href="#">文化祭の著作権(音楽編)</a>	バンド演奏・レコードコンサート	5.1	05.7.1
78	<a href="#">著作権法の基本用語(その2)</a>	「公衆」とは	2.2	05.7.4
79	<a href="#">体育大会の著作権</a>	音楽・アーチ	5.1	05.7.4
80	<a href="#">著作権の基本用語(その3)</a>	「私的使用」とは	5.1	05.9.2
81	<a href="#">違法コピー事件(その3)</a>	経済産業省公益法人ソフト不正コピー摘発	5.1	05.9.2
82	<a href="#">著作権の基本用語(その3)</a>	コンピュータプログラム、データベース	5.1	05.9.2
83	<a href="#">携帯カメラとインターネットによるプライバシー侵害</a>	顔写真がばらまかれる怖さ	2.1	05.9.2
84	<a href="#">携帯電話</a>	携帯の会話ってなぜ気になるの？	3.2	05.9.8
85	<a href="#">携帯・メール(その1)</a>	架空請求はなぜ来る？	7	05.9.8

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS

## 目次 2

号数	項目	サブタイトル	分類	発行日
86	<a href="#">携帯・メール(その2)</a>	架空請求を見破る方法	7	05.9.8
87	<a href="#">携帯・メール(その3)</a>	債権回収代行会社に払う必要はない	7	05.9.8
88	<a href="#">携帯・メール(その4)</a>	人に使われたとき	7	05.9.8
89	<a href="#">「無能力者」の保護</a>	未成年者の出来ることと出来ないこと	8	05.9.8
90	<a href="#">私的使用目的・・・私的録音・録画の補償金制度</a>	CD-Rはなぜ「音楽用」と「データ用」があるのか？	5.1	05.9.8
91	<a href="#">技術革新が社会に与える影響(その1)</a>	iPod と音楽配信	8	05.9.8
92	<a href="#">著作権の基本用語(その4)</a>	録音・録画は複製	5.1	05.9.12
93	<a href="#">プライバシーと名誉毀損</a>	個人情報とプライバシー権	2.1	05.9.12
94	<a href="#">著作権の基本用語(その5)</a>	録音物や録画物の再生	5.1	05.9.12
95	<a href="#">映画の著作物(その1)</a>	「映画の著作物」とは	1.2	05.9.12
96	<a href="#">映画の著作物(その2)</a>	「映画の著作物」の著作権者	1.2	05.9.12
97	<a href="#">携帯電話による不正行為</a>	携帯メールでカンニング発覚！	2.3	05.9.12
98	<a href="#">映画の著作物(その3)</a>	「映画の著作物」の頒布権	1.2	05.9.12
99	<a href="#">携帯電話による違法行為</a>	携帯カメラで女子高生の写真をばらまく	2.1	05.9.12
100	<a href="#">二次的著作物(その1)</a>	どんなものがある？	5.1	05.9.22
101	<a href="#">二次的著作物(その2)</a>	あふれるコンテンツ文化は「翻案文化」	5.1	05.9.22
102	<a href="#">コンピュータウィルス 世界規模のネット障害</a>	韓国全土マヒ・・・違法コピーが危険を増幅	4.2	05.9.22
103	<a href="#">コンピュータウィルス</a>	種類と特徴	4.2	05.9.22
104	<a href="#">著作隣接権</a>	歌手や俳優、レコード会社、放送会社の権利	5.1	05.9.22
105	<a href="#">実演家(著作隣接権者)の権利(その1)</a>	歌手や俳優の権利(1)	5.1	05.9.22

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS

## 目次 3

号数	項目	サブタイトル	分類	発行日
106	<a href="#">実演家(著作隣接権者)の権利(その2)</a>	歌手や俳優の権利(2)	5.1	05.9.22
107	<a href="#">著作権の基本用語(その5)</a>	著作物を送信する…「公衆送信」	2.2	05.9.22
108	<a href="#">著作権の基本用語(その6)</a>	放送を聴かせるのは公衆伝達権	2.2	05.9.28
109	<a href="#">著作権の基本用語(その7)</a>	インターネットは「自動公衆送信」	2.2	05.9.28
110	<a href="#">ホームページに使う音楽</a>	音源別に考えると	5.1	05.9.28
111	<a href="#">レコード製作者(著作隣接権者)の権利</a>	レコード会社の権利(1)本当の「レコード」は	5.1	05.9.28
112	<a href="#">レコード製作者(著作隣接権者)の権利</a>	レコード会社の権利(2)レンタルは発売1年後なぜ？	5.1	05.9.28
113	<a href="#">放送事業者(著作隣接権者)の権利</a>	テレビ・ラジオ放送局、ケーブルテレビ会社の権利	5.1	05.9.28
114	<a href="#">衛星放送違法コピー</a>	県内高校生送検される！	5.1	05.9.28
115	<a href="#">著作権の基本用語(その8)</a>	技術者の法律の読み方…「送信可能化権」	2.2	05.9.28
116	<a href="#">著作権の有効期間</a>	ミッキーマウスの運命は？	5.1	05.10.4
117	<a href="#">著作権には二つの顔</a>	財産としての権利と「こだわり」を守る権利	5.1	05.10.4
118	<a href="#">携帯電話戦争(2003年の巻)</a>	ドコモ、Jフォン vs KDDI	8	05.10.4
119	<a href="#">不正コピーが無くならない最大の理由</a>	えっ！原本を盗まなくても窃盗？	8	05.10.4
120	<a href="#">文化祭の著作権(映画・映像編)</a>	ビデオシアター、ビデオ放送、テレビ放送	5.1	05.10.4
121	<a href="#">体育大会・文化祭の著作権(イラスト・音楽編)</a>	社内運動会で出来ないこと	5.1	05.10.4
122	<a href="#">社員の違法コピーと社長の責任</a>	連帯して賠償	8	05.10.4
123	<a href="#">インターネットの著作権(1)</a>	インターネットラジオ	4.1	05.10.4
124	<a href="#">インターネットによる契約(1)</a>	値段の間違い	4.1	05.10.4
125	<a href="#">インターネットによる契約(2)</a>	「民法」の契約…隔地者間契約で困ること	4.1	05.10.11

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS

## 目次 4

号数	項目	サブタイトル	分類	発行日
126	<a href="#">インターネットによる契約(3)</a>	「民法」の契約・・・隔地者間契約で困ること	4.1	05.10.11
127	<a href="#">インターネットによる契約(4)</a>	「民法」と「電子契約法」	4.1	05.10.11
128	<a href="#">インターネットによる契約(5)</a>	「電子契約法」・・・消費者の操作ミスの救済	4.1	05.10.11
129	<a href="#">インターネットによる契約(6)</a>	「電子契約法」・・・契約の成立時期	4.1	05.10.11
130	<a href="#">インターネットによる契約(7)</a>	「電子契約法」・・・なりすまし犯罪、「未成年者の契約」	4.1	05.10.11
131	<a href="#">デジタル録音・録画とインターネット</a>	テレビ番組の録画と配信	2.2	05.10.11
132	<a href="#">インターネット上の違法コピー(1)</a>	ファイル交換ソフト	1.2	05.10.24
133	<a href="#">インターネット上の違法コピー(2)</a>	匿名性が高いファイル交換ソフト「Winny」	1.2	05.10.24
134	<a href="#">平成15年著作権法改正(1)</a>	学校教育に関係が深いもの	1.2	05.10.24
135	<a href="#">平成15年著作権法改正(2)</a>	許諾が要らない例外がなぜあるのか	8	05.10.24
136	<a href="#">平成15年著作権法改正(3)</a>	著作権が強化されるものとそうでないもの	8	05.10.24
137	<a href="#">平成15年著作権法改正(4)</a>	「実演家人格権」新設、有線放送・放送事業者に「送信可能化権」、映画に70年	5.1	05.10.24
138	<a href="#">メールの検閲</a>	社員のメールやネットの私的使用を監視できる？	2.1	05.10.24
139	<a href="#">ファイル交換ソフトの違法性</a>	「Winny」技術開発と違法性	8	05.10.24
140	<a href="#">有害情報と匿名社会</a>	メールや書込みで社会が混乱	2.3	05.11.7
141	<a href="#">「著作物」とは</a>	元少年が「Winny」で懲役1年	2.2	05.11.7
142	<a href="#">著作者や知的財産</a>	著作者の権利・・・「著作者人格権」と「著作権」	8	05.11.7
143	<a href="#">「物」と「情報」のちがいは？無体物の特徴</a>	「情報」は「占有」できない	8	05.11.7
144	<a href="#">悪徳アダルトサイト</a>	ネット上は罠だらけ	6	05.11.7
145	<a href="#">他人の著作物の上映</a>	パワーポイントの著作権	2.2	05.11.7

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS

## 目次 5

号数	項目	サブタイトル	分類	発行日
146	技術革新が社会に与える影響	商品開発と技術開発	8	2005.11.7
147	人格的利益	プライバシー権や著作権者人格権・実演家人格権	2.1	05.11.7
148	技術革新が社会を変える(1)	CDと音楽配信	8	05.11.9
149	技術革新が社会を変える(2)	音楽配信と音楽業界	8	05.11.9
150	知的財産(無体財産)	著作権と特許権の相違点	8	05.11.9
151	インターネット上の情報発信と権利の侵害	海外サイトの権利の侵害	2.3	05.11.9
152	指導演「インターネットの情報発信と権利の侵害」(1)	誹謗中傷を削除する方法	2.3	05.9.26
153	指導演「インターネットの情報発信と権利の侵害」(2)	「権利の侵害が明らかなき」とは	2.3	05.9.26
154	指導演「インターネットの情報発信と権利の侵害」(3)	「侵害情報の通知書」を書いてみよう	2.3	05.9.26
155	指導演「インターネットの情報発信と権利の侵害」(4)	「侵害情報の通知書兼送信防止措置に関する照会書」	2.3	05.9.26
156	指導演「インターネットの情報発信と権利の侵害」(5)	インターネットの情報発信の特徴	2.3	05.9.26
157	指導演「インターネットの情報発信と権利の侵害」(6)	被害者と発信者の権利の保護	2.3	05.9.26
158	指導演「インターネット上の有害情報」(1)	表現の自由	2.3	05.10.5
159	指導演「インターネット上の有害情報」(2)	「出会い系サイト」	6	05.10.5
160	指導演「インターネット上の有害情報」(3)	「自殺サイト」と「爆発物製造サイト」	6	05.10.5
161	指導演「インターネット上の有害情報」(4)	P2Pファイル交換ソフトとオンラインゲーム	6	05.10.5
162	指導演「インターネット上の有害情報」(5)	有害情報を分類してみよう	6	05.10.5
163	指導演「インターネット上の有害情報」(6)	メディアリテラシー	1	05.10.5
164	指導演「インターネット上の有害情報」(7)	有害なコンテンツへの対策	1.1	05.10.5
165	指導演「物と情報は違うぞ」(1)	使用許諾契約は任意契約	5.1	05.11.21

# SEKIKO いいねっと！ニュース

SEKIKO good-net NEWS

## 目次 6

号数	項目	サブタイトル	分類	発行日
166	<a href="#">指導案「物と情報は違うぞ」(2)</a>	使用の「許諾」であり「売却」ではない	5.1	05.11.21
167	<a href="#">指導案「物と情報は違うぞ」(3)</a>	「使用料」と「売却料」の違い	5.1	05.11.21
168	<a href="#">指導案「物と情報は違うぞ」(4)</a>	「情報」は「占有」できない	5.1	05.11.21
< 情報モラル指導内容分類 >				
1 情報収集における課題	1.1 適切な手続きによる情報の収集			
	1.2 著作権などの尊重			
	1.3 情報の信頼性についての意識			
2 情報発信における課題	2.1 プライバシーの保護			
	2.2 著作権などの尊重			
	2.3 情報発信に伴う責任			
3 コミュニケーションにおける課題	3.1 エチケット(ネチケット)			
	3.2 相手への配慮			
4 情報通信ネットワーク利用における課題	4.1 ガイドラインの遵守			
	4.2 セキュリティへの配慮			
5 制作活動における課題	5.1 著作権などの尊重			
6 未知の相手からの情報や出所不明の情報に対する対応				
7 コンピュータ犯罪に巻き込まれないための対応				
8 その他				

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第66号

2005.6.6

「SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー」スタート

## 「SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー」スタート

「SEKIKO いいねっと！ニュース」は、山口県内の高校生による違法コピー事件をきっかけとして、2002年7月12日に創刊しました。以来、3年間で65号(号外は除く)を数えるまでになりました。その間、著作権を軸にして情報ネットワーク社会の変化を簡単に話してきたつもりです。

## 社会の変化・・・なぜそうなったのかを考えよう

急速な技術の進歩、新卒の事件、著作権法の改正や個人情報保護法の施行など情報ネットワーク社会を取り巻く環境は大きく変化しています。なぜ変化したか考えることで、次に何が変化するか分かるはず。この視点で「情報モラル」を考える必要があります。

そこで、旧「SEKIKO いいねっと！ニュース」の内容を社会の変化に合わせて刷新し、「SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー」として再スタートすることにしました。

### ※ クイズ

「SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー」の“レビュー”ってなんですか。

再評価                      見直し・反省                      改訂                      芸能界にデビューすること

は間違い。

このニュースは読み捨ててもらって結構です。(ただし、持ち帰って捨てること。) そのかわり、

**配られたらすぐに読んで下さい。**でも、捨てずにファイルすると「情報モラル総合誌」が出来上ります。

## 情報ネットワーク社会 = 技術革新 = 急速な変化

IT技術ほど技術革新のスピードが速い分野は他にありません。しかもその影響が科学技術の分野に留まらず、社会の仕組みそのものに大きな変化をもたらします。たとえば、エンジンの技術革新によって自動車の性能が上がっても、それによってすぐさま世の中の法律が変わることはありませんね。

しかし、IT技術はそうはいきません。素人でもかつてのプロと同じコンテンツが作れるようになったり、大量の複製が出回ったりします。専門家しか近寄れなかったネットワークシステムに、高校生がインターネットから入り込み、簡単に悪さ出来るようになります。ネット上に爆発物製造や自殺マニュアルが氾濫しています。「えーっ、まさか……」と言う決まり文句が繰り返され、やがて法律など社会のルールを変える必要に迫られます。

IT技術は純粋な科学技術としての性格と、その影響が社会の隅々まで及ぶという性格を同時に持っています。その分大騒ぎになりやすいのです。

### ※ クイズ 中・高校生に世間はなぜびっくりするのか

「何っ！中学生が学校の成績データを不正入手した？」とか、「高校生がコンピュータソフトをコピーしてインターネットで販売したって……」、「小学生が掲示板で悪口を言われて友達を傷つけただど……」とか言うニュースが流れるたびに、世間は驚きの目で子供たちを見ます。なぜでしょうか？

子供がパソコンを使いこなす技術が急速に向上しているから

世間のほとんどの人が、技術的にはその程度のことは子供でもできるということが分かっていないから

同じことをやってこっぴどい目にあつた人を知らなかったから、何がおきるか実感できずにやってしまうから

学校の先生のしかり方が足りないから

### ※ 答

事件が起こって世間が驚く一番の原因は、世間の大半の人がIT技術でどんなことができるのか分かっていないことではないでしょうか。起きた事件を後から考えてみると、誰かがいつかやるかもしれないと予測できることばかりです。

## 情報ネットワーク社会の良き市民となるために

3年前の創刊号を見ると、「社会の変化を見ながら、情報ネットワーク社会の可能性やもろさを考えてみようというのが、このニュースの目的です。関工生が「情報倫理(情報モラル)」を率先して守り、来るべき情報ネットワーク社会の良き市民となって、「関工っていいね！」と言われるように願いをこめて、「SEKIKO いいねっと！ニュース」を創刊します。」と書いてあります。

情報ネットワーク社会で、関工生が臆することなくメディアを駆使して活躍するための一助となるのが「SEKIKO いいねっと！ニュース」発行の目的です。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第67号

2005.6.14

「県立高校爆発事件」の一因か …… 有害ネット情報

## 爆発物製造法はネットから

平成17年6月10日(金)本県内の県立高校で、3年生の生徒が教室に爆発物を投げ込み爆発させるという事件が起きました。この事件は教室で爆発物を爆発させると言う点で全国に衝撃を与えました。

報道によると生徒は、インターネットの爆発物製造方法が書かれたホームページを参考にしていたとのこと。

## 犯罪に巻き込まれる中・高生 …… 有害サイトの情報で事件多発

[事件1] 平成15年12月 横浜市の中学生2人が爆発物を調合中に爆発し重傷を負う。

製造方法はインターネットから知識を得ていた。

[事件2] 平成14年7月 東京ゆりかもめ線駅構内爆発事件で高校2年生爆発物取締法違反容疑で逮捕。

「目立ちたかった」、製造方法は「インターネットから知識を得た」と供述。

[事件3] 平成12年2月 東京歌舞伎町ビデオ店で高校2年生を逮捕。

「威力を試したかった」、中学時代から製造方法をインターネットで研究していたと供述。

このように興味本位で中・高校生が起こす事件が多発しています。

### ✂ クイズ

関工生の関門橋之介君は、インターネットに爆発物製造方法を説明したホームページを作りました。何か法律に触れますか。

### 答

違法ではありません。憲法第21条1項で「一切の表現の自由」が保障されています。

## ネット上でも守られる …… 「表現の自由」

ここで言う「表現の自由」とは、個人が外部に向かってその思想・主張・意思・感情などを表現する自由のことです。他人の権利を侵害しない限り(例えば、名誉毀損、プライバシー侵害などがあればダメ)、一応はインターネットで、何でも言えるし、どんなことでも主張できると言うことになります。

### ✂ クイズ

それでは、国などがこりゃ怪しいというホームページの内容を強制的に調査することができますか。

### 答

できません。憲法第21条2項で一切の検閲を禁じています。ここで言う「検閲」とは、公の機関が国民の表現行為の内容や思想を強制的に調査することを言います。検閲を禁止することで表現の自由を徹底的に保障しているのです。

## ネットの世界は「何でもあり？」 …… 有害情報氾濫

最近のネット上は、トンデモ情報、誹謗中傷、わいせつ図画(写真などのこと)、自殺サイト、爆弾マニュアルなどのオンパレードで、目を覆いたくなる状態です。

### ✂ クイズ

前のクイズで、関門橋之助君のホームページの情報に基づいて、誰かが爆発物を製造し、爆発させ、実際に人が被害をこうむっても罪に問われない。これホント？

### 答

ウソ。罪に問われます。実際に被害者が出れば、場合によってはその犯罪の教唆(“きょうさ”=そそのかすこと)や幫助(“ぼうじょ”=助けること)の罪に問われることになります。さらに不法行為責任を問われる可能性もあります。

## いつの時代も、悪事と規制の追っかけっこ

インターネットの有害情報により引き起こされる事件が急増しています。インターネットの有害情報を規制する法律を作ろうとする動きがあります。これに関連して、ネットを通じて自殺を募る事件や、自殺サイトについてどう思いますか。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第68号

2005.6.23

世の中著作物だらけ

## ⌘ 著作権で大きな利益

著作権って聞いたことがありますか。著作物の作者が持っている権利のことです。アーティストのつんく氏はモー娘のヒット曲をたくさん作りその著作権料は多額です。そうは言うものの作曲家としてみんなの知らないところできっと苦労があると思います。だからその著作権を侵害したら大変です。

## ⌘ クイズ

著作物でないのはどれ？

- |                 |                |             |
|-----------------|----------------|-------------|
| (ア)書籍           | (イ)コンピュータソフト   | (ウ)ゲームソフト   |
| (エ)DVDソフト       | (オ)CDレコード      | (カ)DVDビデオ映画 |
| (キ)テレビ映画        | (ク)駅の時刻表       | (ケ)気象データ    |
| (コ)人口統計データ      | (サ)コンピュータプログラム | (シ)データベース   |
| (ス)写真館の自分の証明写真  | (セ)関工校歌        | (ソ)日記       |
| (タ)アニメキャラクター    | (チ)ラップダンス      | (ツ)着メロ      |
| (テ)コンサートのステージ装置 | (ト)学術論文        | (ナ)ホームページ   |
| (ニ)市役所の観光パンフレット | (ヌ)新聞記事        | (ネ)グラビア     |
| (ノ)写真           | (ハ)浪花節         | (ヒ)漫才       |

共通していることは？

思想、感情を創作的に表現したもので

文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもの

これが著作物の定義です。こうしてみると、

## ⌘ 著作物でない物を探す方が難しい！

答

駅の時刻表、気象データ、人口統計データ

編集等に工夫をしていない単なる事実の表現は著作物とみなされません。ですから上の答えにあげたものでも、例えば、時刻表でも見やすくする工夫が凝らされていれば著作物となります。

新聞記事は取材方法や編集に工夫が凝らされています。

自分の証明写真は、いわゆる肖像権は本人にあります。うまく撮る創意工夫に対して著作権はカメラマンにあります。

## ⌘ クイズ

創作性がまったく無いもの、たとえば日付けとその日の天気だけを打ち込んだデータベースは、著作物ではないのでコピーのし放題である。これホント？

答

別の法律で守られます。

創作性は無いけれど労力をかけて作ったもの(例えば電話番号と名前だけのデータベース等)は不正競争防止法でデッドコピー(そのままの丸ごとコピー)が禁止されます。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第69号

2005.6.23

著作物は著作権法で分類されています

## ⌘ 著作権法

著作権についてルールを定めたものが著作権法です。

著作物を種類別に分けて定義し、それぞれの著作物についてやっていい事といけない事を決めています。

## ⌘ 著作物

著作物は多種多様なので一口に定義できません。そこで著作権法は著作物を例示して分類しています。

小説、脚本、論文、講演などの「言語の著作物」

「音楽の著作物」

日舞、ダンス、パントマイムなどの「舞踏または無言劇の著作物」

絵画、版画、彫刻などの「美術の著作物」

「建築の著作物」

地図、図面、図表、模型などの「図形の著作物」

「映画の著作物」

「写真の著作物」

「プログラムの著作物」

その他に次のようなものも著作物として加えられています。

「二次的著作物」

原著物に新たな創作性を加えて作られたものは原作とは別の著作物となります。

たとえば、原作を翻訳したり映画化したり変形して作った著作物。

「編集著作物(データベースを除く)」

個々の著作物(著作物でなくてもいい)を部品として編成され収録されたもの。

個々の著作物とは別に、全体として編集著作物として保護されます。

例えば、新聞や雑誌は個々の記事が部品となった編集著作物です。

データベースの著作物

編集著作物のうちコンピュータで検索できるもの。部品が単なるデータでも全体として保護。

## ⌘ クイズ

前号のクイズの(A)~(I)の著作物は著作権法の種類のどれに当たりますか。記号で答えみよう。

小説、脚本、論文、講演などの言語の著作物 ( )

音楽の著作物 ( )

舞踏または無言劇の著作物 ( )

絵画、版画、彫刻などの美術の著作物 ( )

建築の著作物 ( )

地図、図面、図表、模型などの図表の著作物 ( )

映画の著作物 ( )

写真の著作物 ( )

プログラムの著作物 ( )

二次的著作物 ( )

編集著作物(データベースを除く) ( )

データベースの著作物 ( )

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第70号

2005.6.23

著作権の基本用語(その1)

## 著作権法で使われる用語

だんだん話が難しくなって、分からなくなってきましたね。この辺でこれからよく使う専門用語を定義しましょう。分からなくなったらここに帰って思い出して下さい。

著作権法用語を難しい言葉で定義しているのは嫌がらせをしているのではなく、誰が読んでも内容の理解に差が生じないようにするためです。法律とはそんなものです。

専門用語講座(1) …… 最初は面白くない。

⌘ 「著作物」とは

前回やったので省略。

⌘ 「実演」とは

「著作物を、演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠すること。」です。

⌘ 「実演家」とは ……

歌手は実演家

「俳優、舞踏家(ダンサー)、演奏家、歌手と、それらを指揮し演出する者」を指します。指揮者や演出家も含まれます。

## えっ！CDレコードと著作権法の「レコード」って違うの？

⌘ 「レコード」とは “record” …… 「録音」

「蓄音機用音盤、録音テープなどに音を固定したものをいいます。

音を最初に固定(録音)したものを著作権法上の「レコード」というのです。

従ってCDレコードでいえば、曲の吹き込みの「原盤(マスター)」のことを指します。

市販のCDレコードはこの「レコード」の複製物に当たります。普段“レコード”と言っているのは、正しくは“レコード”の複製物”です。あとから出てくる「商業用レコード」に当たります。

⌘ クイズ

関工生の壇ノ浦義経君は、山陰線を走るSLの音ばかりを収録した市販のCDレコードを買いました。SLの音は音楽ではないので無断でダビングのし放題である。これホント？

答

音にも著作権があります。ここで注意しなければならないのは、レコードの定義が「“音”を“固定したもの”」となっていることです。“音”となっているので、鳥の声、虫の音、せせらぎなど全て含まれます。

また、“固定(録音)したもの”となっているので、録音するものはDVD、CD、テープ、パソコンのハードディスクなど何でも構わないことになります。

⌘ 「レコード製作者」とは

「レコードに固定されている音を最初に固定した者」を言います。

一般には東芝EMI、エイベックス、日本コロムビアなどのレコード会社。

⌘ 「商業用レコード」とは

「市販の目的をもって製作されるレコードの複製物」を言います。

以後特記しない限り、レコードという場合商業用レコードを指すことにします。

⌘ クイズ

歌手のプロモーションビデオは新曲を紹介するものですが映像も付いてるぞ。さて、これはレコード？

答

レコードではありません。音を映像とともに再生する目的のものはレコードから除外されています。

「レコードとは蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものを(音をもつばら映像とともに再生することを目的とするものを除く)をいう。」(著作権法第二条五項)

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第71号

2005.6.23

違法コピー事件(その1)

巻き込まれる中高生

## ⌘ 巻き込まれる中高生

無知による(中には確信犯もいる)中高校生の違法コピー事件が多発し、いまだに無くなりません。彼らに特徴的なことは罪の意識が薄いということです。

## ⌘ 増加が予想される中高生犯罪

### 違法コピー

違法コピーをネット上で販売。

### 不正アクセス

他人のコンピュータへの新入、いわゆるハッカー行為。

### プライバシー侵害

- ・ 違法撮影のネット送信被害。
- ・ 誹謗中傷。

### ネット詐欺

### ネットの有害情報に触発された犯罪

## 中高生の過去の事件 …… 急増中

## ⌘ 事件 「ポンポンネット事件」 H10.1月

ハッカーの技術力誇示で高1生逮捕。

ネットに侵入してパスワード等を盗んで見せてプロバイダーを脅し、電子計算機損壊等業務妨害罪と強要未遂で警視庁に逮捕。

## ⌘ 事件 「ID無断使用」 H12.5月

他人のパスワードを使ってインターネットのゲームをした会社員を不正アクセス禁止法違反の疑いで警視庁が逮捕。会社員に盗んだIDとパスワードを教えてもらってゲームをした中学生が補導される。

ネット犯罪に対応するために新たに作られた不正アクセス禁止法が適用された全国二例目の事件に早くも中学生が関与。

## ⌘ 事件 「ファミコン決死隊」 H12.7月

自分のホームページからゲームソフトを無料でダウンロードさせていた17才の少年を含む4人を長野県警が逮捕。彼らは自らを「ファミコン決死隊」と称して犯行に及んでいた。

## ⌘ 事件 「岩国市内高校生違法コピー」 H12.9月

自分のホームページで注文を取った上でコンピュータソフトの違法コピーを販売していた岩国市内の高校生を逮捕。この事件は全国に大きく報じられ、県内外の学校関係者に衝撃を与えました。この高校生は莫大な損害賠償を請求される可能性があります。

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第72号

2005.6.26

個人情報保護(1)

クレジットカードのデータ流出

## 盗まれたクレジットカード番号データで多額の買い物

平成17年6月、米国大手クレジット会社のクレジットカードの個人情報が大量に流出し、不正使用されるという事件が起きました。被害は外国で買い物をした日本人にも及び、6月24日における国内の被害総額は「1億2千万円を超え」ました。(日経新聞)

### ⌘ クレジットカードって何？

クレジットカードは、クレジットカードの加盟店では、現金で払う代わりにクレジットカードを渡して、サインするだけで買い物ができるしくみです。代金は後からあなたの銀行口座から引き落とされます。この時、絶対に漏らしてはいけないものはカードに記録されているクレジットカード番号です。

## あなたのカードが偽造され、買い物に使われる・・・知らないうちに！

本人でなくてもクレジットカード番号さえ分れば買い物ができます。さらに、氏名、クレジットカード番号、カードの有効期限が分かれば、インターネットでも買い物ができます。

クレジットカードはシステムが適正に運用されれば、現金を持ち歩かなくても買い物ができる大変便利なものですが、今回のようなリスクもあります。つまりカード情報は個人情報の塊です。

### ⌘ なぜ事件は起こったか・・・個人情報「宝の山」+ IT社会

基本的にはお客、加盟店、金融機関で成り立っていますが、カードを使う人が膨大になったため、店と銀行の間でカード情報を転送する役割をする情報処理会社に委託していました。

データ流出

不正アクセス？

(ネット販売でも可)

カード情報

[加盟店]

[情報処理会社]

[金融機関]

中継

転送

請求

お客

お客

クレジット会社と情報処理会社は契約で、カード情報は保存しないという契約をしていましたが、これを破ってカード情報を複製していました。

現在捜査中ですが、何者かが情報処理会社のシステムに不正アクセス等を行い、データを流出させた疑いがあります。

### ⌘ クイズ

誤って顧客データを消してしまった場合に備えて、データのバックアップ(複製)をとることはよくあります。

それでは、クレジットカード会社は、委託先の情報処理会社が外部からの不正アクセスさえ防げれば、データの複製を禁止する内容を契約に盛り込む必要はない。これホント？

答

正しくない。データの流出はネットワークだけとは限りません。委託先の従業員が紙のコピーを盗み見たり、持ち出すかもしれません。個人情報はとても大切なものなので、契約で念には念を入れているのです。

<キーワード>・・・情報ネットワーク社会の怖さ・・・<どこで、誰が？>

### ⌘ 個人情報・・・いったん漏れたら、どこで誰に使われるか分からない怖さ

### ⌘ クイズ

「個人情報」って何ですか？

個人が仕事のために集めた個人的資料

個人を識別できるもの

個人のナイス話

答

。おおざっぱに言うと、個人を識別できるものです。氏名、住所、電話番号など他にもいっぱいあるぞ。

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第73号

2005.6.26

個人情報保護(2)

「個人情報」とプライバシー

「個人情報」と「プライバシー」・・・世界にばらまかれる怖さ

平成17年6月、米国大手クレジット会社のクレジットカードデータの流出事件は、被害が多くの国に広がり、個人情報の流出がいかに広範囲な影響を及ぼすかを如実に示しました。

※ クイズ

関工生の壇ノ浦義経君は、お年玉年賀はがきが一枚も当たらずがっかりしていたら、翌日、事務用品販売店の折込チラシが入っていました。「下一桁が“1”または“2”のお年玉年賀はがきを持参すれば、もれなく景品を差し上げます。」とありました。小学校の恩師から届いた家族の写真付の年賀はがきが当たっていたので持参しました。販売店は確認のためと言って、そのはがきの表と裏をコピーした後返してくれました。よかったですでしょうか。

答

恩師の個人情報が流出する可能性があるのでやめたほうがよい。

※ クイズ

この場合、流出する可能性のある個人情報にはどのようなものがありますか。

答

恩師の 氏名 住所 電話番号 メールアドレス 家族構成 家族の年齢 職業

恩師はもちろんのこと、壇ノ浦君の知らない所で、思いもよらないことが起きている可能性があります。恩師は後で、妙にダイレクトメールが多くなったなあ、なぜこんなに小学生の息子の家庭教師勧誘の電話がかかってくるんだろうと、首をかきげることになるかも知れません。

「個人情報」とは <キーワード>・・・<キモチ悪い> 知らない人に知られていたら

「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」(以下、個人情報保護法、平成17年4月1日より全面施行)によって次のように定義されています。

個人に関する情報であって、その情報に含まれる

氏名  
生年月日  
その他の記述等

により

特定の個人を識別できるもの

を言います。

「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」(個人情報保護法第二条1項)

※ 声や写真も個人情報？ 合わせて考えると分かるものも個人情報？

※ クイズ

次の中で個人情報はどれですか。

声 写真 筆跡 成績 趣味 メールアドレス ニックネーム

答

その情報で個人が特定できる場合は全部個人情報になりうる。一つ一つでは誰のことか分からないけれど、いくつか組み合わせると、個人が特定できる場合、それらは個人情報となるので注意が必要です。

たとえば、123@abc.jpというメールアドレスだけでは、誰のものか分からないけれど、電話番号と組み合わせると誰のアドレスか分かるような場合、メールアドレスも電話番号も個人情報ということになります。

「プライバシー」とは

個人情報を、第三者に対して、本人の意思に反して公表されない権利がいわゆる「プライバシー権」です。

※ クイズ

なぜ、個人情報保護法が制定されたのですか。

答

政府・民間のサービスのIT化、国際間情報流通のIT化 プライバシーなど個人の権利の侵害リスクが増大  
個人情報の利用と保護を調和させるために、法律を作って民間企業、政府の守るべきことを決めたのです。

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第74号

2005.7.1

個人情報保護(3)

「個人情報保護法」(正式名「個人情報の保護に関する法律」)

## 「個人情報」と「個人データ」は違うぞ

いきなりわけが分からない話ですね。法律を理解するには、まず言葉の定義からやっつけます。「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」)では

### ※ 「個人情報」とは

個人に関する情報であって、その情報に含まれる

氏名

生年月日

その他の記述等

により

特定の個人を識別できるもの

を言います。

「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日

その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、

それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」(個人情報保護法第二条1項)

## 「個人情報」は利用し易くすると「個人情報データベース」

### ※ 「個人情報データベース等」とは

「個人情報」を含む情報の集合物で検索が出来るようにしたものです。典型的な例はコンピュータ入力した顧客名簿です。また、コンピュータ処理していなくても、目次をつけて検索できるようにしたものはこれに含まれます。

「この法律において、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう、

特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することが出来るように体系的に構成したもの

特定の個人を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるとして政令で定めるもの。」(個人情報保護法第二条2項)

## 「個人データ」は「個人情報データベース」の中の「個人情報」

### ※ 「個人データ」とは

「個人情報データベース等」を構成する「個人情報」のことを言います。(個人情報保護法第二条4項)

## 5千人の「個人データ」を扱う事業者が「個人情報保護法」の規制対象 …… 個人は対象外

### ※ 「個人情報取扱事業者」とは

保有している個人データが、過去6か月間に5千人分を超える事業者を言います。つまり大量の個人データを扱っている事業者のことです。そのため個人データの取扱に細心の注意を払わなければなりません。

「この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。」(個人情報保護法第二条3項)

### ※ クイズ

「個人情報」は第三者に提供しても違法ではないが、「個人データ」を第三者に提供すると違法である。これホント？

答

本当です。

例えば私が、人がくれた名刺を他の人にあげても、マナーの問題は残るにしろ、「個人情報保護法」に違反することにはなりません。しかし、「個人情報」であるこの名刺の情報を、コンピュータ入力して自分の持っている5千件の顧客データに加えた上で、この人のデータ(「個人データ」)を他人に提供すると、個人情報保護法違反となります。

### ※ クイズ

なぜ違反となるのですか。

答

名刺の「個人情報」はコンピュータ入力されると「個人情報データベース等」の一部となります。その途端、「個人情報」は「個人データ」となってしまう、個人情報保護法の保護対象になるからです。

「個人データ」は本人の合意なしに第三者に提供することは出来ません。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第75号

2005.7.1

個人情報保護(4)

高校生と「個人情報保護法」

知らないうちに自分のことが他人に知られていたら「気持ち悪い」

## ※ クイズ

関工生の壇ノ浦義経君は、路上で若い女性に声をかけられ、「旅行について」と称するアンケートに答えました。最後に家族構成と年齢、自宅の住所と電話番号、携帯番号とメールアドレスを聞かれて答えました。次の中からその後に届いたり起こる可能性のある事を選んでみてください。

旅行のパンフレット	旅行勧誘メール
お父さんへ投資勧誘の電話	お姉ちゃんへ成人式着物カタログ
お母さんへ通販ネット勧誘	アダルトサイトメール
出会い系サイトメール	芸能界デビューの誘い
お兄ちゃんへ交際紹介メール	セールスマンの訪問が増える
小5の弟の家庭教師勧誘電話	いたずら電話
	架空請求のメールやはがき

## 答

すべて起こり得ます。壇ノ浦君が答えたことは、本人と家族の「個人情報」です。それは他の人から見れば、将来のお得意様になり得る宝の山です。また、悪徳業者から見れば「えものリスト」でもあります。

望めば別ですが、一番心配なことはメールやダイレクトメールや電話などによる営業勧誘に使われることです。

## ※ IT社会の恩恵

壇ノ浦君は届いた旅行の情報はもともと欲しかったので、旅行会社の窓口に行く手間が省けて大助かりです。家のインターネットで写真を見ながら、家族で大いに盛り上がりました。

## ※ いいことばかりではない・・・何に使われるか分からない

一方、お父さんの投資勧誘やお母さんが欲しがってもいない通販ネットの勧誘は迷惑な話です。

IT社会の急速な進展・・・「個人情報の利用」と「個人の権利利益保護」の調和

<長所> ・ネット取引やネットサービスは便利  
・情報の自由な流通  
調和

<短所> ・プライバシー等個人の権利利益の侵害

## ※ 「個人情報保護法」とは <キーワード>・・・ダメだ！やめろ！といえる

「個人情報取扱事業者」が、意反して自分の個人情報取得したり、使ったりすることを拒否できる法律です。

## ※ 「個人情報保護法」の内容

「個人情報取扱事業者」の「個人情報」の取得・利用を制限

「個人情報取扱事業者」は人の「個人情報」を取得したときは、利用目的を本人に通知しなければならない

<自己情報コントロール権>

「個人情報取扱事業者」は利用目的以外で使う時は本人の同意が必要です

「個人情報取扱事業者」は「個人データ」を第三者に提供する時は本人の同意が必要です

オプトアウト ( opt out )・・・本人の求めによる「個人データ」の第三者への提供停止

## ※ クイズ

関工生の関門橋之介君は、しつこいストーカーに困果で、引っ越して一軒屋を借りました。ほどなくして市販の住宅地図を見ると、秘密にしていたはずの自分の家が名前入りで載っています。知らないうちに表札が調べられて掲載されていました。この場合、住宅地図業者は個人情報保護法違反である。これホント？

## 答

違反ではありません。と の要件を満たせば本人の同意が無くても地図を第三者に提供できます。

本人の求めに応じて「個人データ」の第三者提供をやめること

次のことをあらかじめ本人に通知していること。(本人が簡単に知ることができる状態にしていれば可)

・第三者提供すること(例:市販する予定であること)

・「個人データ」の内容、提供方法(例:氏名を地図の中に記入する方法をとっていること)

・本人の求めにより第三者提供を停止すること(言われたら地図を配るのをやめるつもりであること)

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第76号

2005.7.1

違法コピー事件(その2)

学校の不正コピー

## ⌘ 事件 「店頭でパスワード盗む」 H12.12月

宮崎市内の家電販売店で店頭パソコン用のIDとパスワードを不正に入手し、それを使って約1か月間インターネットを使用した高2生と予備校生を宮崎県警が書類送検。(日経新聞)

## ⌘ 事件 「ポルノ画像販売」 H13.4月

電子掲示板を使って児童ポルノ画像を販売した中3生を児童売春・児童ポルノ禁止法違反で愛知県警が逮捕。わいせつ画像はインターネットから入手。インターネットの掲示板に広告を出し、児童ポルノ画像1万枚以上が入ったCD-Rを販売。(毎日新聞)

### 増える学校の不正コピー

## ⌘ 事件 「司法試験予備校違法コピーで8500万円賠償」 H13.5月

「エクセル」、「マックロード」、「ページメーカー」などのソフトの不正コピーが136台のパソコンに見つかった。また、ほかの219台のパソコンにもあると推定して、東京地裁は東京の大手司法試験受験予備校にマイクロソフト、アップル、アドビシステムズ社に対して8500万円の支払いを命じた。(日経新聞)

## ⌘ 事件 「専門学校5億7000万円を請求される」 H14.9月

「一太郎」、「ウィンドウズ」などが不正にコピーされ、生徒の実習に使われているとして、ジャストシステム、マイクロソフト社などは東京と大阪のコンピュータ専門学校3校に対して5億7000万円の損害賠償請求を東京地裁と大阪地裁に起こした。(日経新聞)

(社)コンピュータソフトウェア著作権協会は「生徒に創作技術を習得させ、デジタル時代のクリエイターを育てる重要な教育事業を営んでおり著作権を初めとする知的財産権の重要性について、高い意識を持つべき立場にある。」ことから残念と述べた。( (社)コンピュータソフトウェア著作権協会ホームページ)

### なぜ中高生の犯罪が増えるの？

インターネットの急速な普及。

インターネットの匿名性。

足が付きにくい。(本人が思っているだけ)

簡単にできる。

ソフトのコピーや送信が簡単。

密室で一人でできる。

周りの目が届かない。(保護者も知らない)

すぐには捕まらない。

ネット上では検索エンジンを使って常時違法コピーを検索しています。

罪の意識が薄い。

目の前に被害が見えない。

しばらくは儲かる。

しかし、損害賠償はそれをはるかにしのぐ額になる。ああ親が泣く……。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第77号

2005.7.1

文化祭の著作権(音楽編)  
バンド演奏・レコードコンサート

## 関工祭のバンドは違法演奏だった？

他人が作詞、作曲した楽曲を公衆に対して演奏(歌うことは演奏に含まれる)しようとする場合、あらかじめ作詞・作曲者の許諾が必要です。関工のバンド演奏は観客(公衆と見なされる)にヒット曲を演奏して聞かせていたのですから、演奏していいよという作詞・作曲者の許諾がいります。また、著作権料を支払わなければなりません。

そのため、事前に(社)日本著作権協会に演奏可否の問い合わせる必要があります。

## (社)日本音楽著作権協会 …… どんな協会？

通称ジャスラック(JASRAC)は音楽に関する国内で最大の著作権管理団体です。多くの作詞・作曲者はここに自分の曲の著作権料の取立てを依頼しています。ジャスラックが著作権料をまとめて集めて各作詞・作曲家に配分します。

### ⌘ クイズ

関工祭のバンドは公衆の前で曲を演奏していますが、曲の作詞・作曲者に曲の使用料として著作権料を支払う義務があるのですか。

### ⌘ 答

払わなくてOK。よかったねー。

なぜ許諾がいらないのでしょうか。それはバンド演奏が入場料を取っていないので営利を目的としない演奏に当たるからです。営利目的で公衆に対して演奏する場合は許諾がいります。

## 許諾なしに演奏できる場合 …… 非営利目的の上演・演奏 …… 例外措置

営利を目的とせず、  
観客から、料金を徴収しない場合は、  
公表された著作物を  
上演・演奏・上映・口述することができる。(著作権法第38条)

ただし、許諾がいらないと言っても著作権者の権利を不当に侵害していないという事が前提です。必ず、著作権者に確認することが必要です。

## 吹奏楽部の演奏も演劇部の演劇もOK …… 非営利目的の場合

吹奏楽部の演奏も、演劇部の劇の上演も、営利目的でなければ、関工のバンド演奏の場合と同じ理由で許諾は不要です。ただし、著作権者の権利を不当に侵害していないという事が前提です。必ず、確認が必要。

## レコード喫茶は違法？

### ⌘ クイズ

関工祭で教室で市販CDを流してレコードコンサートをしました。著作権者の許諾がいりますか。  
また、複数のCDレコードから気に入った曲を録音してつくったCD-RWをそこで流していいですか。

### ⌘ 答

市販のCDレコードそのものを教室でかけることは、営利を目的としない上演・演奏・上映・口述に該当し、許諾はいりません。ただし、入場料をとったり有料の喫茶店にすると、営利目的となり、許諾が必要になります。

次に、市販のCDレコードそのものを流すのではなく、レコードから録音したものを公衆に対して流すと違法になります。自分で聞くためにだけに録音することは私的使用目的の複製ですから、複製権の例外措置として認められています。

しかし、のように複製した物を公衆に聞かせると私的使用目的の複製ではなくなり違法となります。

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第78号

2005.7.4

著作権の基本用語(その2)

「公衆」とは

## 「公衆」って「不特定多数」のこと？

著作権法には「公衆」という言葉が頻繁に出てきます。著作物を見せたり聞かせたりする対象が「公衆」か否かで、著作権法の適用のし方が大きく変わってきます。

では試しに次のクイズに答えてみてください。

### ※ クイズ

「公衆」とは何人以上を指しますか？

また、知り合いばかり50人の前で演奏すると、「公衆」に対して演奏したことになりますか？

### ※ 答

人数では決まらない。

微妙です。

この様に「不特定多数」の人(つまり「不特定人」かつ「多数」)を「公衆」と考えがちですが間違いです。

※ 「公衆」は「不特定人か否か」や「多数か否か」では決まらない。

## たった1人でも「公衆」

次の例を考えれば分かり易いと思います。

- ・ 数年前、個室ビデオがはまりました。見たい映画のビデオを店の入口で借りて個室で見ます。この場合1人しか入場できませんが、どのお客でも入れるので、「映画の著作物」の「公衆に対する上映」になります。
- ・ 公衆電話も名前の通り「一人」でも「公衆」の電話です。

## 知り合いばかりでも「公衆」？

著作権法では知り合い(「特定」の人)ばかりでも、「多数」の場合には「公衆」とみなすという規定があります。「この法律に言う公衆は、特定かつ多数の者を含むものとする。」(著作権法第2条5項)

## 「特定」の人でも「多数」の場合は「公衆」になる

「特定」の人(例えば知り合いや同じ職場の従業員ばかり)であっても、「多数」である場合は「公衆」に当る。「会員のみが対象なので、不特定の人向けではない」と称して違法行為をする抜け道を防止するためです。

## 「多数」とは何人か

著作権法にはっきりと規定されていませんが、50人を超えれば、「多数」といえる。(判例あり)

## 「特定少数」には著作権は働かない

「不特定」でも「特定多数」でもない場合を「特定少数」と言います。

家族の前でヒット曲(音楽の著作物)を歌ったり演奏しても著作権料をとられませんね。家族が「特定少数」の場合に相当するからです。

### ※ クイズ

電話でヒット曲を歌ったり、演奏したりすると違法である。これホント？

### ※ 答

違法ではない。電話の相手は「特定」の人であり、「少数」です。

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第79号

2005.7.4

体育大会の著作権

音楽・アーチ

体育大会では多くの著作物が使われます。主なものは次の2つです。

- ・競技中の音楽
- ・アーチ

## 音楽について

競技中の音楽の繰り出しで放送部の諸君は大変な苦勞をしています。せっかくの苦勞も著作権を侵害していたら無に帰してしまいます。体育大会で使う楽曲の著作権の許諾が必要かどうかを判断する場合、まず考えなければならないことは、聞かせる対象が「公衆」かどうかです。

### ⌘ クイズ

体育大会の音楽は生徒だけでなく観客も聞きます。この場合の観客は「公衆」ですか？

### ⌘ 答

体育大会の観客は「公衆」です。

## 体育大会での市販CDレコードの演奏 …… 営利を目的としない上演・演奏

観客から入場料を取っているわけではありませんから、「公衆」に対する営利を目的としない上演・演奏に該当するので、市販のCDレコードを流す時に許諾は必要ありません。

## 市販のCDレコードの録音は流せません

許諾なしに著作物の複製(録音は複製)が認められているのは、「私的使用目的の複製」の場合だけです。買って来た市販のCDレコードをそのまま流すことは違法ではありませんが、競技でかける曲をあらかじめ順番に従って、複数の市販のCDレコードからCD-Rやテープに録音して流すと違法となります。録音(複製)が公衆に聞せるための複製になってしまい、複製権の侵害になるのです。

一般開放の体育大会が授業とみなされれば教育目的の複製として上記の複製は認められることになります。

## アーチについて

毎年各団が描き上げるアーチはみんなの楽しみです。その年のアーチ係は腕の見せ所です。ユニークで独創的な作品はすばらしい著作物です。ところが自分たちが苦勞してアイデアを出し、仕上げたデザインが翌年にライバルの団に真似されたらどんな気持ちでしょうか。時々見かけるキャラクターの図案も同じことで、原作者が見たら、あらかじめひとこと言ってくれてもいいのになあという気持ちになるでしょう。

## 体育大会といえどもキャラクターを許諾なしに描いてはいけません

### ⌘ クイズ

サザエポンはサザエさんでもないし、天才バカボンでもありません。しめしめ、これでサザエさんと天才バカボンを許諾をせずにアーチに使える。本当でしょうか？

## 二次的著作物

### ⌘ 答

ダメ。原作を変形することを「翻案」と言います。翻案によりできたものを「二次的著作物」と言い、立派な別個の著作物として保護されます。そして翻案者は新しい著作物の著作者となります。ただし翻案を行なうときは原著作権者の許諾がいります。

二次的著作物を使う時は現著作権者と翻案した人の両方の許諾がいります。サザエポンは二次的著作物に該当するので、2人の現著作権者とサザエポンの著作者の計3人の許諾がいります。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第80号

2005.9.2

著作権の基本用語(その3)

「私的使用」とは

## 「私的使用」とは？

「私的使用」とは  
「個人的にまたは  
家庭内その他これに準ずる限られた範囲内  
において使用すること」  
を言います。

## 著作物の「複製」はできない・・・これが原則です！

すべての著作物は著作権者の許諾がなければ複製はできませんね。しかし、レンタルCDを借りてきて自分で録音して聞いている人はたくさん見かけますが、著作権法違反で逮捕された話は聞きませんね。ちょっと前に大ヒットした映画「タイタニック」をビデオ店でレンタルして、テープにダビングして何回も見ては涙を流し続けている友人がいますが、まだ逮捕されたという話は聞いていません。なぜでしょう。

## 複製ができる特別な場合

次の場合は著作権法によって著作物を許諾なしに利用することが認められています。(学校に關係する主なもののみ)

- 私的使用のための複製 (第30条)
- 学校その他教育機関における複製 (第35条)
- 営利を目的としない上演、演奏等 (第38条)
- 引用 (第32条)
- プログラムの著作物の所有者による複製等 (第47条の2)
- 学校教育番組の放送等 (第34条)
- 試験問題としての複製 (第36条)

ただし、これらの場合も著作権者の利益不当に侵害しないという前提条件があります。

## ⌘ 「私的使用」の複製は許諾がいりません

## 「私的使用」でも著作権者の利益を不当に侵害する場合はダメ

## ⌘ クイズ

自分や家庭内で家族と見るためにレンタルビデオをダビングするのは、私的使用目的とみなされてOKです。

それでは、家族同様のいところに見せるためだと私的目的といえますか。いとこの親友だとどうでしょう。

## どこまでが「私的使用」？

## ⌘ 答

著作権法にははっきりと書かれていません。じゃあどうする。このような場合は、「著作権者の著しい不利益にならない範囲」が目安となります。今度はその目安はどうよ？となってきましたね。

はっきり分からない場合は大事をとってやめとくという良識とマナーが必要です。(実際には過去の裁判の結果が基準となる)



# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第82号

2005.9.2

著作権の基本用語(その3)

## 基本用語講座(3)

著作権法の基本用語講座です。「」内ものは著作権法で定義されています。

### ❖ 「映画製作者」とは

「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」を言います。映画の著作物の著作者とは必ずしも一致しませんが、映画の権利は契約によって映画製作者に帰属する場合があります。例としては東映や日活のような映画会社があります。

### ❖ 「プログラム」とは

「一つの結果を得ることができるように電子計算機に対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」を言います。関工生ならば何となく分かりますね。

### ❖ 「編集著作物」とは

「編集物(データベースに該当するものは除く)でその素材の選択または配列によって創作性を有するもの」を言います。

### ❖ 「データベース」とは

「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、電子計算機を用いて検索することができる様に体系的に構成したもの」を言います。「データベース」はもともと「編集著作物」として保護されてきましたが昭和61年の法改正で独立して保護することになりました。編集著作物が素材のレイアウトの創造性を重視するのに対して、データベースはコンピュータによる検索性が重視されています。

### ❖ 「二次的著作物」とは

「著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」を言います。小説が脚本化されたら脚本は小説の二次的著作物に当り、脚本が映画化され場合、映画は脚本の二次的著作物に当り、同時に小説の二次的著作物にも当ります。

### ❖ 翻訳とは

著作物を他の言語で表現することをいいます。

### ❖ 編曲とは

「音楽の著作物」で原曲をアレンジして新たな創作性を加えることをいいます。

### ❖ 変形とは

絵画から彫刻を作ったり、写真を絵画にしたりする場合のように著作物を違う種類の表現にすることをいいます。

### ❖ 翻案とは

「既存の著作物の基本的な筋や構成といった原著物の思想・感情の流れ、即ちいわゆる内面形式を維持しながら、具体的な表現である外面形式をかえること」です。\*作花文雄「詳解著作権法」(p.135、ぎょうせい、2001年)

具体的には、小説を脚本にすること、脚本を映画にすること、文章を要約すること、わかりやすく表現しなおすことなどが「翻案」に当ります。

### ❖ 引用とは

満たされている場合、自分の著作物に他人の著作物を許諾なしに使用できます。このことを「引用」といいます。

引用に必然性があること …… うまい表現なのでちょっと使わせてもらうのはダメ

引用部分が明瞭に区分されていること …… 引用部分をカギかっこでくくる

出所明示 …… 引用の著者名、原作品名を明記すること

### ❖ クイズ

最近では現作品をそのまま引用せず要約して引用(要約引用)する場合がありますが、これは「引用」ではなく「翻案」なので本当は許諾が要る。これホント？

### ❖ 答

要約引用は趣旨を忠実に要約して引用することです。「翻案」は、例えば「七人の侍」を西部劇版にすることです。要約引用は「引用」に当たるとはまだまだはっきりしていません。判例では要約引用を「引用」と認める方向にあります。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第83号

2005.9.2

携帯カメラとインターネットによるプライバシー侵害  
顔写真がばらまかれる怖さ

## 裁判所内の被告を携帯で撮影

### ⌘ 猫虐待犯人の顔をインターネットで流す

平成14年9月、猫の手やしっぽをはさみで切り、首を吊って死なせる様子をデジタルカメラで撮ってインターネットの掲示板にライブで流した男性が、動物愛護法違反の疑いで逮捕されるというショッキングな事件が起きました。福岡県警と警視庁が発信記録から犯人を割り出しました。

その後この容疑者の住所や顔写真がネット上に流される事件が起きました。いくら容疑者とはいえ、住所や顔写真などの個人情報が勝手に公開されることは許されません。

ところが、11月に、今度は裁判所内で裁判中のこの被告の顔が携帯電話のカメラで撮影され、インターネットに流されるという事件が起きました。裁判官が傍聴前に禁止の注意をしたにもかかわらず裁判の傍聴人が隠し撮りしたものです。

## 携帯カメラとプライバシー侵害

今回の事件には重要なことが二つあります。

携帯カメラを使った犯罪の広がり(隠し撮り)

プライバシーの侵害

裁判所内の撮影は禁止ですが、オウム真理教麻原被告を撮影し週刊誌へ掲載した事件は以前問題になりましたが、携帯カメラを使った隠し撮りとネットへ流すという行為は今回が初めてで、やっぱり起きたかという印象です。

ネット上の掲示板は匿名にすることができます。猫虐待犯も匿名で猫の虐待画像を掲載していましたが、それを見た人が警察へ通報して犯人を突き止めました。

### ⌘ プライバシーや著作権被害者の保護法

ネット上で自分の著作権やプライバシーが侵害された場合、被害者はインターネット接続会社を通じて発信者に削除を要請できます。

削除の同意が得られない場合はインターネット接続会社を通じて発信者の身元開示を要請できます。

発信者が同意しない場合は、裁判所に身元の開示を請求できます。

## ネット上で匿名のやり得はない！

### ⌘ 携帯カメラによる犯罪急増中

携帯カメラで女性のスカートの中を隠し撮りする犯罪が携帯カメラ発売直後から多発しています。携帯カメラの性能がアップし、撮影画像や映像の撮影能力と転送性能の向上に伴ってますます同種の犯罪が増えるものと思われます。

### ⌘ クイズ

うっかり他人のプライバシーを侵害しても心をこめて謝れば許してもらえる？

### ⌘ 答

正しくない。いったん公表されたプライバシーは回復できません。ばらまかれた情報の拡散を止めることは不可能です。あなたのヌード写真がばらまかれた時、見た人に忘れてくれと頼めますか。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第84号

2005.9.8

携帯電話

携帯の会話ってなぜ気になるの？

耳ざわりな車内の携帯 …… 車内の会話は気にならないのに

## ※ クイズ

<質問>

- (1) 車内やファミレスで携帯電話を使ったことがありますか。 はい いいえ  
(2) 人が車内やファミレスで携帯電話で話していると気になりますか。 はい いいえ

## ※ 答

- ・(1)(2)両方ともに “はい” 「自己チュー」タイプ  
・(1) “はい”、(2) “いいえ” 「正々堂々」タイプ  
・(1) “いいえ”、(2) “はい” 「典型的」タイプ  
・(1) “いいえ”、(2) “いいえ” 「神様」タイプ  
さてあなたはどのタイプだった？

声 …… 緊張すると周波数が高くなる？

## ※ クイズ

携帯電話の会話は大変気になります。同じ会話なのになぜでしょうか。  
携帯電話の電波が人の脳に悪さをしている  
携帯電話の会話では声の質が変わる  
自分より新しい携帯を持っているときだけ腹が立つように仕組んである

## ※ 答

です。携帯の会話の声のトーンが上がるのが気にさわる原因です。緊張すると声がうわずりますが、電話をかけることによって緊張が高まり、声の周波数も高くなります。かん高い声が気にさわるのと同じ理由です。また、相手の声が小さいと自分の声が聞こえないのかと錯覚して無意識に大きな声を出してしまうことも一因です。携帯電話の面白い点がもう一つあります。

## ※ クイズ

関門橋之介君は安岡駅からJRに乗って帰ります。たまたま座った4人掛けの前の席で二人の男性の若者が大きな声でディズニーランドに行った時の話をしています。そのうちに、一人に携帯電話がかかってきました。さっきの会話よりはるかに小さい声で話しているのに関門君は携帯電話の会話が気にさわってし方がありません。なぜでしょうか。  
ディズニーランドに行った話だったのでむかついた。  
その日学校で携帯電話を取り上げられていたから  
電話の相手の話が聞こえないから  
自分もかけたいのに我慢しているから

携帯電話の迷惑 …… 周囲の人の心理的要因が大きいことを忘れずに

## ※ 答

と答えた人が多いのではないのでしょうか。の理由も考えてみてください。話の内容が見えない話を目の前でされると、聞かされた方は疎外感を持たされていい気持ちはしません。携帯電話の会話も同じです。話の内容が見えているのは当事者だけです。  
それではスピーカーで通話相手の声も聞かせればいじやないかと言われそうですがそれもおかしな話です。このように携帯電話の周囲にいる人が大変迷惑に感じる原因は心理的要因が大きく関係しています。

<キーワード> …… 人は「耳」ではなく「こころ」で聞いている

昔、古い映画館に行くとき冷房の音がワンワン鳴って、映画どころではありませんでした。でもストーリーに引き込まれていくうちに全く冷房の騒音が聞こえていないことに気づいたことがあります。音は耳が聞いているのではなく心が聞いているのです。(正確には「耳が聞いているのではなく脳が考えている」のです。)

## ※ やめよう運転中の携帯 …… 人は目ではなく「こころ」で見ている

運転中の携帯は違反で罰金をとられます。映画館の例で言えば、「映画」に引き込まれて音がしなくなったように、携帯電話に引き込まれ、車から見えているものが意識から消えてしまうのです。正確には目が見るのではなく、脳が考えたものを見るのです。物を見るのに目は必ずしも必要ありません。夢は目をつむっていても物が見える例です。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第85号

2005.9.8

携帯・メール(1)

架空請求はなぜ来る

電子メール、携帯メール、郵便などでくるぞ

## ※ 「架空請求」ってなに？

身に覚えのない有料アダルトサイトや電話を利用したとして、メールや郵便ハガキで高額の情報料を請求するものです。場合によっては、直接電話がかかってくる場合もあります。内容として多いのは出会い系サイト、アダルトサイト、ツーショットダイヤルなどの利用料です。

<キーワード> なぜ自分に … 不気味さに負けて払わせる

## ※ クイズ

閑工生の壇ノ浦義経君の携帯に知らない相手からメールが届きました。見たこともないアダルトサイトの情報料として1万3千円が未納になっているから払えという請求です。壇ノ浦君のメールアドレスがなぜ分かったのですか。

送る側があてずっぽうに送ってきた

同じクラスにスパイがいて先方に教えた

電話会社が壇ノ浦君が色々な情報が取れるように親切教えた

## ※ 答

です。大半の人は全く覚えがありません。それでは彼は携帯電話の利用者が何千万人もいる中で、たまたま当たったアンラッキーな人なのではないでしょうか。相手は英数字の組み合わせでメールアドレスを自動生成するソフトを使って、自動送信しています。そして送信が成功したものを名簿化して詐欺に使っています。

## ※ あやしいメールが来はじめるきっかけ

その他にきっかけとして多いものは次のものです。

- ・アダルトなどサイトに登録
- ・掲示板に自分のアドレスを残す
- ・ホームページ公開
- ・アンケートに答えた
- ・懸賞に応募
- ・クイズに答えた

中には、ネット上で売られている他人のメールアドレスを使っている場合もあります。あなたの住所や電話番号がネットで売られている！にわかに信じがたいことですが、ありうる話です。現に、日本人のクレジットカード番号は1件40ドル程度でネット上で販売されている例があります。

気をつけなければいけないのは、ネット上でコンピュータ自動ソフトが他人のメールアドレスを取得して、自動的に送信しているということです。個人情報にネット上に置かないことが大切です。

<キーワード> … 自分で個人情報を漏らしているぞ

日常生活の中で、住所や電話番号やメールアドレスを書く機会は増えています。安易に個人情報を漏らすことは大変危険です。

## ※ クイズ

では、壇ノ浦君はお金を払ったほうがいいのでしょうか。

金額がそう大きくないし、ヤクザが来てもいけないので払ったほうがいい

身に覚えがないものは断固払うべきではない

とりあえず払っておいて、使っていない証拠揃えて後から取り戻す。

相手を探し出して殴り込みをかける

## ※ 答

です。払ってはいけません。債務の存在を認めたことになる恐れがあるし、払ってしまうとこいつはいいカモだということで、次々というんな詐欺行為をしてくる可能性があります。

払ってはいけない … 毅然とした態度が自分を守る

については、いったん払ってしまえば、事実を認めたことにもなりかねず、取り返すことは非常に困難です。殴り込みをかけようにも相手を持定することは困難です。

次は架空請求を見破る方法について話します。

<参考> 法務省大臣官房司法法制部審査監督課

「債権回収会社と類似の名前をかたった業者による架空の債権の請求にご注意ください」(2003/12/16)

(財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/top.htm>

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第86号

2005.9.8

携帯・メール(2)

架空請求を見破る方法

電子メール、携帯メール、郵便などで来るぞ・・・本校の先生に届いた架空請求

あなたが使用された電話回線から接続されたアダルトサイト利用料金について、アダルトサイト運営業者より未納利用料金に関する債権譲渡を受けましたので、私どもが未納利用料金の回収作業を代行させていただくことになりました。

下記に記載の利用料金が未納となっていますので、延滞損害金および回収代行手数料も含めて10月11日15時までの振り込みをお支払い期限として下記に記載の指定口座まで、ご入金して頂くようお願い申し上げます。

合計お支払い金額: 18,000円

(未納料金: 10,000円、遅延損害金: 5,000円、調査料: 3,000円)

【振込先口座】大日本銀行:東京支店(口座番号:普1234567、口座名義:関門太郎)

## ※ クイズ

架空請求では請求者はアダルトサイトの利用料金の徴収「債権」(さいけん)を譲り受けたと称して支払いを要求してきます。この「債権」って何のことですか。

お金を取り立てる権利

お金を支払う義務

じゃんけん的一种

## ※ 答

のお金を取り立てる権利です。お金だけでなく物を引き渡してもらう権利やサービスを受ける権利も債権です。

例えば、あなたが出会いサイト「らぶらぶハウス」を利用したとします。お金についてみれば、らぶらぶハウスはあなたに対して情報利用料を請求する権利(債権)を持っているので、あなたの債権者です。一方、あなたは、らぶらぶハウスにお金を払う義務(債務)があるので債務者です。

債権と債務は表裏一体・・・「契約」関係

見方を変えて、出会い系サイトのサービスについてみれば、あなたは情報サービスを受ける権利(債権)を持っているのでらぶらぶハウスの債権者です。一方らぶらぶハウスはあなたにサービスを提供する義務(債務)があるので債務者です。

## ※ 契約成立・・・お互いに債権者・債務者

「サービスを提供すること」と「お金を払うこと」をお互いが約束したのですから、原則的には相手が約束を実行するまでは自分も実行する必要はありません。これを「同時履行」(相手がするまで)の「抗弁権」(払わん、提供せんという権利)といいます。

約束を破った方は発生した損害を賠償(民事賠償、相手に対してゴメンナサイ)したり、原因に違法性(例えば最初からだますつもり)があれば社会秩序を乱したとすることで刑事罰(社会に対してゴメンナサイ)をうけることがあります。

架空請求の見分け方 <キーワード>・・・「おどし」のコトバを散りばめる

相手の無知に付け込んで次のようなことばで脅してきます。

<請求内容>

・利用料金支払遅延  
・利用明細調査料  
・延滞料金  
・和解金  
・未納利用料金  
・持参債務  
・回収代行手数料

<あたかも正当であるかのように>

・個人情報保護法  
・法務確定通知書  
・債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律  
・消費者契約法  
・法務省認可特別法人  
・債権管理回収業に関する特別措置法  
・プロバイダー責任制限法  
・サービス法

<おどし文句>

・強制執行  
・支払い遅延者リスト  
・あなたの信用情報に支障  
・裁判  
・ブラックリスト  
・銀行取引停止  
・集金担当者自宅訪問  
・信用調査会社  
・勤務先訪問  
・顧問弁護士

心当たりがないときやよく分からないとき・・・絶対に支払ってはいけない

<参考> 法務省大臣官房司法法制部審査監督課

「債権回収会社と類似の名前をかたった業者による架空の債権の請求にご注意ください(2003/12/16)」

(財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター <http://www.dekoyo.or.jp/soudan/top.htm>

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第87号

2005.9.8

携帯・メール(3)

債権回収代行会社に払う必要はない

問題は心当たりがあるとき …… 債権回収代行会社に払わなければならないか？

あなたが使用された電話回線から接続されたアダルトサイト利用料金について、アダルトサイト運営業者より未納利用料金に関する債権譲渡を受けましたので、私どもが未納利用料金の回収作業を代行させていただくことになりました。

下記に記載の利用料金が未納となっていますので、延滞損害金および回収代行手数料も含めて10月11日15時までの振り込みをお支払い期限として下記に記載の指定口座まで、ご入金して頂くようお願い申し上げます。

合計お支払い金額: 18,000円

(未納料金: 10,000円、遅延損害金: 5,000円、調査料: 3,000円)

[振込先口座] 大日本銀行:東京支店(口座番号: 普1234567、口座名義: 大金溜男)

「債権」を「譲渡」された…… ほとんど架空請求

上の例では、あなたが払わなければならないとされる相手はアダルトサイト運営業者です。しかし、支払えと言っているのは利用料を取るという債権を「譲り受けた」と言っている「私ども」と称している回収代行会社です。

## ※ クイズ

利用したことが事実なら、あなたが回収代行会社に支払わなければならない場合があります。それは次のどの場合ですか。

債権を譲り受けたと言っている回収代行会社が自分で書いた証明書を提示したとき

その回収代行会社がとても親切でウソを言っているとは思えないとき

自分が利用したアダルトサイト運営業者から、利用料はこの債権回収代行会社に払って下さいと言う(債権譲渡の)通知を受けたとき

## ※ 答

の本当の相手からこの人に払ってくださいと言う通知を受けた場合です。

では、本人から通知がなければ払わなくてもいいのはなぜでしょうか。

それはあなた(債務者)に金を払ってもらう権利を譲り受けたから払え、という人が次々と現れたら困るからです。この場合のあなたのような立場の債務者を「第三債務者」といいます。

民法は「第三債務者」を保護するために、事前に債権者本人が通知しない限り払う必要はないと定めています。

「指名債権の譲渡は譲渡人がこれを債務者に通知し又は債務者がこれを承諾するに非ざればこれをもって債務者その他の第三者に対抗することを得ず。」

民法第167条第1項

心当たりがあるうがなかりうが、確認せずに、債権回収代行業者に払ってはいけない

ただし、裁判所から直接郵送された場合は、業者に連絡を取らずに裁判所に直接確認します。

次の例はメールによる架空請求で個人情報聞き出そうとしてくる場合です。

個人方法保護法に基づきお客様のご利用状況について通知を差し上げましたが、本日現在ご返事がいただけません。至急、ご本人様確認が必要な状況となっております。つきましては、本日12時迄にお客様センター迄ご連絡ください。

尚、お客様の内容に関して個人差がございますので、内容によって民事訴訟、情報の開示等の措置をとらせていただく場合があります。

[お客様センター] 01-2345-6789

[管理会社] 債権回収代行株式会社

[お客様ID] ABC-012345

メールが来てもあなたの氏名、住所、電話番号は悪徳業者には分らない …… 絶対に連絡してはいけない

## ※ クイズ

電話して、利用していないことを説明して、はっきりと断ろうと思っはいますがいいですか。

## ※ 答

絶対に連絡してはいけません。架空請求のメールがあなたに届いた段階では、相手はあなたの住所、氏名、電話番号が分かりません。悪徳業者があなたの個人情報を手に入れると、架空の債権譲渡の通知を送ることも出来ます。

また、あなたの携帯に届いたメールはインターネットから送信しておきながら、あなたも携帯電話やPHSから送信したようになります。多いので気をつける必要があります。

<参考> 総務省総合通信基盤局 情報通信の報道資料 2003年11月25日

(財)日本データ通信協会 迷惑メール相談センター <http://www/dekyo.or.jp/soudan/top.htm>

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第88号

2005.9.8

携帯・メール(4)

人に使われたとき

ツーショットダイヤル …… かけただけで払わなければいけないか

## ※ クイズ

関門橋之介君は興味本位でツーショットダイヤルに電話をかけてみました。音声が出てきたのですぐ電話を切りました。

ところがしばらくたってから、電話をかけた段階で契約が成立しているの、この前の利用料金5万円を払えと言う電話がツーショット運営会社からかかってきました。

電話をすぐに切ったことを伝えると、テープの後のほうで電話をかけた段階で料金がかかることをはっきり言っており、最後まで契約条件を聞かなかった方に過失があるので、契約は有効に成立しているとのことでした。この場合、関門君は利用料を支払わなくてはいけないか。

契約書という書面ではなく、電話を使っているので契約は成立していない。

自分からかけているし、テープも最後まで聞いていないので、関門君に過失があり払わなければいけない。

承諾の返事を受け取っていないので契約は成立していない。

## ※ 答

です。は書面ではなくても、面と向かって伝えたり、電話で伝えても契約は立派に成立します。しかし、ツーショットダイヤルや番組に電話をかけただけで契約が成立することはありません。従って払う必要はない。

なぜでしょうか「契約」は一方がツーショットダイヤルの利用を「申込み」し、相手側が分かりましたと申し込みに対する「承諾」をしてはじめて成立します。「申込み」あるいは「承諾」の一方だけでは成立しません。同様の理由からアダルトサイトにアクセスしただけで契約が成立することはありません。

ただし、ダイヤルQ2サービスは電話をかけた時点から電話料の中に情報利用料が織り込まれていきます。

また、プロバイダーが料金徴収サービスを代行しているサイトにアクセスすると、同様に料金がかかることがあるので注意が必要です。

電話をかけただけ、アクセスしただけ …… 契約は成立しない

## ※ クイズ

関門君は後から払うからと言うので友人に携帯電話を使わせてあげました。そのうち関門君はこの友人と大ゲンカとなり絶交してしまいました。携帯電話会社から請求が来た時、関門君は電話会社に対して友人が使った分は友人に請求しろ言えますか。

## ※ 答

電話加入契約の場合、たとえ人に使わせた場合であっても、加入契約者である関門君に支払い義務があります。電話会社は関門君の大ゲンカとは関係がありません。後から二人で決着をつけて下さい。

携帯を第三者に使われた場合はどうか

## ※ クイズ

関門君は有料アダルトサイト運営業者から、「あなたの携帯で誰かが有料アダルトサイトを使っているの、所有者には管理責任があるので支払い義務があり利用料を支払え」というメールが届きました。確かに自分の携帯が一時見当たらなかったことがあります。関門君は支払う義務がありますか。

## ※ 答

電話加入契約の場合と違って、たとえ第三者が自分の携帯電話を使って有料アダルトサイトを利用したとしても、支払い義務は生じません。

メールで請求されたら …… <キーワード> 不用意にメールで答えない(つまり、放っておく)

携帯電話で請求されたら …… 心当たりがないなら、「払わん！」とキツパリ言う

使ったかよく分からない場合は …… 利用明細(利用時間、利用者氏名)示させ、自分ではないと言う

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第89号

2005.9.8

「無能力者」の保護

未成年者の出来ることと出来ないこと

なにーっ！ 未成年は「無能力者」・・・これは「民法」上のはなし

## ※ クイズ

社会でなぜ未成年者は保護されるのですか。

未成年者に自由な契約を許すと子供じみた契約が増えて世の中が混乱するから  
学校にいる未成年者は学校に保護されるが、そうでない未成年者は誰も保護してくれないから  
まだ未熟で自分の行為の結果を理解できる能力に欠け、自由競争の犠牲となるから

## ※ 答

デス。自分の行為の結果を理解する能力（「意思能力」）がない者を民法上は「無能力者」と言います。「無能力者」と言われて腹を立ててはいけません。自分の行為の結果を完全に理解できる人に比べて、そうではないというくらいに理解してください。

## ※ 「無能力者」が単独でやった法律行為・・・本人保護

「無効」（はじめからなかった）と主張できる

たとえば、この土地買いますという売買契約をしても、初めからなかったものとしてすることが出来る。

「取り消す」ことが出来る

結果を理解する能力がないのにした行為は「無効」だから、「取り消す」ことができます。

「無能力者」がした申込みや承諾の意思表示がすべて「取り消される」のですから、「無効」と同じ効果が得られます。

例えば、売買契約に合意した後で、やっぱりやめると言える。

そして、民法はこの「無能力者」の中に「未成年者」を含めています。

「無能力者」が確かめないと大損・・・無能力者なら「法定代理人」（保護者）の同意があるか確かめる

## ※ クイズ

未成年者の中には、法律行為を一人で行なう能力がある者も含まれていると思うのですが、なぜ「未成年者」を一律「無能力者」としたのですか。

## ※ 答

「未成年者」を一律に法律上の「無能力者」としておけば、相手方に無能力であることが分かりやすくなり、大損することを避けられる。と同時に、「未成年者」は保護者の保護を受けられるからです。

未成年者の契約（意思表示）は保護者の同意が必要・・・同意を得ない契約は取り消せる

ついでながら、未成年者の行なった意思表示は、自分に不利益にならないものはすべて有効です。それ以外の行為は、保護者（法定代理人）の同意がないのですべて取り消せます。

- 1 未成年者が法律行為をなすにはその法定代理人の同意を得ることを要す。ただし、単に権利を得又は義務を免れるべき行為はこの限りにあらず。（民法第4条第1項）
- 2 前項の規定に反する行為は取り消すことを得。（民法第4条第2項）

「未成年者」は保護される・・・ネット上の契約も民法で保護される。ただし、ウソはダメ！

## ※ クイズ

関工生の関門橋之介君は未成年ですが、インターネットの買い物サイトで「成人です」をクリックして、成年になりすましてパソコンの購入契約をしました。ところが、後でもっと安いサイトが見つかったので、「実は僕は未成年ですから売買契約を取り消します」と申し出ました。これってありですか？

## ※ 答

取り消せない。年齢を偽ってやった行為は取り消せません。民法の未成年者の保護の趣旨に反しています。 34

<参考> 我妻栄 「民法1 総則・物権法」一粒社  
内田隆 「民法1 総則・物権法」東京大学出版会

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第90号

2005.9.8

私的使用目的 …… 私的録音・録画の補償金制度  
CD-Rはなぜ「音楽用」と「データ用」があるのか？

売り場にある2種類のCD-Rディスク …… 「音楽用」の方が高いぞ！

## ※ クイズ

関工生の関門橋之介君はいつも行く大型電器店で、外観は同じなのに値段が違うCD-Rディスクがあることに気づきました。一方は「データ用」、もう一方は「音楽用」と書かれています。よく見ると「音楽用」の方が値段が少し高くなっています。なぜでしょう。

「データ用」の方が売れ行きが悪いのでいつも安売りにかかるから

「音楽用」を買った人は電器店からレコード会社に連絡することになっていてその手数料が入っているから

「音楽用」には私的使用目的の録音・録画に対する著作権者への補償金が上乗せされているから

## ※ 答

です。CD-Rディスク自体は両者とも違いはありません。私的録音の補償金は100円につき3円です。

他人の著作物は原則として、複製できません。例外として、自分で楽しむ(私的使用)目的であれば、許諾なしに複製できるとされています。これは、複製が手書きのころに出来た法律で、私的使用目的の複製が著作権者の利益を不当に侵害しなかったころの話です。

現在の複製は技術進歩のおかげで、手書きどころか原本と全く同一のものを瞬時に複製できます。

私的使用目的の複製はOK <キーワード> …… ただし、著作権者の利益を不当に侵害する場合はダメ

## ※ クイズ

同じ録音媒体のカセットテープは用途別に分かれていないのはなぜですか。

## ※ 答

デジタル方式CD-Rは音質が落ちない …… デジタル方式だけに補償金

カセットテープはアナログデータを録画するので、録画するごとに音質や画質が落ちます。カセットテープの時代では、見る人はやっぱり音質のいい市販のレコードを買ってくれるだろうと言うことで、私的録音・録画による著作権者の利益は不当に侵害されないとみなされていました。

## ※ デジタル機器の登場 …… 原本と同じ物が複製可能 利益を不当に侵害

デジタル録音・録画の私的使用…… 使用者と著作権者の利害の調整 私的録音・録画補償金制度

そこでデジタル方式の録音・録画は、私的使用の場合でもその都度複製料を払うべきとなりました。しかし現実には不可能なので、CD-Rを買うときに「音楽用」にだけ一律に私的録音・録画の補償金の名目で価格に上乗せすることになりました。(平成4年著作権法改正)

「私的録音・録画の補償金制度」と言いますが、あまり知られていません。この制度には多少の問題点もあります。

それは、「音楽用」CD-Rは補償金を支払う必要のない音源を録音するかもしれないけれど、補償金を払わされているということです。これを取り返す方法は用意されていますが、手間と費用を考えるとあまりお勤めできません。

「データ用」CD-Rの価格には補償金は含まれていません。ちなみに集められた補償金は著作権者に分配されます。どんな配分率か興味のあるところですよ。

補償金制度の対象 …… デジタル方式録音・録画の記録媒体とその録音・録画機器

私的録音・録画の補償金制度では、CD-R等の記録媒体だけでなく、CD-Rレコーダーのようなデジタル機器についても価格に私的録音・録画の補償金が上乗せされています。補償の対象の代表的なものは次のものです。

- ・ CD-RレコーダーとそのCD-Rディスク
- ・ MDレコーダーとそのMDディスク
- ・ DVD-RAMレコーダーとそのDVD-RAMディスク

携帯デジタル音楽プレーヤー iPod は補償金の対象か …… 音楽配信時代の大問題！ なぜ？

35

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第91号

2005.9.8

技術革新が社会に与える影響(1)

i Pod と音楽配信

i Pod とネット音楽配信 … 技術革新が社会に大きな影響を与える典型例です。考えてみよう。

## ※ 携帯デジタル音楽プレーヤーってどんなもの？

CDやMDプレーヤーは市販のDCレコードや音楽を録音した記録媒体としてCDやMDディスクを使います。これを再生して音楽を楽しみますね。

これに対して、携帯デジタル音楽プレーヤーは記録媒体を使いません。パソコンはワードで作成した文書をファイル(「文書ファイル」)にして保存するのと同じ原理で、音楽もデジタルデータに変換してファイル(「音楽ファイル」)にして保存します。両方ともデジタルファイルですから、「0」「1」の記号です。

## ※ 音楽専用パソコンがめちゃくちゃに小さくなって携帯型になったモノとも言える

携帯デジタル音楽プレーヤーはコンピュータを内蔵していて、その中にパソコンに保存した音楽ファイルを移して保存し、音楽ファイルを再生して楽しめます。

保存のし方の違いで、i Podのようなハードディスク内蔵型のものと、フラッシュメモリー内蔵型のものと二つのタイプがあります。

## 携帯デジタル音楽プレーヤーがどんなにすぐれモノか

トンデモナイ曲数を持ち歩ける。… 数万曲

とっても小さい。… ガムサイズからタバコサイズ

曲を自分で編集できる。… 自分で「オリジナル他人曲アルバム」を作れる

ネットで曲を買える。… 一曲200円前後が多い

この中で最も社会に影響が大きいのは、の音楽のネット配信が出来るということです。

## アップル社のネット音楽配信の衝撃 … 曲の値段は上がるか下がるか？

## ※ i Pod … 国内音楽配信開始 (H17年8月4日アップル社発表)

「購入に必要なのは数回のクリックのみ」というふれこみで、アップル社社長のスティーブ・ジョブズは8月4日からiTunes・ミュージックストア(ITMS)が日本で音楽配信を開始したことを発表しました。国内の多数のレコード会社もITMSと契約して自社の曲を配信しています。配信後4日間で販売曲数は100万曲を突破しました。また、国内で現在までにi Podは100万台販売されています。(日経新聞H17.8.9)

## ※ クイズ

i Pod に対する音楽配信は自分にとってどんな影響がありますか。

自分はCD派だし音楽配信を利用するつもりはないので影響はない

レコード会社の全体としての販売曲数が増える

曲の値段が下がる

## ※ 答

はCDレコードの価格にも曲の価格にも影響が出るので間違い。今の段階では正確に影響を予測することは出来ませんが、すでに音楽配信を始めている米国の状況を見る限り、急速に普及する可能性があります。

## 価格決定権 … レコード会社かアップル社か <キーワード> … 技術革新を読み違えると大変

レコード会社は音楽配信によってCDレコードが売れなくなる恐れがあります。一方ではアップル社に音楽配信してもらえば大量に販売できるチャンスもあります。あなたがレコード会社の社長だったらどちらに意思決定しますか。

また、このとき曲の価格決定権はレコード会社にあるだろうか、それともアップル社にあるだろうか。技術革新が社会を変える。

## もう一つの問題 … 携帯デジタル音楽プレーヤーは私的録音補償金制度の対象か？

音楽配信では、コピーコントロール技術により私的利用複製を自由に出来なくなりつつあります。また、CDレコードでは出来なかった私的利用複製料の個別徴収も可能です。

もし、i Podの価格にデジタル録音機器として私的録音補償金が上乗せされれば、私的録音を自由に出来る代償として機器に補償金を払ったにもかかわらず、コピーコントロールで自由に私的複製が出来ないといったことが起こります。また、個別に私的利用複製料を徴収されているにもかかわらずさらに機器にも二重に補償金を払うことになりま

## i Podは音楽市場を一変させる可能性 … 映画や書籍も？ <キーワード> … 「技術革新と社会」

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第92号

2005.9.12

著作権の基本用語(その4)

録音、録画、複製、上映、頒布

## 基本用語講座(4)

### ⌘ 「録音」とは

「音を物に固定し、またはその固定物を増製すること」を言います。つまり、録音物の再録音(増製)も「録音」とみなされ規制を受けますので注意してください。

### ⌘ 「録画」とは

「映像を連続して物に固定し、またはその固定物を増製すること」を言います。 と同様に再録画も「録画」とみなされ規制を受けます。

### ⌘ 「複製」とは

「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること」を言います。脚本などの「演劇の著作物」はこれらの上演や放送や有線放送を録音・録画することは「複製」です。

ビル建設はなんと「複製」！

また、建築図面に従って建築物を完成させることは「建築の著作物」の「複製」に当たります。

### ⌘ 「上演」とは

「演奏(歌唱つまり歌うことを含む)以外の方法で著作物を演ずること」を言います。

楽器を演奏したり、歌ったりすること以外で著作物を演ずること。

「上演」は、著作物の上演の録音または録画を再生すること(公衆送信または上映は除く)および著作物の上演を電気通信設備で伝達すること(公衆送信は除く)も含まれる。(著作権法第2条7項)

### ⌘ 「上映」とは

「著作物(公衆送信されているものを除く。)を映写幕その他の物に映写すること」を言い、「これに伴って映画の著作物に固定されている音を再生することを含む」ものとする。

つまり、音が出るか出ないかにかかわらず映写することを「上映」と言うのです。

映画館の映画はもちろんのこと、パワーポイントの投射も、ビルの壁や店舗の売場の壁やテレビの画面等に動画、静止画を問わず著作物を大写しにすることが「上映に該当します」。

### ⌘ 「口述」とは

「朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること(「実演に該当するものを除く)」を言う。

「口述」は、著作物の口述の録音または録画を再生すること(公衆送信または上映は除く)および著作物の口述を電気通信設備で伝達すること(公衆送信は除く)も含まれる。(著作権法第2条7項)

### ⌘ 「頒布」とは

<一般の著作物の「頒布」とは>

「有償、無償を問わず複製物を「公衆」に対して譲渡または貸与すること」です。

<「映画の著作物」の「頒布」とは>

「映画の著作物」または「映画の著作物」の複製物を公衆に提示することを目的として複製物を譲渡または貸与すること」です。

一般の著作物の「頒布」にくらべて、「公衆」に対してということばがありませんね。つまり、上映目的であれば、たった一人に、たった一本の映画フィルムを貸しても「頒布」行為となります。一般の著作物の場合は相手が公衆でなければ頒布できるが、映画の著作物の場合、公衆に見せる目的であればたとえ特定少数の人にも、一本たりとも映画の複製物を配頒布してはならないことになっているのです。

参考 加戸守行「著作権法逐条講義」四訂新版(社)著作権情報センター

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第93号

2005.9.12

プライバシーと名誉毀損  
個人情報

## 個人情報とプライバシー権

### ※ 個人情報とは

「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる  
氏名 生年月日 その他の記述  
個人別に付された番号、記号、 その他の符号  
画像または音声

により、当該個人を、識別できるもの。」を言います。

(民間部門における電子計算機処理に係わる個人情報の保護に関するガイドライン(平成9年3月4日通産省告示第98号))

また、

「個人に関する情報であって、その情報に含まれる  
氏名 生年月日 その他の記述等

により特定の個人を識別できるもの。

(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを  
含む。)を言います。(個人情報保護法第二条1項)

## プライバシー権

個人情報を、第三者に、本人の意思に反して、公表されない権利のことを「プライバシー権」と言います。  
プライバシー権は法律に明文化されているものではなく、憲法上保護される人格権として判例(過去の裁判の判決の例)上確立している権利です。

プライバシー権を侵害された人は慰謝料、損害賠償、差し止め請求(止めさせること)が可能です。

## 肖像権

みだりに他人に撮影されたりそれを使用されない権利です。個人が持っている人格的利益です。

## パブリシティ権

有名人の肖像は経済的価値を持つので特にパブリシティ権といえます。有名人であるために一般人より多く公衆にさらされることになり、肖像権保護が制約されるかわりに肖像の経済的価値が保護されるのです。現在ではアマチュアであるオリンピック選手にもパブリシティ権が認められています。

### ※ おニャン子クラブ事件

タレントの「おニャン子クラブ」の肖像が、無断でカレンダーに使われた事件です。この事件では肖像の無断使用は人格権の侵害とは認められず、経済的価値(パブリシティ権)としての損害賠償が認められました。(平成3年9月26日)この様に有名になった事件にはその事件に名前がつきます。

## 「プライバシー侵害」と「名誉毀損」の違い

プライバシーの侵害は、本人の意に反してプライバシーを公表されることで、本人の社会的評価が低下しなくても成立します。一方、名誉毀損は公表されることによって本人の社会的評価が低下することが要件になります。

プライバシーの侵害においては、公表された内容がたとえ真実だとしてもプライバシーの侵害行為として不法行為になります。両者は、プライバシーの侵害と名誉毀損はオーバーラップしている場合が多い。

### ※ クイズ

デーモン小暮の後ろ姿なら写真に撮っても顔が写っていないのでプライバシーの侵害にならず、本人の承諾なしにホームページに載せることができる。

### ※ 答

正しくない。顔が写っていないけどんがりヘアで本人と特定できるのでダメ。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第94号

2005.9.12

著作権の基本用語(その5)

録音物や録画物の再生

## 基本用語講座(5)

「演奏」を録音したテープの再生は生の「演奏」とどう区別されるか？

### ⌘ クイズ

バンドが演奏したり、それに合わせて歌を歌うことは「実演」です。それでは、バンドに合わせて歌手が歌った歌を録音した音楽テープを再生することはテープの再生なのだから、「再生」であり、「実演」ではない。これホント？

学校のグラウンドのバンドの生演奏をマイクで録り、ケーブルで教室のスピーカーにライブ中継しました。教室のスピーカーの音は直の演奏ではないので「演奏」ではない。これホント？

### ⌘ 答

正しくない。

著作権法には再生という言葉は定義されていません。テープは複製物ですから、その再生は一般に言う生“演奏”ではありませんが、著作権法は著作物の「演奏」の複製物の再生は「演奏」とみなすとしています。

演奏の録音・録画の再生や演奏のライブ伝送は「演奏」

「上演」、「演奏」、または「口述」には

- ・著作物の上演、演奏または口述で録音され、または録画されたものを再生すること及び  
(公衆送信や上映に該当するものは除く)
- ・著作物の上演、演奏または口述を電気通信設備を用いて伝達すること  
(公衆送信や該当するものは除く)

を含む。」 (著作権法第2条二十二第7項)

正しくない。

上述の「演奏」の定義によって、生の演奏を電気通信設備で伝達することは「演奏」に該当します。

### ⌘ クイズ

次の著作権法の条文は一体何のことを言っているのでしょうか？

「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認知することができない方法(以下「電磁的方法」という。)により、著作者人格権もしくは著作権または著作隣接権(以下「著作権等」という。)を侵害する行為の防止または抑止(著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。)をする手段(著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であって、著作物、実演、レコード、放送または有線放送の利用(著作者の同意を得ないで行ったとしたならば著作者人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を、著作物、実演、レコードまたは放送もしくは有線放送に係る音もしくは映像とともに記録媒体に記録し、または送信する方式によるものをいう。」

### ⌘ 答

コピーガードとかコピープロテクションのこと。著作権法では「技術的保護手段」といいます。著作権法第2条第1項第二十号。ために図書館で六法全書でこの条文を探してみよう。

エンジニアの私はたかがコピーガードのことを法律で表わそうとすると、かくもスゴイことになるのかとびっくりしました。法律の本が厚い理由がやっとわかりました。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第95号

2005.9.12

映画の著作物(その1)

「映画の著作物」

## ✂ クイズ

レンタルショップで借りてきたビデオは映画館のスクリーンで見ないので「映画の著作物」ではない。ホント？  
映画の音声が無いものは「映画の著作物」ではない。ホント？

## ✂ 答

ウソ。スクリーンに映さなくても映画の著作物です。

ウソ。音声の有無は関係ありません。無声のものでも「映画の著作物」です。

### 「映画の著作物」とは？

映画については、著作権法には「映画の著作物」とは…、といった形でのはっきりした定義はありません。

一般的に「映画の著作物」は、「音を伴い又は伴わないで、連続する映像により表現されたもので「連続映像による表現に作者の創作性が必要である。」とされています。\*1

\*1 作花文雄「詳解著作権法」(p.89、ぎょうせい、2001年)

### 「映画の著作物」はフィルムだけではない

「この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的または視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。」(著作権法第2条第3項)

この条文によって、上のクイズのように映画フィルムに映像が固定されたものだけでなく、ビデオテープのような磁気テープや、CD、DVDのように光ディスクに固定されている形態のものも「映画の著作物」に含まれることになります。

## ✂ クイズ

「映画の著作物」に該当しない連続した映像なんてあるんですか。一体どのようなものですか？

テレビの台風現場からの生放送実況中継は、録画されないのでテレビドラマと違って放送されたらそれで終わりです。つまり映像がビデオテープ等に固定されていません。この生放送映像は「映画の著作物」と言えますか？

## ✂ 答

あります。たとえば、何の創作意図もなくカメラを建物に固定して定点撮影したようなものは、単なる録画物であって「映画の著作物」とは言えません。著作物の定義を思い出してください。

固定されていない映像は「映画の著作物」と見なされません。

(S42年ベルヌ条約ストックホルム改正会議で、映像が記録媒体に固定されているか否かを問わず映画に類似する方法で表現されたものは全て「映画の著作物」であるが、各国の国内法で固定が必要か否かを定めることができるとされた。)

### ゲームソフトは「映画の著作物」？ …… これは君たちにとって大問題

## ✂ クイズ

テレビゲームソフトはアニメ映画と変わらないくらいに精密になっているので「映画の著作物」である。ホント？

## ✂ 答

ウソ。判例では、「映画の著作物」は毎回同じ内容であることが必要であるとされています。ゲームの映像はプレイヤーの遊び方によって映像の出方が毎回変わりますね。プレイヤーによって毎回ゲーム結果が変わるという点で「映画の著作物」とみなされなかったことがあります。最近では逆に「映画の著作物」であるという判決が出ました。

ゲームが「映画の著作物」か否かは今大問題なのです。もし「映画の著作物」なら中古ゲームソフトが今まで通に売れなくなるのです。なぜでしょう？その理由は後で話します。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第96号

2005.9.12

映画の著作物(その2)

「映画の著作物」の著作権者

「映画の著作物」の著作権者 … 多くて大変

## ※ クイズ

次の中で映画の著作権者(作った人)とみなされるのは誰？

原作小説の作者(原作者) 脚本 音楽 制作者 監督 演出家 撮影 美術 俳優

## ※ 答

制作者 監督 演出家 撮影 美術

「映画の著作物」の著作権者は「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする」著作権法第15条とされています。この規定から映画の著作権者は多数になります。

原作小説の作者 脚本 音楽 も全体的形成に創作的に寄与してはいますが、映画自体の著作権者からは除かれています。この人たちの権利はどうなっているのでしょうか。

映画は小説の二次的著作物

映画に原作がある場合、原著物である小説を脚本化することは翻案であり、できた脚本は小説の二次的著作物と言います。著作物を翻案する時には原著者の許諾がいります。つまり原著者は二次的著作物に対して翻案権をもっているのです。さらに、脚本を映画化することはこれまた翻案であり、できた映画は脚本の二次的著作物です。

また、この場合映画は脚本の二次的著作物であると同時に小説の二次的著作物でもあります。従って原作者や脚本家は映画自体の著作権者としてではなく、映画という二次的著作物の原著者として保護されます。

原著者は二次的著作物である映画に対して強い権利(第21条から第28条までのすべての権利)を持っています。よって原作者の権利は映画の頒布権にまで及びます。

俳優は著作権者ではない … 著作隣接権者

俳優が著作権者に入っていないので意外に思うかもしれませんが、俳優には映画の著作権者ではなく、実演家として「著作隣接権」を持っています。歌手が歌謡曲の著作権者ではなかったことを思い出そう。著作権者は作詞・作曲家であり、歌手は実演家として著作隣接権を持っています。

「映画の著作物」の著作権を一つにまとめる

## ※ (1) 劇場用の「映画の著作物」の場合 … 映画製作者に

著作権者が多くて「映画の著作物」が利用しにくいので、著作権者が映画製作者に対して映画製作に参加することを約束しているときは、「映画の著作物」の著作権は映画製作者に帰属するとされています。(著作権法第29条)

例えば、東映のような映画会社が映画製作者となるような場合です。著作権者が一本化され「映画の著作物」を利用しやすくなります。

## ※ (2) テレビ放送用映画、ドラマ、番組の「映画の著作物」の場合 … 放送局に

放送事業者(テレビ局)が放送のために製作する「映画の著作物」に関して、放送事業者はその著作物を放送する権利と、それを複製する権利と、その複製物を放送事業者に頒布する権利(キー局などに送ること)をもっています。

注意しなければならないのは、放送のために製作する「映画の著作物」の権利で、自動的に放送事業者に与えられるのは放送で使う「映画の著作物」に限定されているということです。市販するために過去の番組をビデオ化したりする場合には放送目的外使用ですから放送事業者は自局の番組といえども勝手にビデオ化できません。

もし自局の番組をビデオ化しようとする一般の「映画の著作物」の場合のように、制作者 監督 演出家 撮影 美術など多数の著作権者の許諾の他、俳優の許諾も得なければなりません。

## ※ クイズ

朝の連ドラをビデオに撮り損ねたので、NHKにビデオテープを持参してコピーを頼みました。すぐできますか？

## ※ 答

できない。「映画の著作物」でしかもテレビ放送用の場合です。上記のように放送目的以外の使用ですから、すべての著作権者の許諾がなければ、たった一本のビデオでも作ることは許されません。

大切なこと … 著作権者の立場で考える

このことはちょっと考えて見れば当たり前のことです。自分が俳優になって連ドラの出演に見合った出演料で契約したとします。放送局が後になってそれをこっそりビデオ化して販売して利益を上げたり、それをもとに個人が勝手に海賊ビデオを作ったりしたら、俳優は放送局さん約束が違うんじゃない！それなら最初からもっと出演料をもらっかないと合いませんよ、ということになるからです。

契約以外の利用はたとえ一個人の利用であっても最初から契約やり直しということになります。

参考 作花文雄「詳解著作権法」(p.89、ぎょうせい、2001年)

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第97号

2005.9.12

携帯電話による不正行為  
携帯メールでカンニング発覚！

## 学期末試験で26人がメールを使う

東京の一橋大学において「eコマース概論」の学期末試験で、次々にメールを送る形で計26人が集団カンニングをしたことを認め単位不認定になっていたことが平成14年12月3日に明らかになりました。今回はカンニングの現場は押さえていないという事で大学の処分はありませんでした。

これが本校での出来事だったら、「考査上の注意」にもあるように不正行為は全科目0点ということになり、一橋大学より厳しい処分になります。

また、このニュースは国内の主要ネットニュースが報道しその関心の大きさがうかがえます。

以前にも書きましたが携帯電話による違法行為や、特に迷惑行為が大きな社会問題になっているからです。

## ⌘ 多くの大学生が授業中にメール。

大学生のアンケートによると授業中にメールをする学生の割合は私語より多かった。当たり前か。メールの方が人に迷惑をかけないからね。

最近「愚行権」という言い方がされることがあります。一言で言えば人に迷惑をかけなければ何をやってもいいという様な意味です。この様な最近の風潮を生徒諸君はどう思うかな？

## 携帯電話 …… メディアとの付き合い方

携帯電話は「メディア(媒体)」です。携帯電話そのものは「もの」ですから、それ自体いいも悪いもありません。問題はそれを使う人間の意識です。

人間は自分自身の外に携帯電話というものがあると思い、メディアから被害を受けているように思っています。しかし、本当のところは携帯電話というメディアによって自分自身が拡張した結果かもしれません。そういう意味で携帯電話というメディアはあなたの外にあるものではなく、あなたそのものかもしれません。

## 国家試験での携帯電話の扱い …… 提出するか、電源「切」

### ⌘ クイズ

国家試験の最中に携帯が鳴り始めたらどうなりますか。

### ⌘ 答

基本的にはそういうことは起こらない様になっています。

最も公平を期すべき国家試験の会場で携帯電話はどのように扱われているのでしょうか。実際に経験したことを話しましょう。

まず試験の15分前に監督官が受験番号と氏名を茶封筒に書かせ、携帯電話の電源を切ってそれに入れて机の上に置くように指示があります。多くの受験生がこの指示に従います。

試験が始まる5分前になると、再度試験開始後携帯電話の所持が発覚した場合は受験が失格になると、最後通牒だぞと言わんばかりに警告が行われます。電源を切ったりやええわいと軽く思っていた受験生は、この時に試験官は本気だぞということがわかって、かなりの人数がごそごと携帯を取り出して茶封筒に入れることとなります。これでめでたく試験開始です。

そこまでしてカンニングするわけないじゃんと思うかもしれませんが、宅地建物取扱主任者試験という国家試験で、過去に無線機を使った不正行為がありました。君たちも「季下に冠をたたさず」ですね。

## たかが携帯とあなどってはいけない！

君たちは何年前に高校入試を受けて本校に合格しました。英語の試験では最初にヒヤリングがあって、大変緊張した状況の下で試験問題のヒヤリングテープに意識を集中していたと思います。

その最中に廊下に置いた受験生の荷物の中で携帯電話が鳴りはじめたらどうなるでしょう。テープをもう一度流す42とはできませんから大変な不公平が生じます。入試の可否は人生をも左右することがあります。たかが携帯電話では済まされません。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第98号

2005.9.12

映画の著作物(その3)

「映画の著作物」の頒布権

## ※ 「映画の著作物」の特殊性

「映画の著作物」は一般の著作物と異なり、大掛かりで制作にかかわる人が大勢であるため、権利関係が複雑です。また、製作費が巨額であることから、一般の著作物に比べて著作権の保護が強化されています。

最も特徴的なものが映画(厳密には映画の複製物)の頒布(はんぷ)権です。映画の流通にある程度の制限を加えることで、製作費の早期回収を図っています。

### 頒布(はんぷ)とは

## ※ 一般の著作物の「頒布」とは

「有償、無償を問わず複製物を「公衆」に対して譲渡または貸与すること」です。

## ※ 「映画の著作物」の「頒布」とは

「「映画の著作物」または「映画の著作物」の複製物を、公衆に提示することを目的として、複製物を譲渡または貸与すること」です。

一般の著作物の「頒布」にくらべて、「公衆」に対してということばかりありませんね。つまり、上映目的であればたった一人にたった一本の映画フィルムを貸しても「頒布」行為となります。

### 「映画の著作物」は自由に手に入らない

## ※ 「映画の著作物」を頒布(譲渡または貸与)する時は作者の許諾がいる。

映画の配給制度を考えるとよくわかります。映画会社(映画の著作物)は作った映画をどの映画館に供給するかを一方的に決める権利が与えられています。これが頒布権です。儲けのいい所だけを選んで配れるのです。

劇場用映画フィルムは配給元によって厳しく管理され、自由に処分(譲渡または貸与)できないようになっているのです。

### 市販のビデオやDVD映画は自由に処分できないのか？

## ※ クイズ

「映画の著作物」には市販のビデオソフトやDVDソフトも含まれますが、これらも作者に頒布権があるので個人的に買っても自由に処分できない。これホント？

## ※ 答

ウソ。個人が購入する場合、ビデオソフトやDVDソフトは公衆に提示(上映)する目的ではないので、「映画の著作物」の「頒布」行為に当たりません。ですから家庭用ソフトといえども許諾なしに公衆に上映すると違法になります。

### ファーストセール・ドクトリン

また、作者は著作物や著作物の複製物に対して譲渡権を持っていますが、最初に譲渡された段階でその「映画の著作物」の譲渡権は消滅すると決められています。いったん買った後は個人的に売ろうが他人にやろうが自由にできます。

一回の譲渡でその著作物の譲渡権がなくなることを「譲渡権の消尽」といい、この原則を「ファーストセール・ドクトリン」と言います。“doctrine”とは「主義」という意味です。

### 中古販売店とゲーム会社、あなたはどっちの味方？

## ※ クイズ

ゲームソフトが「映画の著作物」とみなされると、中古ゲーム販売店はなぜ困るの？

## ※ 答

「映画の著作物」には頒布権があるので、中古ゲームソフトが「映画の著作物」とみなされると作者であるゲーム会社の許諾なしには自由に売れなくなります。ゲーム会社はゲームの値くずれを防ぐために中古販売に反対していますから、中古販売店は中古販売ができなくなるのです。そうして「ゲームが映画か」は裁判で争われてきました。1審と2審で正対の判決が出ました。

コンピュータ技術の進歩によりゲームが「映画の著作物」になりかけているなど一昔前には考えられなかったことです。このように著作権法の解釈も時代の変化とともに変わります。

そして、最高裁はゲームソフトは「映画の著作物」であるが、ゲームは大量に市販され、いったん販売された後は自由に譲渡できる、つまりゲームソフトには頒布権はないという判決を出しました。(平成14年4月)ちなみに全国的に注目されたこの裁判の片方の当事者は山口県内の中古ゲームソフト販売店でした。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第99号

2005.9.12

## 携帯電話による違法行為 携帯カメラで女子高生の写真をばらまく

### チェーンメールで写真と悪口を流布

平成14年9月、大阪府の高校でカメラ付き携帯電話で撮影された女子高生の写真が、悪口などとともに不特定多数の人にメールで流されていることがわかりました。メールにはさらに複数の人に送信するように書かれていました。(毎日新聞)

写真のほかに実名や本人が特定できる身体的特徴などが書かれたものもあり、個人情報などがばらまかれる典型的な例です。また、本人の悪口を書くことはたとえそれが事実であっても名誉毀損になります。猫虐待容疑者事件のところで書いた「プライバシー侵害と個人情報」の話思い出そう。

今回の事件は携帯カメラとネットを使った現代版「不幸の手紙」です。証拠が残りにくく被害が広範囲に及ぶため「不幸の手紙」より悪質です。

### 携帯電話の半数がカメラ付き

誰かがいつかやるだろうと思っていましたが、今回このように明るみに出てあらためてプライバシーの侵害の恐ろしさを認識させられました。実際にはこの様なことが携帯カメラの普及と同時に数多く起こっていたと思われます。(高2女子による顔写真付き中傷メールで書類送検、徳島県警平成14年5月)

なぜこのような事件が起こるのでしょうか。もう一度考えてみましょう。

簡単に(盗撮、編集)できる。

ネットで一気にばらまける。

匿名性(犯人の身元がばれにくい。本人が思っているだけ。)

## ⌘ 技術革新が社会に与える影響が大きくなった。

このような犯罪は以前にはなかったことを考えると、もっとも大きな根本要因は

技術革新によって、上述のことが誰でもできるようになった

ことにあります。

### ネット社会の特徴 …… 匿名社会

よく考えてみると、ネット社会は「できるからやる」という「なんでもありの世界」です。それを助長しているのがネット社会の匿名性です。

「なんでもありの世界」では自分をコントロールできるのは本人のモラルのみです。だからネット社会ではネットの使い方に本人のレベルがそのまま出るぞ！

各クラスにパソコンが配られインターネットを使えるようになりましたが、「何でもありの世界」に出て行くあなた、あなたのレベルは大丈夫？

## ⌘ クイズ

ネット上であなたのプライバシーが侵害されたり、いわれのない悪口を書かれました。どうしたらいいですか。

## ⌘ 答

プライバシーの侵害の最大の問題はいったん侵害されたプライバシーは回復できない点にあります。それだけに本人の精神的苦痛はずっと続くことになります。

悪口がネットに載せられた場合は、プロバイダ(接続会社)を通じて発信者に削除の要求ができます。削除に応じない場合はプロバイダーに対して発信者の身元を教えるように裁判所に請求できます。

掲示板にいわれのない誹謗中傷を書かれたような場合はまず掲示板の管理者に削除を要求することです。

### インターネット情報はまず信憑性を疑おう

「なんでもありの世界」に書かれていることですから間違いやウソ、ごまかしはもちろんのこと、詐欺、なりすましなどはそこかしこにあります。自分自身の身を守り、ネット被害にあったら泣き寝入りせず適切に対処する方法を身につけることが大切です。やられたから自分もやるではいつまで経っても快適なネット社会は実現できません。

ネット社会の特性をよくわきまえた上でインターネットを利用すれば、ネットの世界はあなたに多くの情報をもたらしてくれます。そうして初めてネットワーク社会のよき市民になれるのです。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第100号

2005.9.22

二次的著作物(その1)

どんなものがあるか

二次的著作物とは …… 新たな別個の著作物となる

「著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」を言います。

## ⌘ 「翻訳」とは

著作物を他の言語で表現すること。例：外国小説の翻訳。

## ⌘ 「編曲」とは

「音楽の著作物」で原曲をアレンジして新たな創作性を加えること。

## ⌘ 「変形」とは

著作物を違う種類の表現にすること。例：絵画を彫刻にする、写真を絵画にする等。

## ⌘ 「翻案」とは

「既存の著作物の基本的な筋や構成といった原著作物の思想・感情の流れ、即ちいわゆる内面形式を維持しながら、具体的な表現である外面形式をかえること」です。作花文雄「詳解著作権法」(p.135、ぎょうせい、2001年)

例：

小説を脚本にすること。脚本を映画にすること。文章を要約すること。文章をわかり易く表現し直すこと。コンピュータプログラムをバージョンアップすること等。黒澤明の「七人の侍」を西部劇版にリメイクすることは翻案に当たります。

## ⌘ クイズ

ピカチュウは子供たちのヒーローです。関工の山田君はピカチュウを緑色にすることを思いつきました。原作者の許諾を取り付けて、翻案によるピカチュウの二次的著作物ミドリピカチュウを創作しました。これが大評判になりました。

それを見た佐藤君はミドリピカチュウに水玉模様を入れた水玉ミドリピカチュウを思いつきました。佐藤君はミドリピカチュウの原作者の山田君の許諾をもらえば水玉ミドリピカチュウを公表できますか？

## ⌘ 答

できない。山田君の二次的著作物のミドリピカチュウに対して、ピカチュウの原作者は山田君と同等の権利をもっています。よって、佐藤君はミドリピカチュウの作者山田君だけでなく、ピカチュウの原作者の許諾も得なければ水玉ミドリピカチュウを発表できません。

二次的著作物 …… すべての原作者の許諾がいる！

また、出来た水玉ミドリピカチュウに対して、佐藤君と同等に山田君とピカチュウの原作者が権利を持つので、水玉ミドリピカチュウを発表しようとする場合には全員の合意がいきます。

## ⌘ 「引用」とは

自分の著作物の中に他人の著作物を使うことです(引用)。使った他人の著作物の中にさらに別の著作物が含まれている場合もOKです。この場合は他人の著作物を引用して利用する場合に当たります。

引用の条件 …… 許諾なしに引用できる

自分の著作が主で引用が従であること …… 全部が引用はダメ。

明瞭性の原則 …… 引用部分をかぎカッコなどで明瞭に区分すること。

引用を行なう必然性 …… 引用しないと自分の主張が伝えられない。

出所明示義務 …… 出所を明示すること

## ⌘ クイズ

要約して引用すること(いわゆる要約引用)は、著作権法で許されている「引用」に当たりますか。

## ⌘ 答

はっきり言えない。原文をそのまま引用すると長くなるので、分かりやすくするために原文を要約した上で引用することは、広く行なわれています。これが許諾が要らない「引用」に当たるのか、許諾が必要な「翻案」に当たるのかは、過去の判例を見ても断言できません。

要約引用するためには少なくとも内容を忠実に要約することが必要です。要約引用は自己責任です。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第101号

2005.9.22

二次的著作物(その2)

あふれるコンテンツ文化は「翻案文化」

## 二次的著作物と原作者

たとえば小説が脚本化されたら脚本は小説の二次的著作物です。脚本が映画化され場合、映画は脚本の二次的著作物に当り、同時に小説の二次的著作物にも当ります。

二次的著作物はそれ自体一個の独立した著作物であり、原作者は二次的著作物に対して二次的著作物の著作者と同等の権利を持っています。

なぜでしょうか。二次的著作物が利用される時は、その元となっている原著物も利用されているから、原作者は原著物の権利はもちろんのこと、二次的著作物の作者と同じ権利も同時に持っているということになります。

ただし権利の存続期間は創作時点から計算するのでそれぞれ異なります。

「二次的著作物の原著物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を占有する。」(第28条)  
「第21条(複製権)から 第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)まで同じ権利を持つ。」

## すべての原作者の許諾がいる！

つまり二次的著作物を利用する場合、二次的著作物の著作権者だけでなく、それまでのすべての原作者の許諾が必要なのです。

## あふれるコンテンツの大半は二次的著作物 …… 現代は「翻案文化」

ネット上にあふれるコンテンツを良く見るとどこかで見たようなものがたくさんあります。作成時点で誰かのコンテンツを少し変えたり、複数のものを組み合わせたりして他のコンテンツを翻案したものがほとんどです。

つまりマルチメディアは翻案文化とも言うことができます。

これらのコンテンツのルーツをたどっても、大抵原作者を突き止めることは出来ません。ましてや全ての著作者の許諾を得ることなど不可能に近い状態です。マルチメディア時代において著作権処理は大きな問題となっています。

## ✂ クイズ

前問のクイズの佐藤君はミドリピカチュウを作った友人の山田君から、ミドリピカチュウを水玉にする許諾は貰ったのですが、面倒臭くなってピカチュウの原作者の許諾をもらわないまま水玉ミドリピカチュウを発売しました。もう分かりませぬ。この場合の佐藤君の水玉ミドリピカチュウは違法です。

ところがこれが大当たりで、大変な評判になりました。それを見た関工のY先生がソックリのイラストを作って文化祭で客寄せに使いました。この場合佐藤君の違法な水玉ミドリピカチュウの権利は、これまた違法に使った関工のY先生に対して著作権法で保護されますか？

ピカチュウ	ミドリピカチュウ	水玉ミドリピカチュウ	< Y先生が違法に使用 >
原作者:任天堂	作った人:山田君	作った人:佐藤君	< 違法 > だが守られるか？

## ✂ 答

保護される。たとえ翻案権の侵害で誕生した二次的著作物(水玉ミドリピカチュウ)であっても、一個の独立した著作物として保護されます。しかし、違法に作ったものですから、原作者の許諾がない限り利用できません。

## ミドリピカチュウが大当たり でも、ピカチュウの権利が不利にならない

二次的著作物が著作物として認められたからといって、原作者の権利が制限されることはありません。また、逆にミドリピカチュウが10年遅れてできたからといって、ピカチュウの保護期間が10年延びるわけでもありません。

「二次的著作物に対するこの法律(著作権法のこと)による保護は、その原著物の著作者の権利に影響を及ぼさない。」(著作権法第11条)

## パンシロン事件 …… 支払額 2,908万4,627円 著作者の子供に

この事件はロート製薬が、パッケージデザインをコア・グラフィック社に依頼し、「パンシロントリム」(私もお世話になっている)という薬のキャラクターとして使っていました。ところがこのキャラクターが有名デザイナーの図柄を参考にしたため、原著物の二次的著作物とみなされました。原作者(1968年亡)の子に二次的著作物の利用料の支払いを求めて訴えられた事件です。大阪地裁H09(ワ)3805著作権民事訴訟事件

二次的著作物  
パンシロン



原著物



# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第102号

2005.9.22

## コンピュータ・ウイルス 世界規模のネット障害 韓国全土マヒ … 違法コピーが危険を増幅

### ❖ 世界規模は「コードレッド」ウイルス(H13年夏)以来

平成15年度1月25日(土)午後2時ごろから始まったネット障害は26日にほぼ回復しました。障害は日本、アメリカやヨーロッパでも報告され世界規模で起こりました。幸いにも土曜日だったため平日ほどの被害は避けられましたが、日本でも被害が報告されています。アメリカではクレジット会社の端末が数万台使用不能になりました。

世界一のブロードバンド普及率を誇る韓国では特に被害が大きくなりました。一時的に全土でホームページに接続不能になったり、繋がりにくくなりました。25日から始まった混乱は回復に向かうまで9時間もかかりました。改めてネット社会の危機の同時性、大規模性を認識させられました。

### ❖ 新種のウイルス「スラマー(Slammer)」はワーム型

今回の被害は「SQLスラマー」と名づけられたワーム型ウイルスにより引き起こされたものです。ウイルスには攻撃の仕方によっていくつかの種類があります。ワーム型ウイルスとはネットワークを通じて広がるタイプのウイルスの総称で、大変強い増殖能力を持つのが特徴で、そのために一気に被害が拡散します。ワーム型ウイルスは攻撃プログラムである自分自身のコピーをインターネットを通じてメールで送りつけます。受け取ったパソコンがそれを開くとそのパソコンにあるアドレスに自分自身のコピーを送ります。

「SQLスラマー」はワーム型ウイルスに区別されますが、メールによる伝染ではなくマイクロソフトのデータベース用サーバーソフトの「SQLサーバー2000」のセキュリティホール(侵入しやすいところ)から侵入し、他のSQLサーバーに攻撃プログラムである自分のコピーを何十万回も送りつけます。送りつけられた側のサーバーはそれにかかりっきりになってしまい本来の仕事が出来なくなります。そうしてネット上に一時的に莫大なデータ通信が押し込まれたのです。

「スラマー」という名前はバスケットでゴールリングに強引にボールを押し込む「スラムダンクシュート」と同じ意味です。今回のネット障害では何万ものサーバーが感染したと言われています。

### ❖ 「データベースソフト」って？

データベースソフトはわかりやすい例としては、顧客管理ソフトがあります。お客さんの名前や住所や年齢、趣味などを入れているんな検索が出来ます。今日のような情報社会では顧客管理に限らず在庫管理、生産管理などあらゆる分野に多くの用途がありデータベースソフトのユーザーは増加の一途をたどっています。

### ❖ 「サーバー」って？

サーバー(server)とは召使い(servant)と同じ意味で、読んで字のごとく他の多数のパソコンのためにいろんな仕事をしているコンピュータのことです。このサーバーが次々とマヒしていくのですからインターネット上の非常に多くのパソコンユーザーが通信障害をこうむったのです。

## 違法コピーが危険を増幅

### ❖ 韓国の違法コピーソフトが被害を拡大

マイクロソフトの「SQLサーバー2000」のセキュリティホールはすでに判明しており、半年前にマイクロソフトから正規ユーザーに対して警告と対策ソフトの無料配布が行なわれていました。この対策を済ませたサーバーは被害を受けなかったのですが、「韓国では正規ユーザーの4倍を越す十万台以上の不正コピーユーザーがいる」(韓国マイクロソフト)といわれ、そこには警告が伝わらなかったため対策が遅れて被害が拡大しました。

### ❖ クイズ

なぜ韓国のようにブロードバンド接続だとウイルス被害が大きくなりやすいの？

答

ブロードバンドはインターネットに常時接続で使うこともできるのでその分ウイルスの攻撃を受ける確立が高くなるからです。パソコンをインターネットにつなぐ場合、インターネット接続業者(プロバイダ)に電話をかけた状態です。この時の電話代がかけた時間に依ってかかるので長くかけると非常に高額でした。ですから昔はインターネットを使わないときは回線を切っていました。

ところがデジタル通信の時代になっていくら使っても料金が一定という接続業者が多くなり、インターネットを見たい時にすぐに使えるように、使わない時でも常に接続した状態にしている人が増えたのです。外部と接続されている時間が長い分ウイルス等の攻撃にさらされる時間が長くなります。使い易くなった半面危険性が増大したということです。

### ❖ クイズ

デジタル通信になるとなぜ安くなるんですか？

### ❖ 答

電話線を同時に多くの人が見るのでその分安くなります。理由をごくごく大ざっぱに説明します。

ひと昔前の電話のようなアナログ通信の場合、ある人に電話するときは電話線を1本独占して通話します。この時他の人は電話を使えません。電話したい人は何万人もいるのですから大変です。

ところがデジタル通信になると1本の電話線を何人もの人が同時に使って通話が出来ようになります。その分安くなるのです。また通信速度がアナログ通信にくらべて格段に速いです。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第103号

2005.9.22

コンピュータウイルス  
種類と特徴

## ⌘ 過去のウイルス

現在ではコンピュータウイルス被害のニュースがしょっちゅうあって真新しい感じがしませんね。ただ、大きな被害が出たものや新種のウイルスにはアメリカの台風のように名前がつけられます。アメリカの台風は以前は「ジェーン台風」というふうに女性の名前がつけられていましたが男女平等ではないということで最近は変わったようです。

コンピュータウイルスも有名なものには、「スラマー」「ニムダ」「コードレッド」「サーカム」「ラブレターウイルス」「メリッサ」などと名前がつけます。今度はどんな名前かななどといふ楽しみになります。いけませんね。

ウイルスの悪さのしかたは例えばクリスマスの日に一齐に攻撃を始めるものや、他人のコンピュータに入り込んだら手当たり次第にコンピュータの中身を壊したり、中身を他人に送りつけたりするものなど千差万別です。

## ⌘ ネット社会の同時性と大規模性

最も大きな特徴は自己増殖するということです。ネットを使って次々に自分のコピーを送りつけてゆき、対策ソフトで対処するまでねずみ算式に感染が広がります。ここにネット社会の同時性、大規模性という特徴が現れます。

## ⌘ 感染症状

まるでインフルエンザの診察みたいな言い方ですが、事情のわからない人は感染したことすら気づかずにいることがあります。次のような症状が現れたら要注意です。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| コンピュータのスピードが遅くなる。 | ダイヤル・アップの接続先が変わる。 |
| 知らないファイルが勝手に増える。  | インターネットに繋がる。      |
| キーボード入力がうまくできない。  | 勝手にメールが送信される。     |
| データが壊れる。          | プログラムが動かなくなる。     |
| ファイルが勝手に削除される。    |                   |

最近のウイルスはやるのが派手だし、すぐ報道されるのでネット情報やニュースに常に目を通す必要があります。

### ウイルスの種類 … 分類は難しい

ウイルスの種類は変種も含めるとたくさんあって単純に分類することは困難です。

例えば「SQLスラマー」はネットを通じて感染するので「ワーム型」というように、感染のしかたや悪さの内容などでいくつかの分類のしかたがあります。コンピュータウイルスの対策ソフト(これを人間並みに「ワクチン」と言う)の国内大手のトレンドマイクロ社の分類のしかたを紹介します。詳しく知りたい人は <http://www.trendmicro.co.jp>

#### 感染する場所による分類方法

- ・マクロ型 … Excelなどのファイルを開くとマクロ機能を使って感染します。
- ・トロイの木馬型
- ・ファイル感染型 … 実行ファイルが実行されるたびにウイルスのプログラムが働きます。
- ・システム領域型
- ・複合感染型

#### メモリに常駐するかどうかによる分類方法

- ・メモリ常駐型
- ・直接感染型

#### ウイルスのもつ技術による分類方法

- ・ステルス型 … 自分自身を見えなくしてワクチンをすり抜けます。
- ・ミューテーション型

#### その他の分類

- ・ワーム型 … ネットワークを通じて他のコンピュータに感染するタイプ。「スラマー」、「ラブレター」。
- ・VSBワーム型 … Java、Active型
- ・ネットワーク型 … 携帯端末型

こうしている間にも新種のウイルスは次々作り出されています。

### 感染しないために

ウイルス対策ソフトをインストールし、新種のウイルスが次々出現するのでダウンロードで常に最新のものに更新することが大切です。また不審なファイルは絶対に開いてはいけません。システム管理者はその都度警告を発する必要があります。

### 感染したら

そして不幸にも感染してしまったら、最新のウイルス対策ソフトをインストールしウイルスを完全に取り除き、二次感染を防ぐことが何より肝心です。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第104号

2005.9.22

著作隣接権

歌手や俳優、レコード会社、放送会社の権利

## 著作隣接権

### ✿ 著作隣接権とは

著作物を創出してはいませんが、著作物を社会に広める役割を果たしている者や、著作物の創作に準ずる準創作的な活動をしている者に対して著作権とは全く別個に与えられる権利です。

次の人に与えられています。

- ・実演家 …… 俳優、歌手、ダンサー、演出家、指揮者など。
- ・レコード製作者 …… 東芝EMI, エイベックス、日本コロムビアなど。
- ・放送事業者 …… テレビ局、ラジオ局など。
- ・有線放送事業者 …… ケーブルテレビ局、有線放送カラオケなど。

### ✿ クイズ

「著作権」は英語でなんといいですか？

キャラクターなどの横にアルファベットの“c”の字を で囲ったマークが付いているのを見かけますが何ですか？

### ✿ 答

「著作権」は“copyright”です。

アルファベットの“c”の字を で囲ったマークをよく見かけますが、これは「マルクマーク」とか「サークルCマーク」と言って著作権を主張している表示です。

### ✿ 「実演」とは

「著作物を、演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠すること。」です。

### ✿ 「実演家」とは

「俳優、舞踏家(ダンサー)、演奏家、歌手と、それらを指揮し演出する者」を指します。

指揮者や演出家も含まれます。

素人も「実演」すれば立派な実演家です。

## 実演を録音したり録画する時は実演家の許諾が必要

### ✿ 実演家の権利

- 録音権と録画権
- 放送権と有線放送権
- 送信可能化権 …… アップロードする権利
- 商業用レコードの二次使用料請求権
- 譲渡権
- 貸与権と貸与報酬請求権

## 著作権者と著作隣接権者の両方の許諾がいります

### ✿ 著作権と著作隣接権の関係

著作隣接権者の権利は著作権者の権利内容とは全く別個に働く権利です。

著作物を利用するには著作権と著作隣接権が両方働くので注意が必要です。

### ✿ クイズ

マルクマークが付いていないキャラクターは著作権を主張していないので断り無く使うことができる。これホント？

### ✿ 答

ウソ。著作権は著作物を創作した瞬間から何らの申請をすることなく著作権を主張できます。それなら、マルクマークをつける必要はないように思えるのですがなぜ付いているのでしょうか。マルクマークの由来は話せば長くなるので別の機会にしたいと思います。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第105号

2005.9.22

実演家(著作隣接権者)の権利

歌手や俳優の権利(1)

## ⌘ クイズ

ダウンタウンの浜ちゃんのコンサートに行きました。プロ用の撮影機材を使うとまずいのでホームビデオでコンサートを録画しました。問題がありますか？

答

あります。この場合の浜ちゃんの実演家であり、実演家は実演に対して「録音権」と「録画権」を持ち許諾がいります。

## ⌘ クイズ

そのコンサートで周囲に迷惑がかからないように配慮しながら浜ちゃんを写真に撮りました。いいでしょうか？

答

いいけません。著作権法では実演家の実演に対する録音と録画以外の複製については規制されていません。

しかし、人にはいわゆる「肖像権」(有名人の場合は「パブリシティ権」と言いましたね)があるので許諾なしに肖像を撮ってはいけません。

またコンサートのステージはそれ自体が著作物なので、著作権法で保護されます。撮影する場合は許可をもらおう。

### 実演家の複製権は「録音権」と「録画権」

歌手や俳優は著作者ではなく著作隣接権者であることに注意してください。そのため権利の内容も著作者と異なっています。

例えば、著作者の権利には「複製権」がありますが著作隣接権者である実演家の権利では、「複製権」とは言わず、「録音権」と「録画権」が著作者の「複製権」に相当します。

### 実演家の権利 …… 実演家人格権を新設(平成14年改正)

平成14年の著作権法改正によって、実演家にも実演家人格権(氏名表示権と同一性保持権)が与えられました。その他に次の著作財産権を持っています。

## ⌘ 録音権と録画権

実演を実演家に無断で「録音」または「録画」させない権利です。

映画は多数の実演家の実演で構成されていますね。ではその映画を録画して利用したい時は全員の実演家に録画権の許諾をもらわなければいけないのでしょうか。

それでは大変なので、実演家が許諾して出演した映画については、映画製作者の許諾をえれば録音・録画できるとされています。ただし、サントラ盤レコードを作るときは許諾が要ります。(著作権法第91条第2項)

また私的使用目的、教育目的、非営利目的等の場合の録音・録画は著作権の場合とまったく同じではありませんが、例外措置として実演家の許諾なしに実演の「録音」や「録画」ができるとされています。(著作権法第102条)

## ⌘ 放送権と有線放送権(個人はほとんど関係ない)

実演を実演家に無断で放送または有線放送させない権利です。

ただし次の場合は例外的に許可されます。

(ア) 実演の放送をいったん録音・録画せずに、そのまま有線放送する場合(いわゆるライブ放送、実況中継)

実演家の許諾なしに有線放送することができます。放送事業者の権利処理で実演家の権利を守るからです。

しかし、実演の放送をいったん録音・録画した上でそれを有線放送する場合は、実演家の許諾なしには有線放送することはできません。

(イ) 録音・録画物を用いてする放送・有線放送の場合

(一) 許諾を得て実演が録音・録画されたものを用いてする放送・有線放送の場合

実演家の許諾なしに放送または有線放送できます。しかし、

許諾を得て実演が録音・録画されたものを第三者が無断で複製したものを放送・有線放送することはできない。

(二) 許諾を得て実演が録音・録画されている映画の増製物(マスターから作った映画ごと)を用いてする放送・有線放送の場合

第91条第2項で実演家録音権・録画権が制約されているので実演家の許諾なしに放送・有線放送できます。

参考：作花文雄「詳解著作権法」ぎょうせい 2001年

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第106号

2005.9.22

実演家(著作隣接権者)の権利

歌手や俳優の権利(2)

歌手や俳優の権利(1)の続き

## ⌘ 商業用レコードの二次使用料請求権

許諾を得て録音・録画されている実演については許可を受けた者は自由に放送・有線放送できます。実演家はそのことに文句がいません。放送事業者はCDレコードを何度も自由に放送することによって利益を上げています。そのことによって実演家の出演機会が減っているともいえます。ですから実演家は放送事業者にCDレコードの二次使用料を請求する権利をもっています。

商業用レコードはそれをかけて聴くと言うことが本来の使い方であり、それを放送で流すことは本来の使い方の範囲を超えており、実演家の生出演の機会を奪うものであるという考え方から、実演家に二次使用料請求権が与えられているのです。

実際には実演家一人一人が二次使用料について額や配分の折衝することは大変です。日本では団体にだけそれが認められ(社)日本芸能実演家団体協議会等がこれに当たっています。

## ⌘ 譲渡権

実演家は無断で自分の実演の録音物や録画を譲渡によって公衆に提供させない権利を持っています。

しかし、いったん実演家の許諾を得て作られた録音・録画物、および許諾を得てそれを録音・録画したものは自由に他人に譲渡できます。つまり「最初の譲渡行為の相手が公衆であるか否かを問わず、その譲渡行為が適法に行なわれた場合」は自由に譲渡できます。これは譲渡が繰り返されるので取引の安全をはかるためです。

参考:作花文雄「詳解著作権法」(p.238、ぎょうせい、2001年)

## ⌘ 貸与権

実演家(歌手等)は実演が録音されている商業用レコード(CDレコード等)を無断で公衆に貸させない権利を持っています。

・「実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を占有する。」(著作権法第95条の三第1項)

・「この規定は、最初に販売された日から起算して1ヵ月以上12ヵ月を超えない範囲において

政令で定める期間を経過した商業用レコード(以下「期間経過商業用レコード」)の貸与による場合には、適用しない。」(同上第2項)

公衆に貸すことができないのですから個人に貸すのはOKです。

これが実演家が持つ「貸与権」です。

そして、この権利はレコード製作者(レコード会社)も持っています。

・「レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を占有する。」

(著作権法第97条の三第1項)

・「この規定は期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。」(同上第2項)

## ⌘ 貸与報酬請求権

ただし、貸させない権利である貸与権は発売から1ヵ月以上、12ヵ月の期間以下しか認められていません。この貸与禁止期間が過ぎたものを「期間経過商業用レコード」といいます。

最長でも1年を超えたら貸与権がなくなるので実演家はCDレンタル店に自分のレコードを貸すなど言えなくなります。そのかわりに実演家は店に対して報酬を請求する権利が与えられています。

これが実演家の「貸与報酬請求権」です。

・「商業用レコードの貸与を営業として行うもの(以下「貸レコード業者」)は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合は、当該実演に係る実演家に相当額の報酬を支払わなければならない。」(著作権法第95条の三第3項)

そして、この貸与報酬請求権権利はレコード製作者(レコード会社)も持っています。

・「貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合には、

当該レコードに係るレコード製作者に相当額の報酬を支払わなければならない。」(著作権法第97条の三第3項)

## ⌘ 送信可能化権

実演家は自分の実演を無断でアップロードさせない権利を持っています。

・「実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。」(著作権法第92条の二)

## ⌘ クイズ

「著作隣接権」などと言わずに分かりやすいもっとマシな言い方は無かったのでしょうか？

答

ずいぶん昔に決められたことなので分かりません。「著作隣接権」は英語で“neighboring right”といいます。neighborは「周辺」とか「近所」と言う意味ですから、当時の担当者が困って著作権ではないがその周辺の権利と言う意味を込めて「隣接」と訳したものと思われます。「著作近所権」よりはマシだと思いますが、「著作隣接権」という訳はしっくりきませんね。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第107号

2005.9.22

著作権の基本用語(その5)

著作物を送信する … 「公衆送信」

## ⌘ 「公衆送信」とは

「公衆に直接受信されることを目的として無線通信または有線電気通信の送信をすること」をいいます。

テレビ、ラジオ放送、有線放送、インターネットなどがこれに当たります。

ですから公衆に対しての送信でないもの、たとえば外部の回線とつながっていないネットワーク、いわゆる構内LANにおける送信は「公衆送信」に当たりません。

< 例外 >

ただし、構内LANにおける送信でも「プログラムの著作物」を送信する場合は「公衆送信」に当るとされています。

ここで言う構内LANとは、学校内や工場敷地内だけに張り巡らされた通信網のことです。例えば外部の回線につながっていない学校のパソコン教室内の20台を繋いだネットワークがそうです。

法律をC言語の表現方法で書いてみました。はるかに分かりやすくなります。

・公衆送信とは「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信または有線電気通信の送信

{ 有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内

{ その構内が二以上の者の占有に属する区域内 }

にあるものによる送信

{ プログラムの著作物の送信除く、

を除く、

を行うことをいう。)(著作権法第2条1項七の二)

## ⌘ 「公衆送信権」とは

著作物を公衆送信する場合は著作者の許諾がいります。

無断で自分の著作物を公衆送信させない権利を「著作者の公衆送信権」といいます。

パソコン教室でもプログラムだけは公衆送信

## ⌘ クイズ

なぜ構内LANにおける送信のうち「プログラムの著作物」を送信する場合だけを「公衆送信」に当るとして規制したのですか？

## ⌘ 答

以前は、構内LANは公衆回線や無線によって外部に繋がってなかったので、その中で著作物を送信しても「公衆送信」に当らず、著作者の許諾なしに自由に著作物を送れるとされていました。

そうするとコンピュータソフトを一本だけ買って残りの19台のパソコンに送っても著作権の侵害に当たらないことになり、著作権者の利益を不当に損なうこととなります。

そこで平成9年の著作権法改正で外部の回線につながっていない構内LANでもプログラムの著作物を送信する場合だけは「公衆送信」に当るとして、許諾が必要になりました。著作者の権利を著しく損なうおそれが生じたからです。

## ⌘ クイズ

サーバーが外部につながっていない構内LANのパソコン(例えばパソコン教室の20台のパソコン)なら、授業で練習用に作ったホームページはサーバーにアップロードしても違法にならない。ホント？

## 答

ダメです。プログラムの例外措置を思い出してください。たとえ校内に限定されているLANにおける送信でも、コンテンツの中にプログラムの著作物が含まれる場合は公衆送信とみなされ、許諾が必要です。

教育目的で認められているのは「複製権」だけ

## ⌘ クイズ

授業であれば著作権法の教育目的の使用なのでパソコン教室にプログラムを流すことができる。

## ⌘ 答

教育目的で例外措置が認められているのは著作権のうち「複製権」と「その複製物の利用」だけであることに注意が必要。公衆送信権には認められていません。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第108号

2005.9.28

著作権の基本用語(その6)

放送を聴かせるのは「公衆伝達権」

「放送」は「公衆送信」のうち無線で行うもの

## ⌘ 「放送」とは

「公衆送信のうち

- ・公衆によって
- ・同一内容の送信が
- ・同時に受信されること

を目的として行う無線通信の送信のこと」をいいます。

## ⌘ 「放送事業者」とは

「放送」を業として行う者をいい、テレビやラジオの放送会社等です。

## ⌘ 「有線放送」とは

「公衆送信のうち

- ・公衆によって
- ・同一内容の送信が
- ・同時に受信されること

を目的として行う有線通信の送信のこと」をいいます。

有線放送と言われてもあまりなじみがありませんがケーブルテレビなどはよく知られています。

## ⌘ 「有線放送事業者」とは

「有線放送」を業として行う者をいい、飲食店の有線放送会社やケーブルテレビ等です。

夏休みのラジオ体操は違法？ …… テレビ・ラジオを大勢に聴かすのは公衆伝達権

## ⌘ クイズ

テレビやラジオ放送は公衆送信だが、個人が放送をラジオで受信してそれを大勢の人にそのまま聴かせることは公衆送信ではないので自由にできる。これホント？（たとえば夏休みに広場にラジオを持って来てくれたラジオ体操のおいちゃんは違法だった？）

## ⌘ 答

聴かせることはできない。著作者の公衆伝達権侵害となります。

放送を受信機で受信して大勢に聴かせることも公衆送信に含まれるとされていて著作者の許諾がいりません。この権利を公衆伝達権と言います。

・「著作者は公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」(著作権法第23条第2項)

ただし、家庭用の受信機を使う場合は自由にできるとされています。

非営利目的で聞かせる場合も同様です。ラジオ体操のおいちゃんありがとう。

・「放送され、または有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆または観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の受信装置を用いてする場合も、同様とする。」

(著作権法第38条第3項)

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第109号

2005.9.28

著作権の基本用語(その7)

インターネットは「自動公衆送信」

## インターネットは「公衆送信」の中の「自動公衆送信」

### ⌘ 「自動公衆送信」とは

「公衆送信のうち、  
・公衆からの求めに応じ  
・自動的に行うもの  
(「放送」または「有線放送」に該当するものを除く)」  
をいいます。(著作権法第2条1項七の二)

インターネットに当てはめると

「・公衆からの求めに応じ  
・自動的に行うもの」ということになり、  
自分の好きなときにホームページにアクセスすること  
アクセスすると著作物を含んだホームページが開くこと

### ⌘ クイズ

ホームページをサーバーにアップロードしても誰もアクセスしてこないうちは、誰も著作物に触れていないのだから著作権(公衆送信権)違反にならない。これホント？

### ⌘ 答

正しくない。

## 「公衆送信権」

著作権法ではインターネットにアップロードすることは、誰もアクセスして来ない段階でも、「公衆送信」の中の「自動公衆送信」に当ります。

著作者は無断で自分の著作物を「公衆送信」させない権利を持っています。これを著作者の「公衆送信権」と言います。著作者に無断でできない「公衆送信」の中に「送信可能化」が含まれているからです。

「著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行う権利を占有する。」(著作権法第3条)

従って、「公衆送信権」は「送信可能化権」を含むことになります。

## 誰もアクセスしてなくても著作権法違反になるぞ！

なぜでしょうか？

インターネットのように求めに応じて都度コンテンツを送る形態のものを「オン・デマンド(on demand)型」の送信と言います。このタイプの送信はコンテンツが送信されたことを捕捉することが難しいため、無断で著作物をアップロードして送信を可能化した段階で著作権法違反にしようということです。

「自動公衆送信権」はインターネットの普及にともない著作物の無断流通を防ぐために平成9年の著作権法改正によって新設されました。

インターネットは随時双方向通信できることからインタラクティブ送信と言われることもあります。

## アップロードただけで違法になるぞ！・・・「送信可能化」権

### ⌘ 「送信可能化」とは

著作権法第2条第1項9号の5で詳しく規定されていますが、簡単に言うと「著作物をアップロードすること」です。

### ⌘ インターネットにおける「公衆送信権」とは

「自動公衆送信」は「公衆送信」に含まれ、「公衆送信」には「送信可能化」も含まれますから、著作物をインターネットにアップロードする場合は著作者の許諾がいります。この権利を「送信可能化」権と言うことがあります。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第110号

2005.9.28

ホームページに使う音楽  
音源別に考えると

## ⌘ クイズ

ラジオのFMリクエストアワーから美空ひばりのCDの歌謡曲の「川の流れるように」が流れてきました。これを録音して自分のホームページのBGMに使用しました。ホームページ作りは個人の趣味でやっているものです。この場合は著作権法の私的使用に当たるので使用の許諾をとる必要はない、ホント？

## ⌘ 答

許諾がいきます。このケースは許諾が最も大変な場合のひとつです。  
ラジオから「川の流れるように」が流れてくるまでに、どのような人々がかかわっているか考えてみればわかります。  
ラジオから流れてきた音、しかもCDの中の一曲だということがキーポイントです。この場合作詞家、作曲家、歌手美空ひばり、レコード会社、ラジオ放送会社でありそれぞれ次のような権利を持っています。  
作詞家、作曲家は「川のながれのように」の著作権者です。  
歌手の美空ひばりは著作権法上の「実演家」に該当し、著作隣接権者です。  
(歌手は著作権者ではなかったことを思い出そう。)  
レコード会社は著作権法上の「レコード製作者」に該当し、著作隣接権者です。  
ラジオ放送会社は著作権法上の「放送事業者」に該当し、著作隣接権者です。

次にこれらの人は今流れてきた曲に対してどのような権利をもっているのでしょうか。

### 著作権者の権利

著作者(作詞家・作曲家) … 秋元康、見岳章

- ・複製権 自分の曲を無断で複製(録音も複製だったことを思い出そう)させない権利。
- ・公衆送信権 自分の曲を無断で公衆に送信させない権利。
- ・送信可能化(権) 自分の曲を無断で公衆に送信可能な状態にさせない権利。  
この権利があるので自分のホームページに誰もアクセスしない状態でも違法となる。  
著作権者が著作権の管理をJASRACに委託している場合はJASRACに許諾を得る。

### 著作隣接権者の権利

実演家(歌手) … 美空ひばり

- ・複製権 自分が歌った曲を無断で複製させない権利。  
実演家の場合「複製権」とは問わず、「録音権・録画権」が複製権にあたります。
- ・送信可能化(権) 自分が歌った曲を無断で公衆に送信可能な状態にさせない権利。  
実演家の許諾を得た上で録画された実演については適用されません。  
(著作権法第92条の2第2項)

レコード製作者(レコード会社) … 日本コロムビア

- ・複製権 自社の製作したCDレコードの曲を無断で複製させない権利。
- ・送信可能化(権) 自社の製作したCDレコードの曲を無断で公衆に送信可能な状態にさせない権利。

放送事業者 … ラジオ局

- ・複製権 自社の製作した放送番組を無断で複製させない権利。
- ・送信可能化(権) 放送番組を無断で公衆送信させない権利。(平成15年1月改正)

著作隣接権の直接の保護対象は、具体的には音声信号や映像信号に転換されている音又は映像です。  
また、放送番組も全体として保護対象になります。

ということで、許諾を得るのは絶望的！

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第111号

2005.9.28

## レコード製作者(著作隣接権者)の権利 レコード会社の権利(1)

### ⌘ 著作権法上の「レコード」って何？

著作権法上では

- ・「レコード」とは、「録音テープや蓄音機用音盤などに音を固定したもの」をいいます。音源テープです。
- ・「レコード製作者」とは、「レコードに固定されている音を最初に固定した者」をいいます。
- ・「商業用レコード」とは、「市販の目的を持って「レコード」を複製したもの」をいいます。

皆さんが普段レコードと言っているものは、著作権法では「商業用レコード」にあたります。

レコード製作会社であるレコード会社は、直接的に曲を作っていないので著作者ではありませんが、曲の普及に貢献しているという意味で、実演家(歌手)と同様に著作隣接権者になります。そのため著作者と異なった内容の権利を持ちます。

### ⌘ レコード製作者の権利の特徴。

同じ著作隣接権者の実演家とよく似た権利を持っていますが、レコード製作者の権利で特徴的なのは、「レコード」をインターネットにアップロードする権利(送信可能化権)を持っていることです。

また、著作者の権利に「複製権」がありますが、著作隣接権者である実演家の権利では、「複製権」とは言わず、「録音権」と「録画権」が著作者の「複製権」に相当しましたね。これは実演という特性から「複製権」と言わず、「録音権」と「録画権」と言う言葉を使ったのです。

レコード製作者の場合は「複製権」です。「レコード」の特性からして「複製権」と言う言葉を使ったのです。

## レコード製作者の権利

### ⌘ 複製権

「レコード」をレコード製作者に無断で複製させない権利です。(著作権法第96条)

### ⌘ 送信可能化権

「レコード」をレコード製作者に無断で送信可能化させない権利です。(著作権法第96条の2)

<送信可能化権>

著作物を自動公衆送信可能な状態にすることを言います。

簡単に言えば著作物をアップロードすることです。(著作権法第2条第1項9号の5)

## 「大きな古時計」の印税は誰のもの？

### ⌘ クイズ

100年以上前の歌「大きな古時計」、平井堅が歌って大ヒット。さて印税は誰のもの？

答

元歌は1876年、米国でヘンリー・クレイク・ワークが作った「My Grandfather's Clock」です。ワークが公演旅行で英国に行った時に泊まったホテルに大きな古時計がありました。

泊まったホテルは昔仲のいい兄弟が営んでいました。そしてこの時計は、父親が兄が生まれた時に買ったものでした。兄が死んだときから時計は遅れだし、何度修理してもついに動かなくなってしまいました。元気だった弟も後を追うように死にました。村人は驚きました。弟の死んだ時間が動かなくなった古時計が指していた時刻だったからです。

この歌は昭和37年にNHKの「みんなのうた」にはじめて登場し教科書に載ったこともあります。ある程度の年齢の人は聞いたことがあると思います。再度「みんなのうた」に企画が持ち込まれ、平成14年8月にCDレコードが発売されると同時に大変な話題となりました。何十万枚も売れたレコードの印税は誰のものでしょうか。

初めに作ったヘンリーさんは百年近く前に死んでしまって著作権はとうの昔に切れています。次にもともと英語の歌ですから、日本語訳した人にも著作権があります。訳者も死んでいませんからその家族と言うことになりますが…。

今回の大ヒットの理由は平井堅が歌ったということです。著作隣接権者としては実演家(歌手)の平井堅、レコード製作者(レコード会社)です。

それでは著作権者は誰かと言うことになると以上の状況からすると、平井堅の「実演を最初に録音物に固定した者」、具体的には平井堅の所属事務所かNHKということになるのかな…？

参考：作花文雄「詳解著作権法」ぎょうせい 2001年

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第112号

2005.9.28

## レコード製作者(著作隣接権者)の権利 レコード会社の権利(2)

以前のレコード会社の権利(1)の続きです。

### ⌘ 商業用レコードの二次使用料請求権

レコード製作者は放送権(自分のレコードを無断で放送させない権利)や有線放送権を持っていないので、市販された自分の会社のレコードの放送や有線放送をするなど言えません。

一方、放送事業者はCDレコードを何度も自由に放送することによって利益を上げているのですから、レコード製作者は放送事業者にCDレコードの二次使用料を請求する権利をもっています。

実際にはレコード製作者一人ひとりが二次使用料について額や配分の折衝することは大変です。日本では団体にだけそれが認められ(社)日本レコード協会等がこれにあたっています。

商業用レコードはそれをかけて聴くと言うことが本来の使い方であり、それを放送で流すことは本来の使い方の範囲を超えているという考えから二次使用料請求権が与えられているのです。

### ⌘ 譲渡権

最初に適法に「譲渡」(有償、無償を問わず譲り渡すことでしたね)された市販レコード(著作権法上は「レコード」の「複製物」でしたね)は、それ以降自由に譲渡できます。

原則的には、レコード会社は自社のレコードを無断で公衆に譲渡させない権利(譲渡権)を持っていますが、市販レコードの場合は自由に譲渡できるとされているのです。

・レコード製作者は、そのレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を占有する。(著作権法第97条の二第1項)

ただし、レコードの複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。(著作権法第97条の二第2項)

一、第1項の権利を有する者またはその許諾を得た者により公衆に譲渡されたレコードの複製物

二、第1項の権利を有する者またはその許諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡されたレコードの複製物

三、以下省略

### ⌘ 貸与権

実演家(歌手等)は実演が録音されている商業用レコード(CDレコード)を無断で公衆に貸させない権利を持っています。

・「実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を占有する。」(著作権法第95条の三第1項)

・「この規定は、最初に販売された日から起算して1ヵ月以上12ヵ月を超えない範囲において

政令で定める期間を経過した商業用レコード(以下「期間経過商業用レコード」)の貸与による場合には、適用しない。」(同上第2項)

公衆に貸することができないのですから個人に貸すのはOKです。

これが実演家が持つ「貸与権」です。

そして、この権利はレコード製作者(レコード会社)も持っています。

・「レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を占有する。」

(著作権法第97条の三第1項)

・「この規定は期間経過商業用レコードの貸与による場合には、適用しない。」(同上第2項)

### ⌘ 貸与報酬請求権

ただし、貸させない権利である貸与権は発売から1ヵ月以上、12ヵ月以下しか認められていません。この貸与禁止期間が過ぎたものを「期間経過商業用レコード」といいます。

最長でも1年を超えたら貸与権がなくなるので実演家はCDレンタル店に自分のレコードを貸すなど言えなくなります。そのかわりに実演家は店に対して報酬を請求する権利が与えられています。

これが実演家の「貸与報酬請求権」です。

・「商業用レコードの貸与を営業として行うもの(以下「貸レコード業者」)は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合は、

当該実演に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。」(著作権法第95条の三第3項)

そして、この貸与報酬請求権権利はレコード製作者(レコード会社)も持っています。

・「貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合には、

当該レコードに係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。」(著作権法第97条の三第3項)

## CDレンタル禁止期間が国内盤と外国盤で異なるのはなぜ？

### ⌘ クイズ

新曲のCDレコードのレンタル禁止期間が国内盤なら発売後数週間から数ヶ月なのに外国盤は1年なのはなぜですか？

答

CDレコードの新曲を発売してすぐにレンタルを始めるとCDレコードの販売が大きなダメージを受けるからです。

歌手やレコード会社の新譜CDを公衆に貸させない期間は1ヵ月以上、12ヵ月以下で話し合いで決めることができますが、国内のCDレコードの場合ほとんどが1年以下に設定しているのです。これに対して外国盤は制限期間いっぱい1年になっているものが多いのです。

参考 作花文雄「詳解著作権法」ぎょうせい 2001年

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第113号

2005.9.28

## 放送事業者(著作隣接権者)の権利 テレビ・ラジオ放送局、ケーブルテレビ会社の権利

### ❖ 「放送」とは

前に定義のところでも触れましたが、放送にはテレビやラジオのように無線で行なうものや、店舗や飲食店にBGMや曲を流している有線放送のように有線(一般に電線)で行うものがあります。有線放送には最近増えているケーブルテレビも含まれます。

### ❖ 「放送事業者」って

従って著作権法で言う「放送事業者」はテレビ・ラジオ局などの無線放送を行う会社をいいます。  
一方、有線放送事業者はよく知られた大阪有線放送のような昔からある有線放送会社や、最近増えつつあるケーブルテレビ会社をいいます。

放送事業者の権利は著作者とは異なる

### ❖ 放送事業者の権利

放送事業者の権利は有線放送事業者とほとんど同じなので放送事業者について説明します。

### ❖ 複製権

無断で、放送から音や映像を録音し、録画し、または写真その他これに類する方法で複製することはできません。  
また、放送を受信して行なう有線放送から映像を録音・録画する場合も同じです。(著作権法第98条)  
「放送を受信して行なう有線放送」とは放送をケーブルテレビ会社等が受信してケーブルネットに流すような場合です。  
録音や録画したものの再録音・再録画は「録音」、「録画」とみなされたことを思い出そう。

### ❖ 再放送権、有線放送権

無断で、放送局が放送したものを再放送することはできません。  
また、無断で、放送局が放送したものを有線放送することはできません。(著作権法第99条第1項)

テレビを大画面に映すのはダメ

### ❖ テレビ放送の伝達権

無断で、放送を受信して映像を拡大する特別の装置を使ってその放送を公衆に伝達することはできません。  
放送を受信して行なう有線放送を受信して拡大する場合も同じです。(著作権法第100条)  
一般の放送は大画面拡大して公衆に見せるという前提で放送されていないので違法になります。

### ❖ 送信可能化権(新設、平成14年改正)

テレビやラジオの放送番組を無断でアップロードすることは出来ません。

### ❖ クイズ

テレビの生放送は「映画の著作物」ですか？

答

ノー。「映画の著作物」の定義を思い出してください。わが国の著作権法ではビデオテープやディスク等の物に固定されていない映像は「映画の著作物」とみなされません。台風現場の生中継などの生放送はドラマなどと異なり同時録画していない限り、流したらそれで終わりなので「映画の著作物」とはいえません。しかし、その生映像は「映像の著作物」です。

### ❖ クイズ

山田君がテレビの番組をテープに録画したら映画の著作物を作ったことになり著作権を得ることができる。これホント？

答

ウーン…。場合による。著作権法をそのまま適用すれば、固定しない生放送の映像をはじめ固定すれば「映画の著作物」を作ったことになり、初めて固定した者がその著作者ということになりますが…。しかし、どう考えてみてもこれは理不尽な気がしませんか。そのような場合はやっつけはいいけません。元の映像は「映画の著作物」か否かは別にして「映像の著作物」であり製作者に著作権があります。

### ❖ クイズ

山田君がテレビ画面の一場面を写真にしました。山田君に著作権はありますか？

答

ありません。「映画の著作物」のひとつコマを切り取った画像には映画会社の著作権があります。固定しない生放送とい

えども写真その他これに類する方法でそれから切り取った画像には元の映像の著作権が働きます。

参考 作花文雄 「詳解著作権法」 ぎょうせい 2001年

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第114号

2005.9.28

CS放送違法コピー

山口県内高校生送検される！

## ※ CS(衛星通信)放送の予備校講義をテープにダビング

平成15年2月5日、CS(衛星通信)放送の予備校講義をテープにダビングして、インターネットで販売した山口県内の高校2年生とテープの発送を手伝っていた母親が、著作権違反の疑いで書類送検されました。

有料チャンネルから大学受験の古文の講義を録画してダビングして申し込んできた2人に1セット12本を1万5千円で販売しました。学費を稼ぐためにやったとのこと。(情報ソース 朝日、毎日、山口新聞)

平成12年に県内の高校生がビジネスソフトの不正コピーをネット販売して摘発されて以来、県内二度目の事件がまた高校生によるものであったことは大変残念です。

不正コピーの動機は学費を稼ぐためだったということを知ると同情せざるを得ません。ただ、この講座を作っている人たちにも想像をこえた苦勞があったことだろうし、生活がかかっていることを忘れてはいけません。

## 放送局の放送番組の権利はとても複雑

CS放送では、特定の放送局とあらかじめ希望する特定の番組ごとに有料聴視契約をする形態のものが数多くあります。放送番組はお金を払って手に入れたのだから自由に利用したり売ったりできると錯覚しがちですが著作物の場合はそう簡単にはいきません。

特に、放送局の放送を通して手に入れた著作物の権利関係は非常に複雑で一筋縄ではいきません。番組を制作した放送局の権利はもちろんのこと、番組に含まれている多くの著作物の権利を処理しなければなりません。

## 違法かどうか迷ったら・・・自分がムカツクならやめよう！

自分の著作でないものを利用する際に違法かどうか迷ったら、立場を代えて自分がやられたらムカツク時は大抵他人の権利を侵害しています。

## 情報化社会・・・形の無いもの(情報)が価値を持つ

人は自分に都合のいいように物事を解釈しがちですが、それが他人の努力にフリーライド(ただ乗り)したことになる大きな賠償金を支払うはめなので注意が必要です。

電気が通ったばかりの明治の頃、電気は目に見えないので使ってもお金を払うのを拒否した日本人がいたそうです。我が国では手で触れる「モノ」の以外はお金を払うことになじみが薄く、現在でも著作権の意味すら知らず、「なんでいけないの?」と真顔で言う人がいます。このニュースを読んでいる皆さんの中にはそんな人はいないと思います。

情報化社会では形の無いもの、特に「情報」が大変大きな価値を持ちます。「情報」にはデパートの商品のように値札がついていませんが、大変な労力とお金がかかっていることを忘れてはいけません。その典型的なものがソフトや画像や映像のようなコンピュータなどの「コンテンツ」(contents)、「中身」と言う意味)です。

このような形の無いものに価値を認めお金を払うことがなんだかもったいないし、しかも違法コピーをしても見つかることもないので自分ひとりくらいは・・・と思いがちです。しかしそんな人が何百万人もいるのです。

また、逆に日本人には昔から形の無いものにお金を貰うことに慣れていないので、情報に対して対価をもらうことに後ろめたい気持ちがあります。このような気持ちが著作権を主張している人に対する偏見にもつながっているような気がします。あなたはどう思いますか。

## ※ クイズ

山田君は市販の英会話テープ教材を30万円で買いました。高価だったのでテープにダビングしてもう1セット作って友人に3万円で売って購入費の足しにしました。違法ですか？

ただあげた場合はどうですか。また、原本の方をあげたらどうですか。

## 答

大抵の場合違法です。商品と同梱されている注意書きをよく読まなければなりません。禁止事項がかかっているはずで、ただし私的使用目的の場合はコピーできます。

ただでもコピーをあげれば違法です。最初は私的使用目的でコピーしたとしても、それを他人にあげたとん最初のコピーが目的外複製とみなされ違法となります。

原本をあげることはファーストセール・ドクトリン(覚えているかな)でOKです。

たとえばコピーをあげてしまった後で違法だったことに気づいたら、今もっている原本を廃棄しなければならなくないです。妙な感じがしますが、「ONE PERSON ONE USE」を前提にして売っているのですから、同時に二人が原本とコピーの2コース状態になる可能性がある以上、そうなるのです。1コースが原本によるものであるとコピーによるものであると「一人に対して1コース」以上の状態は違法です。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第115号

2005.9.28

著作権の基本用語(その8)

技術者の法律の読み方 …… 「送信可能化」権

## ※ クイズ

関工の山田君はプロバイダのワイワイネット社と契約しインターネットを始めました。自分の家族のホームページ(以下HP)を公開したところ初日に50人の来訪者(HPにアクセスしてきた人)がありました。さて、この50人はどこに来たのでしょうか。

山田君の勉強部屋のパソコン      下関駅前のワイワイネット社のサーバー      唐戸のNTT西日本の電話交換器

## ※ 答

デス。プロバイダであるワイワイネット社にあるサーバーです。山田君の作ったHPは全世界に見てもらおうと思ったら世界と繋がっているサーバーの中に置いてもらわなければなりません。

このようにサーバーにHPを置くことを「アップロード」と言います。山田君のHPは勉強部屋のパソコンの中にあるのではなく、遠くはなれた駅前のサーバーの中に置かれているのです。山田君のHPを見た人は山田君のHPのあて先を入力したつもりでも、実際は山田君のパソコンではなくプロバイダのサーバーの中を訪れているのです。山田君もまた自分のパソコンをそこに接続することで自分のHPに何人の来訪者があったかを知ることが出来ます。山田君はHPの置かしてもらい賃をプロバイダに払い、プロバイダに電話をする時の電話代をNTTに払います。

アップロード …… ネット送信可能化 …… ネット社会の象徴

著作者に無断で著作物をアップロードすることは出来ません。無断でアップロードさせない権利を「送信可能化権」といいます。無断で他人の著作物を自分のHPに載せると、アクセスした人がいなくてもアップロードしただけで違法になります。

## ※ 条文に挑戦！ …… これは一体何のこと？

(イ) 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分(以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。)に記録され、または当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、もしくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、または当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

(ロ) その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、または当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続(配線、自動公衆送信装置の始動、送受信プログラム等の起動その他の一連の行為により行なわれる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。)を行なうこと。(著作権法第2条第九の五)

何のことやらさっぱり分かりませんね。法律は文系の専売特許ではありません。実社会では技術者が法律の条文を読まなければならない場合は山ほどあります。たとえば「建築基準法」は建築士が理解しておかなければならない典型的な例です。

電子技術者なら「電気通信事業法」、「電気用品取法」、「FCC基準」など、理解しておかないと思われめところで違法性を問われたり損害賠償請求されることになります。上の条文意味を知っておかないとんでもない賠償請求をされる可能性があります。

技術に関する法律の特徴は抽象的ではなく、具体的な内容です。そして技術者にしか分からない技術的専門用語が山のように出てきます。ですからその分野の専門知識がなければたとえ法学部の出身者であっても条文は理解できません。

## ※ 通訳すると …… C言語式条文解釈法

上の条文をC言語のプログラム表示法で分析すると次のようになります。{ }内がすぐ前の下線部を説明しています。

- (イ)
- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置                 | プロバイダのインターネットのサーバーのこと            |
| {  |                                  |
| 公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分 | サーバーのハードディスクの内のネット用の部分のこと        |
| {  |                                  |
| 以下この号において「公衆送信用記録媒体」という、                         | サーバーの中のハードディスクのいわゆるHP専用部分        |
| }  |                                  |
| に記録され、   |                                  |
| または当該装置に入力される                                    |                                  |
| 情報を  | HPに書き込まれアップロードされたコンテンツのこと        |
| 自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ、                        | 上のコンテンツをインターネットに繋ぐ機能を持つコンピュータのこと |
| }  |                                  |
| の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、                               |                                  |
| 情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、もしくは      |                                  |
| 情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、または        |                                  |
| 当該自動公衆送信装置に情報を入力すること、                            |                                  |
| (ロ)  | インターネットに繋がれるサーバーにコンテンツを置くこと      |
| その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、または                          |                                  |
| 当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、               | コンテンツが置かれているサーバーのこと              |
| 公衆の用に供されている電気通信回線への接続                            | そのサーバーを(電話)回線につなぐこと              |
| {  |                                  |
| 配線、自動公衆送信装置の始動、送受信プログラムの起動                       |                                  |
| その他の一連の行為により行なわれる場合には、                           |                                  |
| 当該一連の行為のうち最後のものをいう、                              | 電話回線に接続可能になった段階で送信可能になったと見なすこと   |
| }  |                                  |
| を行なうこと。  |                                  |

C言語式条文解釈法はどうでしたか。関工生ならもう分かりましたね。「送信可能化」、つまり「アップロード」のことを法律で表すようになります。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第116号

2005.10.4

ミッキーマウスの運命は？

## ⌘ 著作権はどうしたら取れる？

発明の特許は国の特許庁に申請(出願)して審査に合格すれば取れます。(その国に申請するのでむづかしいことばで属地主義という。)申請していなかったら人にまねされても文句は言えないどころか、後から申請した人に特許料を払わなければなりません。

申請はいらぬ！ … 著作権は無方式主義

これに対して、**著作権**は著作物を創作したら、**その時点で、何も申請しなくても**作者に著作権が与えられます。(これを**無方式主義**という。)世の中、著作権を持っていない人の方が少ないわけです。

このような違いがあるのは、著作物はその性質から世の中に広がりやすく、発明はそうではないからです。どちらの権利も人間の智慧を社会に広く役立てること、作った人の利益を守って、創作意欲を確保することを両立させるためにあるのです。

## ⌘ 50年間有効

著作権は作者が死んだ翌日から50年間有効です。また国によって異なります。

- ・作者のわからない著作物 … 公表後50年間
- ・映画、写真の著作物 … 公表後50年間

現在、75年間に延ばそうという話もあります。映画の場合、監督が生きている内に著作権が切れてしまう。

著作権の消滅した作家の一覧が載っています。

<http://www.aozora.gr.jp/siryo1.html>

## ⌘ 著作隣接権の有効期間

著作権とは別に歌手やレコード会社が持っている権利を**著作隣接権**(あとで詳しく説明します。)といい50年間有効です。

- ・実演 … 実演を行なった時から … 放送 … その放送を最初に行なった時から
- ・レコード … その音を最初に固定した時から … 有線放送 … その有線放送を最初に行なった時から

## ⌘ 著作権と特許の違い

	著作権	特許権
< 対象 >	思想、感情の表現 文化 (個性的)	技術 産業 (没個性的)
< 基準 >	創作性	進歩性
< 申請 >	不要	必要
< 保護期間 >	50年間(死後)	20年間(登録後)

## 著作権の延長は世界の流れ

### ⌘ クイズ

米国での著作権の有効期間は70年です。なんと、今年2003年に、ミッキーマウスの著作権が切れるのです。チャンス！？

### ⌘ 答

米国議会は平成14年末に著作権の20年延長を決定しました。残念！実際ミッキーマウスはディズニー社に毎年莫大な著作権収入をもたらしています。ディズニー社が議会で延長を強く働きかけたのです。日本人がミッキーマウスをたくさん買うので日本の富も米国に流出しています。著作権は国家的戦略です。

米国の著作権の有効期間は1790年法で14年、1976年法で50年、1998年法で70年そしてこのたびの議会で90年に決定されたという歴史があります。

ミッキーマウスは盗作だった？ … たまたま一致したら侵害か？

### ⌘ クイズ

最近オーストリアの教会の壁にミッキーマウスとウリふたつのフレスコ画が見つかりました。700年前に描かれたねずみの絵でそっくりです。地元の人にはミッキーマウスの著作権はわれわれの先祖だと言っています。これが本当なら、ミッキーマウスの著作権はとうの昔に切れていることになるのでディズニーには著作権はない。これホント？

### ⌘ 答

「古代ミッキー」を見た人(ただし英語)

<http://www.theage.com.au/articles/2002/11/15/137080897364.html>

わが国の著作権法では、たまたま一致した場合には両方に著作権があります。相手を真似ていないことを証明すればすみます。たとえば相手の作品に接触していないことを証明することになります。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第117号

2005.10.4

著作権 …… 財産としての権利と、「こだわり」を守る権利

著作権のまとめ …… 著作者は2種類の権利

「著作権(著作財産権)」と「著作者人格権」を持っています。

< 著作権 > …… 財産として譲渡できる権利  
著作物の使用の範囲は広いので権利が小分け(「支分権」)にされて別々に利用できるようになっています。  
支分権には「複製権」「演奏権」「貸与権」などがありこれらの権利を別々に売ることもできます。  
一般的に著作権と言うときはこの支分権のどれかを指す場合が多い。

< 著作者人格権 > …… 著作者個人のもので、他人に譲れない権利  
個人の「こだわり」を守る権利です。たとえば、お金を払って鉄腕アトム作者を自分にする事は出来ません。

著作権

「著作権」とは、次の 権を占有(独占)する権利です。主なものは次の通り。これらが「支分権」です。

- ・ 複製権 …… コピー、複製する。
- ・ 上演権と演奏権 …… 人前で劇を演じたり、演奏や歌をうたうこと。
- ・ 上映権 …… 公に映写する。全ての著作物をテレビ画面、スクリーン、壁面等に投射すること。
- ・ 公衆送信権 …… (インターネットなどで)送信する(送信可能化権含む)。
- ・ 頒布権 …… 配る(映画のみ)。
- ・ 譲渡権 …… 譲渡する(映画を除く)。
- ・ 貸与権 …… 貸す(映画を除く)。
- ・ 翻案権 …… 改変する。
- ・ 二次的著作物の利用に関する現著作者の権利

著作者人格権

- ・ 公表権 …… 自分の著作物を無断で公表されない権利。
- ・ 氏名表示権 …… 公表する時匿名にするかしないかを決められる権利。
- ・ 同一性保持権 …… 自分の著作物を意に反して改変されない権利。

著作権法

著作権についてルールを定めたものが著作権法です。著作物を種類別に分けて定義し、それぞれの著作物について やっていいことといけないことを決めています。

著作権の三重苦 …… 楽な学び方

難しい 面白くない 守る気がしない

これを「著作権の三重苦」言います。この三重苦を乗り越え、著作権法を理解するためには学ぶ手順にコツがあります。まず、

著作物の判別が出来るようになること。

- ・何が「著作物」なのか分からなければ話になりません。ビルなど意外なものが著作物だったりします。
- ・次にそれが「音楽の著作物」なのか「映画の著作物」なのかその種類を判別できるようにします。

原則と例外を理解する

< 原則 > 人の著作物は、全て、使用禁止

< 例外 > ただし、次の場合は特別扱い

私的使用目的 教育目的 非営利目的 等

❖ クイズ 「ピカチュウあやうし！」

米国で本当にあった話です。ホームページでピカチュウをいじめた人がいます。ピカチュウを勝手に使うこと自体、キャラクターの盗用ですから著作権侵害でダメに決まっていますが、その他に著作者人格権の侵害も認められました。さあ著作者人格権の内どの権利が侵害されたのでしょうか？

❖ 答

同一性保持権。良い子のヒーローをいじめたり悪役にすることは、作者のキャラクターに込めた意図を踏みにじる行為です。

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第118号

2005.10.4

携帯電話戦争の歴史(2003年の巻)

ドコモ、Jフォン vs KDDI

## ※ クイズ

日本の誇るドコモは世界一ですか。携帯はなぜ二つの陣営に分かれたのですか。

答

いいえ。世界にはもっと大きな携帯電話会社がたくさんあります。通信方式の違いです。

携帯は自動車やカップラーメン、化粧品や台所、バス用品など同様、熾烈な競争をしています。これらの商品のCMを一日中ウンザリするほど見られます。売上額の数十パーセントをCMに使っているものも少なくありません。

## ※ CMの鉄則 「2回以上！」

CMは出ているタレントや回数により効果が決まります。CM王と言われる所ジョージを一日に何度見ることでしょ。それでは見ている人はいつ頃「おやっ？」と思うのでしょうか。

その境目は「2回」です。見ている人は2回目を見ると2回以上流れていると思います。たった2回でCMを2回以上流した効果が上ります。

学校の評判も同じかもしれませんね。不愉快な関工生に一人出会ったら世間の人はそんな生徒も一人はいるだろう位で終わりますが、二人目に出会ったら関工にはその様な生徒が確実に二人以上たくさんいると思われてしまいます。だから責任ある行動をしましょう。これは関工の教員も同じです。話を元に戻しましょう。

CDMA方式 …… ドコモ、Jフォン も KDDIも採用

KDDIは自社の「Cdma - One」を宣伝しています。この「CDMA」って何でしょうか。「CDMA」(Code Division Multiple Access)方式とはもとアメリカで軍用に開発された通信技術です。ところがアメリカのクアルコムと言う会社が、この技術に新しい技術を加えてある通信技術を開発しました。これが「Cdma - One」です。その時加えた新しい技術こそが「パワーコントロール特許」です。

KDDI、ドコモ両陣営ともこのCDMA方式を基本技術として使っています。これを使って各社が「CDMA」という言葉を冠した独自の通信方式を次々に開発してきたのです。

## ※ 「第二世代」と「第三世代」

ここで携帯電話の方式についておおざっぱに整理しておきます。

現在最も使われているものは「第二世代携帯電話」と言われるものです。これに属するものが「Cdma - One」と「GSM」(Global System for Mobile communications)です。「GSM」方式は最も多く世界で5.8億人(2003年)が使っており、最大のサプライヤーはエリクソン社です。

「Cdma - One」は主に米国やKDDIが採用し、「GSM」は主に欧州や日本ドコモやJフォンが採用しています。

平成14年からは高性能の「第三世代携帯電話」が発売されました。これに属するものは「Cdma2000」と「WCDMA」(Wはwide bandという意味)です。「Cdma2000」はKDDIが採用しています。「WCDMA」はドコモが採用しています。

「Cdma2000」は追加の設備投資が少なくてすむのでサービスを安く提供でき、「WCDMA」は性能が優れるかわりに大きな設備投資が必要でコストが高くなります。今のところどちらも一長一短です。

## ※ どこでもつながるのはなぜ？

不思議ですね。携帯電話は電源が入っている限り通話してなくても、一定の時間間隔で周囲の基地アンテナに向けて電波を発信しています。基地アンテナは電波を出しているので携帯はこれを受けて自分の位置を確認しています。そしてこの返ってくる信号の強さが携帯電話に表示される電波の強さを表す例の「三本柱」です。こうして自分の位置を常に確認しているからどこにいてもつながるのです。

携帯はさみしがり屋 …… パワーコントロール特許

携帯電話はこの返信の音が弱くなったり、もどってこなくなると不安になります。返信が弱くなるとそれに応じて発信する電波を自動的に強くする技術がクアルコム社の「パワーコントロール特許」です。たったこれだけの特許ですがシンプルなかかわりながら非常に強力な特許と言えます。

お母さんの声が聞こえなくなると益々大きな声で泣いて母親を呼ぶ赤ちゃんと同じですね。つまり、基地アンテナからの電波が弱い田舎(失礼)ほど電池が早くなくなります。電波が弱いと大きな声で呼ぶからです。

2兆円の特許料を稼ぎ出した20世紀最大の特許「キルビー特許」(集積回路特許)ほどではありませんが、世界のほとんどの携帯電話会社がこのしくみを使っているからたまりません。このレベルの特許はシンプルほど強力です。エリクソン社をはじめ日本や欧州は苦慮しこの問題はITU(国際通信連合)にまで持ち込まれましたが、クアルコム社の実質的な勝利に終わりました。

特許にも出さない「特許」技術

ほとんどの特許はかわす方法を見つけれられるので、一時的にライバルをブロックする効果しかありません。技術革新のスピードに気が付かず、自社の技術の市場価値も分からないまま特許にしがみついていると、いつの間にかやまみんに追い越されてしまいます。

一方、本当に重要な独自技術は特許にも出しません。社内の扱いで言えば、「社外密」や「極秘」のレベルを通り越して「機密」に属する事項です。社員でも極少数の者が接することができず、簡単に見ることは出来ません。これらは先端技術の研究蓄積や膨大な研究開発費の投下が必要な特許です。このレベルになると「アイデア」、「思いつき」や「工夫」程度では出来ません。特許もびんからきりまであります。

## ※ 知的財産戦略会議

一国レベルで影響が出る特許とはどんなものなのでしょうか。ひとつは、クアルコム社のパワーコントロール特許やキルビー特許の様に技術レベル自体はさほど高いものではありませんが、シンプルだからゆえ強力なもの。ビジネスモデル特許もこれに属します。これらによって一国の産業が影響を受けるということは、技術つんぬんの問題ではなく、いわば国の産業政策の「うっかり」または「取りこぼし」だと言えます。もうひとつは、前に説明した「機密」に属するようなものや国策プロジェクトで生み出される技術の特許等です。

80年代米国が海外生産の影響で国内産業が空洞化した時、米国は将来は労働コストでの勝負ではなく、知識で食っていくと決心しました。レーガン大統領のもとで知的所有権の強化をはかり、それが今IT技術として結実しているのです。米国ですら実に20年かかりました。日本でも米国と同じ状況になり、将来のメンの種がこれしかないということで、小泉首相が作ったのが知的財産戦略会議です。人間の脳ミはすぐには変わりません。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第119号

2005.10.4

不正コピーがはびこる最大の理由  
原本を盗まなくても窃盗であることがわからない

「へるもんじゃないし…」という理由

## ✂ クイズ

CDレコードはコピーしてもそれ自体は痛んだり減ったりしないので、著作権者の利益を著しく侵害しない場合はコピーを認めても良いというのはもっともな意見である。これは正しい意見ですか。

## ✂ 答

正しくない。

「無体物」のコピーは人の人権を侵す窃盗

福山雅治作詞作曲の「ひまわり」というCDレコードを買ってきました。彼が著作権者ですが著作権保護の対象は、今手に持っているCDレコードそのものでしょうか。違います。CDレコードという媒体に固定されている無形のマロディや歌詞やうたの声が著作権保護の対象です。このように「無体物」であることが著作物の特徴です。「無体物」だからCD-Rやパソコンに原本と何ら変らない音楽や画像を再現できる同一物を作ることができます。

有形物も無形物も所有者は一人

MDプレーヤーは「有形物」ですから自分で買ったのであればその所有者は自分です。これを無断で他人が所持していたら窃盗です。このようなめごとがあまり起きないのは、「有形物」は他人が所有するとすぐにわかってしまうからです。「ひまわり」の持ち主も福山雅治一人です。(CDレコードを買った人は「利用権」があります。それ以外の人には利用権も使用権もありません。)

ここで重要なことは、「無体物」であっても同じ物を無断で人が所持していたら窃盗です。「無体物」のコピーを所持することは原本と全く同等のものを所持しているのだから、有形物の場合で他人のMDプレーヤーを無断で所持しているのと何ら変わりありません。

憲法では「人権」の一つとして「財産権」をあげています。さらに民法では「無体財産権」は有形物における「所有権」に準じて考えます。

情報は不正コピーが簡単です。不正コピーは人の「所有権」という「人権」を侵害しているのです。これが有形物だったら警察に突き出されるところですが、「無体物」は、はたから見てもわかりにくいので訴えられていないだけです。

## ✂ クイズ

電算機同好会のあなたは、関工祭の展示用にコンピュータゲームのプログラムのプログラムを苦労して作り上げました。そこに山田君が来て自分のゲーム作りの参考にしたいのでプログラムの入ったフロッピーディスクを貸してくれというので貸しました。ところが山田君はあなたのフロッピーディスクの内容をそのままコピーして、自分の名前でゲーム会社主催のゲームコンテストに出品してしまいました。彼はすっかり入選して賞金30万円をゲットしました。山田君の行為は「著作権の著しい侵害」と思いますが、「窃盗」と思いますが。

## ✂ 答

原本は盗まれていないし、減っても傷ついてもいけません。「窃盗」と思った人は、山田君は実際には原本を出品したわけではないのになぜ「窃盗」と思ったのでしょうか。自分の原本を盗まれたのと何ら変わらないからです。

不正コピーが無くならない最大の理由

## ✂ 「規制」と「法律」の違い

「規制」とは本来誰もががしていることだけれど、社会全体から見ると不都合な場合があるので行政がしていることに制限を加えることです。

## ✂ 著作権は「人権」

そして不正コピーがなくならない最大の理由はほとんどの人が「著作権法」をこの「規制」であると誤解していることです。著作権法を著作権者に不都合が起きるから使う側に加える制限「規制」と思っている限り不正コピーはなくなりません。他人の著作権があるために使えなくて不便な状態が、世の中の当たり前の状態であるという認識が必要です。

著作権法は規制ではなく人権を守る法律です。そして著作権は無体財産権であり「人権」なので侵害することはできません。不正コピーをする人は人の人権を踏みつけています。

人のMDプレーヤーを無断で所持すると他人の財産権(人権)を侵害すること(窃盗)になるのでしてはいけません。

これと同様に、人の著作物の複製を無断で所持することは原本と全く同等のものを所持しているのだから、他人の財産権(人権)を侵害すること(窃盗)になるのでやってはいけません。

コンピュータソフトなどの「無体物」の複製は、原本を盗まなくても窃盗であることを忘れてはなりません。

<参考> 岡本薫「インターネット時代の著作権」(財)全日本社会教育連合会

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第120号

2005.10.4

文化祭の著作権(映画・映像編)  
ビデオシアター・ビデオ放送・テレビ放送

## ⌘ 著作物を公衆に提示 … 著作者の許諾がいる

なぜなら、タダでははいやという人もいるし、限られた人以外には見せたくないという人もいるからです。  
「映像の著作物」の著作権を考える時に一番先に確認しなければならないことは、それが「映画の著作物」に該当するかどうかです。「映画の著作物」であるか否かで保護される内容にとんでもない違いが生じます。  
使いたい映像が「映画の著作物」に該当すると、使用の許諾を得なければならない人の数が一気に多くなります。

## ⌘ クイズ

インターネットからダウンロードした映像はDVDの映像とは違うような気がします。  
それを文化祭で液晶ディスプレイに映して客に見せるときもやっぱり許諾が要りますか。  
静止画の投影は動画ではないので「上映」に当たらず著作者の許諾は要らないですか。

## ⌘ 答

インターネットでダウンロードした動画 … 「上映」

要ります。インターネットから得た映像も投写すれば「上映」に当たります。

「静止画」 「上映」

要ります。「動画」でも「静止画」でも投影すれば全て「上映」です。

## ⌘ 「上映」とは

「上映」とはビデオやハードディスクなどの媒体に固定された「動画・静止画」を映写・ディスプレイすることです。  
ですから、パソコンのモニターに映し出すことも「上映」です。プロジェクターはもちろんのこと、OHP、ビルの壁面への投影などは全て「上映」に当たります。  
また、インターネットからダウンロードした動画や静止画も映写すれば全て「上映」に当たります。

文化祭で使われる映像

次のものは全て「映画の著作物」の上映に該当し、「映画の著作物」の規定で保護されます。  
市販ビデオ、レンタルビデオの上映 市販ビデオ、レンタルビデオを録画したものの上映  
テレビの放映(生放送を除く) テレビ番組(放送された映画(日曜洋画劇場)を含む)を録画したものの上映  
テレビの生放送は映像が固定されていないので「映画の著作物」ではありません。

テレビ番組を録画したものは「映画の著作物」

と については放送事業者(テレビ放送局)は放送した番組に対して著作隣接権を持っているので許諾が必要。  
文化祭でよく見かけるケースは ~ ですが、これらは次の二つに分類することが出来ます。

- (a) 「録音・録画」されているものを「機械」で「再生」して伝える場合 … 「上映」
- (b) 番組を受信しつつ「受信機」でそのまま伝える場合 … (「公衆への伝達」のうちの)「公の伝達」

営利を目的としない「上映」は許諾がいらない

文化祭の の「上映」は営利を目的としない上映である場合は許諾は必要ありません。  
有料の喫茶コーナーで上記の「上映」を行うと非営利ではなくなるので注意が必要です。

## ⌘ クイズ

ラーメン店に入ったら客寄せのために客にテレビで日曜洋画劇場を見せていました。これは営利目的の上映になるので違法である。これ正しいですか。

## ⌘ 答

営利目的でも許諾が要らない場合

違法ではない。 のテレビやラジオを直接公衆に伝達する場合でも、家庭用の受信機(家庭用のテレビ・ラジオ)を使う時は許諾はいりません。(著作権法第38条第3項)  
営利が目的のラーメン店や喫茶店で客にテレビを見せられるのはこの理由からです。特殊な装置を使って拡大したりすると、もはや家庭用受信機ではなくなるので許諾が必要になります。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第121号

2005.10.4

体育大会・文化祭の著作権(イラスト・音楽編)  
社内運動会で出来ないこと

## ⌘ クイズ

体育大会の紅組のシンボルアーチに5メートルのピカチュウを描きました。学校教育の目的だし非営利の上、ピカチュウの構図をオリジナルなものに変えれば著作権者の承諾はいらぬ。正しいですか。

## ⌘ 答

許諾が要ります。

いくら学校の運動会とはいえ、キャラクターの場合著作権者の許諾が要ります。

教育目的だからいいだろうという考えは禁物です。それで生計を立てている人がいるのです。

営利を目的としない上演・演奏

## ⌘ クイズ

体育大会の徒競走でモー娘のCDレコードを流してムードを盛り上げました。これって違法？

## ⌘ 答

違法ではない。営利を目的としない上演・演奏にあたり許諾はいりません。(著作権法第38条)

私的使用目的の複製はOK

## ⌘ クイズ

市販のCDレコードを買ってCD-Rにコピーしてそれを徒競走に使っても、非営利目的の上演・演奏であるから許諾はいらぬ。正しいですか。

でレンタルCDの場合はどうですか。

## ⌘ 答

違法です。

市販のCDレコードの複製が許されるのは私的使用目的の場合だけです。

本ケースでは公衆(観客)に聞かすために複製したことになり、私的使用目的の複製ではなく違法になります。

レンタルCDの場合も同様に違法です。

目的外使用は始めにさかのぼって違法

## ⌘ クイズ

以前に私的使用目的でコピーしたモー娘のCD-RWがあったのでそれを徒競走の音楽に使いました。いいですか。

## ⌘ 答

違法です。それどころか、たとえ始めが私的使用目的であっても、後になってそれを私的使用目的以外に使うと最初にコピーした時点でさかのぼって違法コピーをしたと見なされるので注意が必要です。

## ⌘ クイズ

学校教育用でも複製は認められませんか。

授業目的の複製は許諾がいらぬ

## ⌘ 答

学校教育法にいう学校の教育目的の複製は許諾なしに出来ます。(著作権法第35条)ただし、授業に使う目的である必要があります。

ですから、「運動会」が「授業」と見なされれば、CDレコードのコピーが可能になります。

また、それが営利を目的としない上演・演奏なら公衆に聞かせても違法になりません。

卒業して入社する会社の社内運動会ではこの「複製」の部分が出来ないことになります。

著作物のコピーは原則できないので、私的使用目的や授業目的の複製は当然の権利ではないことに注意しよう。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第122号

2005.10.4

## 会社のための違法コピー 社員の違法コピーと社長の責任

### ❖ クイズ

社員がコンピュータソフトを違法コピーして仕事に使っていることがわかり、会社がコンピュータソフト会社から訴えられました。社長は損害賠償金の支払いを請求されました。

社長は違法コピーの実態を全く知らず、違法コピーは社員が独自の判断でやったことだと言っています。社長はこのことを全く知らなかったのであるから社員の違法コピーに対する責任を免れる。本当ですか。

### ❖ 答

社長は責任を免れない。

### コンピュータスクールの違法コピーに経営者責任

マイクロソフトほかコンピュータソフト三社は大阪のコンピュータスクールの経営会社とその経営者に対して、コンピュータスクールで行われていた不正コピーについて損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に起こしていた。平成15年10月23日、裁判所は経営会社とその経営者に対して連帯して3,878万円の支払を命ずる判決を下しました。

判決文の中で「従業員らが違法複製しないように注意義務を怠り、漫然と放置した」ことを指摘し経営者に連帯して支払い責任を認めました。

### ❖ クイズ

Aさんは家を建てる時に大金持ちの大金さんから1000万円を借りました。そのとき、関工OBの山田君は、友人のAさんが借りた1000万円について連帯して責任を持つと言う約束を大金さんと取り交わしました。

ところがAさんは一億円の宝くじが当たって豪遊しているにもかかわらず大金さんに1000万円を返そうとしません。そこで大金さんは山田君に1000万円をすぐ返せと言ってきました。山田君は大金さんに対して先にAさんに言ってくれと言えますか。

### ❖ 答

山田君は先にAさんから返して貰ってくれと言えない。連帯して責任を負う場合は相手方は取りやすい方を選んで、本人に請求してもいいし連帯して責任を持つと約束した山田君に請求してもいい。つまりこの場合の連帯して責任を持つということは自分が借りるのと何ら変わりがないのです。

### 経営者に不正コピー防止の注意義務

訴えたコンピュータソフト会社は3878万円をコンピュータスクールの経営会社に請求してもいいし、経営者に請求してもいいことになります。会社だけに支払いを命じるのではなく経営者が連帯して支払うように命じました。経営者に対してより大きい防止義務を認めた内容になりました。

会社が支払う場合は会社の経費の中から特別損失として支出することになります。株価が下がるし社員のボーナスが減るぞ。

また、経営者が請求された場合は社長はポケットマネーで支払うことになるでしょう。

経営者は知らなかったと言えないどころか、常に不正コピーをするなど言い続けなければならないことになります。するなど言うのは簡単ですが会社が仕事に必要なソフトに経費を支出をしないと不正コピーはなかなか無くなりません。新車を買ってやったがガソリンを買ってやらないのと同じですね。世の中タダのものはない、役に立つものにはお金がかかります。

### 不正コピーの痕跡にも賠償

今回の判決で面白いのはコンピュータの中で見つかった不正コピーを消去した痕跡についても、不正コピーがあったと見なして損害賠償を認めたことです。

### ❖ 「削除」はファイルの「目次」を捨てただけ

「削除」はデータのヘッダーの放棄にすぎません。分かりやすく言うとファイルの「削除」はファイルが何ページにあるか書いたメモを捨てたにすぎないのです。

### 注意が必要パソコン廃棄

元のデータは上書きされない限りコンピュータ内残っています。最近廃棄パソコンのハードディスクからデータが流出して問題になっているのはほとんどの場合このケースです。

不正コピーをした痕跡はいろいろな形でコンピュータの履歴の中に残ります。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第123号

2005.10.4

インターネットの著作権(1)

インターネットラジオ

## ⌘ クイズ

関工生の山田君は自分のホームページでインターネットラジオを開局しようと思っています。バナー広告(帯状に出されている広告のこと)を出したり、視聴者から料金を取ったりせず完全に非営利目的のインターネットラジオです。

文化祭などで見かけるCD演奏は、CDを公衆に聞かせる場合でも非営利目的の上演・演奏にあたり許諾なしに演奏できますね。そこで山田君のインターネットラジオの場合も非営利目的の上演・演奏に当たり市販のCDレコードを流すことができる。これホント？

## ⌘ 答

インターネットにCDレコードは流せない。たとえ非営利でも公衆送信権侵害になる。さてその理由は …。

「公衆送信」と「公衆送信権」 …無断で「公衆送信」されない権利

公衆に送信することです。大雑把に次のように分けられます。

一方的に送信が行われる … 放送、有線放送。

テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等のように送る側から聴く側に一方的に流され続けているもの。

双方向に送信が行われる … 自動公衆送信(インタラクティブ送信)。

インターネット等のように送信者と受信者の間で双方に送受信が行われているもの。

ファックス、メール等の情報配信

そして、著作権者は

自分の著作物が無断で「公衆送信」されない権利 … 公衆送信権

を持っています。

情報ネットワーク社会になって一番問題になっているのは「公衆送信」のうち、インターネットに代表される「インタラクティブ送信」です。

「自動公衆送信」(「インタラクティブ送信」)

インターネットは送信可能化されればアクセスに応じて双方向に「自動的に」公衆送信が行われるので、著作権法ではインターネットのことを「自動公衆送信」と言います。

また、双方向通信が行われることから、インターネットは「送信」の中の「インタラクティブ送信」に当たります。

いつ著作権侵害になるか

インターネットで無断で他人の著作物を流してしまうと「公衆送信」が行われたことになり、その時に「公衆送信権侵害」になります。

インターネットに情報を流すまでにはいくつかのステップを踏まなければなりません。その過程の中でインターネットにつながって、著作物に他人がアクセス出来るようになった瞬間が最も重要です。なぜなら、その瞬間からネット上に著作物が送信される可能性が生じ、いったん送信されてしまうと以後その著作物を回収したり管理することが困難になるからです。

たとえアクセスが無く実際に著作物が送信されていなくてもこの状態を作った人はその瞬間からその責任を問われることとなります。このことを念頭に置いて次を読んでください。

「送信可能化」とは … 「アップロード」

「送信可能化」とはインターネットにつながっているサーバーに著作物を蓄積することです。

他人に自分のホームページにアクセスして貰うためには、世界のインターネットネットワークにつながっているプロバイダのコンピュータ(サーバー)に自分のホームページを置かせて貰わなければなりません。自分のホームページのファイルをサーバーに置かせて貰うことを「アップロード」と言います。

アップロードしても、まだ誰もアクセス(要求)して来ない内は著作物を送信していないので実際には著作権の侵害をしていません。しかし外部から要求があればいつでも送信できる「送信可能」の状態になっています。

公衆からのアクセスがあれば「送信可能」となる状態を作ったことを「送信可能化」と言います。自分のホームページが「送信可能化」の状態にあれば、その中に他人の著作物があるとアクセスさえあれば世界に流出してしまいます。

著作権者には「送信可能化権」がある … アップロードしただけで「公衆送信権」侵害になるぞ！

自分の著作物を無断で「送信可能化」されない権利を「送信可能化権」と言います。著作権者は「送信可能化権」を持っています。実際に著作物が送信されていなくても送信可能化された時点で、公衆送信権が侵害されたと見なされるので注意が必要です。

著作物を「送信可能化」した瞬間に著作権者の「送信可能化権」を侵害し、同時に「公衆送信権」侵害と見なされる。

これまでインターネットを含む公衆送信と言う広い範囲で使われる「公衆送信権侵害」という言葉がよく使われてきました。これからはインターネット上の侵害については「送信可能化権侵害」と言う言葉が使われるようになると思います。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第124号

2005.10.11

インターネットの契約(1)

値段の間違い

ネット販売で表示価格を間違えて大騒動

## ❖ クイズ

平成15年11月6日、インターネット上でパソコン販売をしている商社がデスクトップパソコンを198,000円と表示するところをケタを間違えて19,800円と表示してしまいました。

すぐに気づいてホームページを訂正しましたが、19,800円という値段はインターネットの情報サイトを通じてまたたく間に広がり1500件もの注文が殺到しました。この場合、商社はデスクトップパソコンを19,800円で売らなければならない。これホント？

## ❖ 答

クイズの答えを出そうと思えばまず「契約」について知っておかねばなりません。

## ❖ 契約の「成立」とは

この商品を「198,000円で購入してください。」という契約の「申込」が行われると、その「申込」に対して買いたいという「承諾」が行われた時点で、販売契約が「成立」します。

## ❖ トラブルはいつ起きる？

売る人と買う人が顔を合わせてその場で契約する場合はいいのですが、お互いが離れているとちょっとやっかいな事が起こります。なぜやっかいなのかは相手に郵送で意思表示をする場合を考えると分かりやすい。買いますという返事や取消の通知が相手に届くまでに時間がかかるからです。

「申込」のとその「承諾」

デパートの売り場を例にとりましょう。店員が値札をつけて商品を展示することが「申込」で、客が「これ下さい。」と言うところが「承諾」に当たります。デパートの例のように同じ場所で契約の「申込」と「承諾」が同時に行われる契約のことを「実現契約」と言います。

販売契約が成立すると、売り手は品物を引渡す義務が生じ、買い手は代金を支払う義務が生じます。お互いに義務が生じるのでこのような契約のことを「双務契約」といいます。

ところが、売り手が198,000円と書いたつもりが明らかに誤記したとわかる19,800円という値札を表示してしまった場合、これを見つけた客がこれ下さいと言って「承諾」すれば、販売契約は「成立」したことになるでしょうか。これが今回の問題です。

## ❖ 「錯誤」とは

このクイズのように売り手の意思(198,000円)と実際の表示(19,800円)が異なる場合のことを「錯誤」といいます。

「錯誤」の例

単位の書き間違い。(“g”を“kg”と間違えた。)

勘違い。(ドルと香港ドルが同じレートだと思い込んでいて100ドルと書くところを100香港ドルと書いた。)

「錯誤」による契約は「無効」

民法は「錯誤」がある場合にはその「意思表示」(この場合は契約の「申込」の「意思表示」)は「無効」であるとしています。

「意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス

但、表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主帳スルコトヲ得ズ。」(民法第95条)

古臭い条文ですね。読んでみると古本の虫が這い出てきそうですが、民法は現在の国民同士間の生活の規範として生きています。

「無効」とは初めにさかのぼって無かったことにすると言うことです。19,800円で購入してくださいと言う「申込」の「意思表示」が「錯誤」によるものであれば、その「意思表示」自体が「無効」ですから初めからこの話はなかったことになります。

ただし、誤記が売り手の重大な過失による場合は話は別です。

(「無効」に似たものに「取消」があります。「取消」はいったん契約が成立した後に、それを取り消すことで、「無効」とは異なります。)

デパートの例では店員は客に対して誤記した値段19,800円で売る義務は無いということです。

ゴメンで済まない2億円！

ネット販売の場合も誤記の「錯誤」があれば、法律上は間違った値段でパソコンを売る義務はありません。この商社も当初は売らないと言っていました。が会社の信用を守るために、198,000円のパソコンを1万9,800円で売ることにしました。2億円近い損害になります。社員のケアレスミスが取り返しのつかない事態に発展したケースです。世間はキビシイ！

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第125号

2005.10.11

インターネットの契約(2)

「民法」の契約・・・隔地者間契約で困ること

## ※ 双方が離れている場合の契約

契約には同じ場所で同時に行われるものの他に、離れている者同士の間で行なわれる契約があります。

離れている者同士の間で行なわれる契約はさらに次のように分けられます。

対話者間の契約 …… 「申込」と「承諾」が同時に行われる契約。例：電話による契約

「隔地者間の契約」 …… 「申込」と「承諾」が同時に行われない契約。例：通販、電子商取引、ネット販売

お互いが離れていても電話で対話しながら承諾を行う場合は「隔地者間の契約」ではありません。今回の話は の契約についてです。

### カタログ販売

## ※ クイズ

デパートの店頭販売では値札をつけて陳列することが「申込」でしたね。ではカタログ通信販売ではカタログを配布したら販売契約の「申込」をしたことになる。これホント？

## ※ 答

正しくない。カタログの配布だけでは「申込」にならない。もし配布が申込に当たるなら、客が承諾したときに契約が成立してしまい、大量の注文や売切れなどで販売不能になった場合に販売業者は債務不履行(約束を守らないこと)で訴えられることになるからです。

通販の場合、カタログの配布は「申込の誘因」、消費者の注文書の発信が契約の「申込」、そして通販会社の受理が契約の「申込」に対する「承諾」となります。

## ※ 「隔地者間の契約」の問題点

「隔地者間の契約」は相手が見えない上、双方の意思表示にタイムラグがあるため様々な問題が生じる可能性があります。たとえば次のような問題があるので民法は「隔地者間の契約」についていくつかの規定を設けています。

契約の成立前なら「申込」を撤回できるか。

・「申込」が相手に届く前なら撤回できる。(民法第97条第1項)

例：「7日以内に買うか返事をくれ」と郵送したら、7日間は「申込」を撤回できない。

・期限がない「申込」は「相当なる期間」撤回できない。(民法第524条)

「承諾」により契約が成立するのは返事を出したときか、相手に届いた時か。

「承諾」は撤回できるか。

出したけど承諾が相手に着かなかったら契約はどうなるか。

## ※ 隔地者間契約 …… 「申込」は「到達主義」、「承諾」は「発信主義」

「申込」や「承諾」などの「意思表示」は相手に届かなければ意味がないので、到達した時に初めて「有効」になります。「有効」とは簡単に言うと「そうしたぞと言い張れる」ことです。この考え方を「到達主義」と言います。民法は隔地者に対する意思表示は原則的に「到達主義」です。

「隔地者に対する意思表示は其通知ノ相手ニ到達シタル時ヨリ其効力ヲ生ス」(民法第97条第1項)

### 「契約成立」はいつか …… 「承諾」が有効になった時

民法ではこれとは反対に、隔地者間の契約の「承諾」については、その通知が発信された時に有効となるとしています。つまり、契約は「承諾」の通知が相手に届いた時ではなく、通知が発信された時に成立すると言う「発信主義」をとっています。

「隔地者間ノ契約ハ承諾ニ通知ヲ発シタル時ニ成立ス」(民法第526条第1項)

### 契約の「申込」者と「承諾」者は立場により変わる

ここで注意しなければいけないことは「意思表示」の順番によっては売り手、買い手それぞれが「申込」者にもなるし、「承諾」者にもなるということです。

通販の例では消費者が注文書を郵便で発送した時が「申込」の意思表示の時点であり、「申込」者は消費者です。また、販売業者が「承諾」の通知を出した時が契約の成立時点であり、「承諾」者は販売業者です。

デパートの売り場の例では、値札を付けて陳列することが契約の「申込」であり、「申込」者はデパートです。それを見て「これ下さい。」というのが「承諾」であり、「承諾」者は消費者です。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第126号

2005.10.11

インターネットの契約(3)

「民法」の契約・・・隔地者間契約で困ること

## ❖ クイズ

なぜ、「売ってください。」と言う契約の「申込」が「到達主義」になっているのですか。  
また、「ハイ、承知しました。」と言う「承諾」はなぜ「発信主義」になっているのですか。

## ❖ 答

「申込」が人に知れなければ意味がないから、民法では「申込」の意思表示が相手に「到達」してはじめて効力を生じるとしているのです。

「承諾」を意思表示して契約を成立させる立場にある「承諾」者(消費者)自身が返事を発信した時点が契約成立時点とすれば、商取引の迅速性が増すからです。

お客は「申込」に対して「わかりました100個売りましょう」と言う「承諾」の手紙が届くまで契約の成立を待たねばならず、商品が待ちどおしいですね。また売り手は売り上げを現金で手に入れるのが遅れます。

「発信主義」・・・「取引リスク」は消費者へ

## ❖ 承諾通知未達のリスク

しかし、「発信主義」だと困ることがあります。それは売り手の承諾の通知が途中で紛失したりして、その通知が申込者に届かなかった場合でも契約は成立していますから、買い手は承諾を得られなかったと思って別の所から買う手配をしようと、二重注文で買い手が損害をこうむることになるからです。つまり、承諾通知の紛失のような場合、「発信主義」とると「取引のリスク」を「申込者」が負わされるということです。

もっとも民法は「取引リスク」が一方的に申込者に負わされないように配慮をしています。次の例を見てみましょう。

## ❖ クイズ

山田君(「申込者」)は売り手(「承諾者」)に買いますという「申込」の通知を発信しました。ところがすぐに考え直して申込を取り消すことにしました。(隔地者間の「申込」の通知が相手に届く前であれば「申込」は撤回できる。(民法第97条第1項))

しかし、その時すでに買いますという「申込」の通知が相手に届いていて、売り手が売りましょうという「承諾」の通知を出した後であれば、承諾は発信主義なので、売り手が「承諾」の通知を出した時点ですでに契約が成立しています。ですから山田君は「申込」を取り消せません。

ところが、山田君は契約が成立してしまったことを知りません。このような場合、売り手はそのことを知らんぷりしていてもいいですか。

## ❖ 答

売り手は知らんぷりしてはいけません。

契約の成立時期を承諾者の発信時点とする発信主義を前提とすれば、このクイズのような困ったことが起きます。山田君は取り消せたと思って次の行動をとってしまうからです。

しかし、隔地者間の承諾の場合は、「申込」の取消の通知が出されたにもかかわらず、すでに「承諾」の通知が発信されてしまっていた場合はすでに契約が成立しています。このような場合でも、山田君が、売り手(承諾者)が承諾の通知を出す前に届くように申込取消の通知を発信したものと、買い手が知ることが出来る場合があります。

販売業者は、「申込」撤回が間に合わなかったら、消費者へ知らせる義務アリ

民法は、その時は「申込」の撤回の通知が間に合わなくて契約が成立したことを知っている売り手は、それを知らない山田君に「取消の通知は間に合わなかったので契約は成立しているよ。」と通知しなければならないとしています。

「申込/取消/通知力承諾/通知ヲ発シタル後ニ到達シタルモ

通常ノ場合ニ於テハ其前ニ到達スヘカリシ時ニ發送シタルモノナルコトヲ知り得ヘキキハ

承諾者ハ延滞ナク申込者ニ対シテ其延着ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス」(民法第527条第1項)

売り手がこの通知を怠った場合は契約は成立していないと見なされます。つまり山田君は契約は無かったものとする。

「承諾者カ前項ノ通知ヲ怠リタルキハ契約は成立セザリシモノト看加ス」(民法第527条第2項)

民法はこのように「契約リスク」から申込者を救済する規定が設けられていますが十分とは言えません。

「承諾」も「到達主義」へ

通信の発達によって隔地者間の意思表示の「発信」と「到達」の時間差がなくなりつつあるので、「隔地者間の契約」の承諾も「到達主義」に改めるべき段階にきています。このことを踏まえて「電子契約法」では契約は、「承諾」の返事が相手(消費者)に届いた時点で成立すると改められました。

そのため、上述の「申込」の「撤回」が間に合わなかった消費者へ知らせる義務は「電子契約法」の適用を受ける電子商取引に限っては適用されないことになりました。

民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。

(「電子契約法」第4条電子通知に関する民法の特例)

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第127号

2005.10.11

インターネットの契約(4)

「民法」と「電子契約法」

## ネット販売

### ※ クイズ

山田君はネット販売業者に買い物の「申込」みをしました。そのことをすっかり忘れていましたが、久しぶりにメールを見たら1週間前に販売業者から「承諾」のメールが届いていました。山田君と業者の契約はいつ成立しましたか。

1週間前(メールが届いたとき)                      メールを読んだ時

### ※ 答

メールが届いた時です。

今度できた「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(以下「電子契約法」平成13年12月25日施行)により、電子商取引に限って、隔地者間の「承諾」の通知は「発信主義」から「到達主義」に変わったからです。なぜ法律でそのように変えなければならなかったかその経緯を考えてみましょう。

民法では、もともと隔地者間の「意思表示」は原則的に「到達主義」です。ところで「申込」も「承諾」も「意思表示」です。

「隔地者二対スル意思表示ハ其通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ其効力ヲ生ス。」(民法第97条第1項)

ですから意思表示である「申込」は到達した時に成立するとする到達主義です。

一方、民法は、原則では、意思表示である「承諾」は承諾の通知が相手に届いて初めて成立するとする到達主義をとっていますが、例外として、離れた者同士意思表示については、「承諾」は承諾の通知を相手に発信したときに成立するとする発信主義をとっています。

「隔地者間ノ契約ハ承諾ニ通知ヲ発シタル時ニ成立ス。」(民法第526条第1項)

以上をまとめると

隔地者間の意思表示	原則「到達主義」、	例外「承諾」の意思表示は「発信主義」
電子商取引に限って		「承諾」の意思表示も「到達主義」

隔地間契約は売り手が注文を承りましたという「承諾」の通知を発信したときに契約が成立するという発信主義になったのは、取引の迅速をはかるためです。

しかし、発信主義だと困ることがもう一つあります。それは売り手の承諾の通知が途中で紛失したりして、その通知が申込者に届かなかつた場合でも契約は成立していますから、買い手は承諾を得られなかったと思って別の所から買う手配をしようとして、二重注文で買い手が損害をこうむることになるからです。つまり、発信主義をとると「取引のリスク」を申込者が負わされるということです。

### ※ クイズ

山田君は売り手に買いますという「申込」の通知を発信しました。ところがすぐに考え直して申込を取り消そうと思いましたが、その時すでに買いますという「申込」の通知が相手に届いていて、売り手が売りましょうという「承諾」の通知を出した後であれば、承諾は発信主義なので、売り手が「承諾」の通知を出した時点で契約が成立しています。ですから山田君は「申込」を取り消しません。ところが、山田君は契約が成立してしまったことを知りません。このような場合、売り手はそのことを知らんぷりしていてもいいですか。

### ※ 答

売り手は知らんぷりしてはいけません。

契約の成立時期を承諾者の発信時点とする発信主義を前提とすれば、このクイズのような困ったことが起きます。山田君は取り消せたと考えて次の行動をとってしまうからです。

しかし、隔地者間の承諾の場合は、「申込」の取消の通知が出されたにもかかわらず、すでに承諾の通知が発信されてしまっていた場合は契約が成立してしまっています。山田君が、売り手(承諾者)が承諾の通知を出す前に届くように申込取消の通知を発信したものと、買い手が知ることが出来る場合があります。民法は、その時は契約の成立を知っている売り手はそれを知らない山田君に契約は成立しているよと通知しなければならないとしています。

「申込ノ取消ノ通知カ承諾ノ通知ヲ発シタル後ニ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其前ニ到達スヘカリシ時ニ發送シタルモノナルコトヲ知り得ヘキトキ承諾者ハ延滞ナク申込者ニ対シテ其延着ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス。」(民法第527条第1項)

売り手がこれを怠った場合は契約は成立していないと見なされます。つまり山田君は契約は無かったものとして済みます。

承諾者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ契約ハ成立セザリシモノト看加ス。」(民法第527条第2項)

やれやれ、これで契約にまつわるトラブルは無くなるかと思っていたら、電子商取引の出現で民法のこの規定でもまた困ったことが起こることが分かりました。

### ※ クイズ

あなたがインターネット販売で商品を買うとき、今一番心配な事は何ですか。

### ※ 答

いろいろあると思いますが、今一番問題になっているのは次の点です。

注文契約内容の入力ミス                      注文契約成立の確認

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第128号

2005.10.11

インターネットの契約(5)

「電子契約法」・・・ 消費者の操作ミスの救済

## ❖ 電子商取引とは

オンライン環境にあるインターネットその他のコンピュータネットワークを利用して行われる商取引のことです。業者間(B to B,略してB2B)、業者と消費者間(B to C,略してB2C)とを問いません。大雑把に言うとインターネットやパソコン通信、電子メール等を利用した商取引のことです。今流行のネット販売やネットオークションなどはB2CやC2Cの電子商取引です。電子商取引は、通信販売取引の一形態として特定商取引法の適用を受ける取引です。

## ❖ 通信販売との関係

通信販売とは新聞広告、カタログ、インターネットのホームページなどで、消費者に「申込の誘引」を行い、消費者は郵便、電話、インターネットなどで購入の「申込」を行い、売り手が「申込」に対して「承諾」をして契約が成立する販売方法のことです。

「電子契約法」制定の目的

## ❖ クイズ

山田君はインターネットでビートルズCDレコードを注文しました。販売業者のサイトにはビートルズの過去のアルバムのリストとその横に注文枚数を入力する窓があり、「購入は簡単、枚数をよく確認して入力するだけ！」というキャッチフレーズが表示されていました。枚数を入力すると注文内容の確認画面も出ずに全ての手続きが完了しました。数日後、ビートルズのCDレコードが11枚、請求書とともに山田君のもとに送られてきました。驚いた山田君は販売業者に連絡をとると、購入数量を「1」と入力するところを謝って「11」と入力していたことがわかりました。この契約は有効？

## ❖ 答

契約は無効です。

今度できた「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(以下「電子契約法」平成13年12月25日施行)の対象となる「電子消費者契約」とはどんな契約でしょうか。

「電子契約法」の適用を受ける「電子消費者契約」とは・・・電子商取引のうち「B2C」

大雑把に言うと消費者と事業者との間(B2C)でコンピュータを使って行う契約のことです。

「この法律において「電子消費者契約」とは、消費者と事業者との間で電磁的方法により電子計算機の映像画面を介して締結される契約であって、事業者又はその委託を受けた者が当該映像面に表示する手続きに従って消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによってその申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいう。」(電子契約法第2条第1項)

「電子契約法」制定の目的は消費者保護であり、次の二つの目的を持っています。

「電子契約法」の目的	消費者の操作ミスの救済 「承諾通知未達のリスク」の救済	事業者が間違い防止の確認画面を設けること 隔地者間契約成立は申込の電子承諾通知が届いた時
------------	--------------------------------	---

「この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例を定めるものとする。」(電子契約法第1条)

消費者の操作ミスの救済・・・業者が間違い防止の確認画面を設けていないと契約は無効

一番目の目的は消費者の操作ミスの救済です。事業者と消費者間(B2C)の電子契約では、消費者が申込や承諾を行う前に注文の内容を確認できる措置を、事業者が講じなかった場合、消費者の操作ミスによる契約は無効になります。この理由によりクイズの答は「無効」です。具体的には、事業者は、入力終了後注文内容を画面に再表示し、申込みや承諾の確認ボタンを押させる等の消費者の操作ミス防止の措置を講じなければなりません。

「意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス。但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス。」(民法第95条(錯誤))

「民法第95条(錯誤)ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含む、以下同じ。)が当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像画面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明が会った場合は、この限りではない。一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行なう意思がなかったとき。二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行なう意思があったとき。」(電子契約法第3条)。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第129号

2005.10.11

インターネットの契約(6)

「電子契約法」・・・ 契約の成立時期

「承諾通知未到達のリスク」の救済・・・ 契約が成立する時は「電子承諾通知」が消費者に届いた時

## ✂ 「電子承諾通知」とは

大雑把に言うと、ネット販売などで消費者の申込に対して事業者が消費者に送ってくる承諾通知のうち電子メールによって送られるものです。

この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

(電子契約法第2条第2項)

この法律において「電子承諾通知」とは、

契約の申込みに対する承諾の通知であって、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等(電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。)と

該当契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。

(電子契約法第2条第3項)

隔地者間の契約においては、郵便で通知をする場合、契約の成立時期は業者が消費者に対して申込みの承諾通知を発信したときでした。これを「発信主義」と言いましたね。

これは、通知が届くのに時間がかかるため、取引の迅速をはかるために申込に対する承諾通知は発信主義になっていることを説明しました。

また、「発信主義」は承諾通知未達が起こった場合、消費者が二重発注してしまう「取引リスク」を負わされるという欠点があることも説明しました。

電子メールによる承諾通知(電子承諾通知)は瞬時に届く・・・ 契約成立時は「発信」した時から「到達」した時へ

事業者が申込に対する承諾通知を電子メールで出す場合は、瞬時に消費者に届くため、取引の迅速のために承諾通知を発送したときに契約が成立するとした「発信主義」を採用する意味が無くなりました。

そこで「電子契約法」では、事業者と消費者の隔地間契約は消費者の申込に対して、事業者の電子承諾通知が消費者に届いた時に成立するという「到達主義」に改められました。

隔地者間契約はいつ成立するの？

・郵送による承諾通知 消費者に発信した時・・・「発信主義」・・・民法

・「電子承諾通知」 消費者に到達した時・・・「到達主義」・・・「電子契約法」で民法の特例として規定

## ✂ クイズ

山田君は激安商会というインターネット販売業者のホームページに格安パソコンがあったので、パソコンの画面から購入の申込をしました。激安商会のホームページには在庫確認の上、追って申込の承諾の通知を電子メールで送りますと書いてありました。

2日後に激安商会は山田君に対して承諾通知を電子メールで送りメールボックスに記録されました。ところがその後、山田君がメールを見る前にコンピュータのシステム障害によって激安商会の山田君の注文に対する承諾通知の電子メールが消失してしまいました。

山田君は承諾通知が来ないので在庫がなかったのだと思い、別の業者にパソコンを注文してしまいました。ところが翌日に激安商会からパソコンが宅配されてきました。この場合、山田君は承諾通知を受け取っていないので激安商会に代金を支払う必要はない。これホント？

## ✂ 答

山田君は代金を支払わなければならない。

承諾通知が到達した時点(契約成立時点)とは・・・消費者が通知情報にアクセス可能となった時点

民法は「承諾」の意思表示の「到達」時点は明文化されていませんが、「相手方が意思表示を了知し得べき客観的状态を生じたことを意味する(最高裁S43判例)」と解されています。「電子商取引等に関する準則」(H14年3月経済産業省)

## ✂ クイズ

前のクイズで激安商会の承諾通知の電子メールが次のような場合は契約は成立していますか。

承諾通知の電子メールが文字化けで山田君が読めなかった場合。

承諾通知が添付ファイルで送られてきたが、山田君が持っていないアプリケーションソフトで書かれていたため読めなかった場合

## ✂ 答

契約不成立。

契約不成立。メールを見るのに特別のアプリケーションが必要なもので送ってはダメ。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第130号

2005.10.11

インターネットの契約(8)

「電子契約法」・・・ なりすまし犯罪、「未成年者」の契約

## ❖ クイズ

山田君が知らないうちに誰かが本人になりすましてインターネット販売でパソコンプリンタを注文し商品が届きました。山田君は支払い責任がありますか。

## ❖ 答

増える「なりすまし」

責任を問われるか否かはケースバイケースです。「なりすまし」とは本人以外人間が本人になりすましてインターネット通販で商品の購入をすることです。この場合、誰に支払い責任があるかをめぐって大変複雑な問題が生じます。

特にクレジットカードで決済する場合やインターネットバンキングによる決済の場合は特に複雑です。なぜなら消費者が責任の所在を争わなければならない相手が販売業者(売り主)と決済機関(カード会社・銀行)の両方になるからです。

## ❖ クレジットで買うこと

販売業者から商品を買ってクレジットカードで支払う場合を考えてみましょう。消費者は販売業者との間で売買契約が成立し、販売業者はカード会社に代金請求権を持ち、カード会社は消費者に対して代金請求権を持つことになります。

考えなければならない場合は次のようになります。

< A. 争う相手別 >

販売業者(売り主)

決済機関(クレジットカード会社・銀行)

< B. なりすまされた責任の所在別 >

本人に責任がある場合

本人に責任がない場合

## ❖ 「売り主」と本人の間に契約が成立するか

< 本人確認の方法についてあらかじめ合意がなかった場合(一回限りの取引) >

なりすましによる意思表示は原則として本人に効果は帰属しないので、責任はありません。

ただし、売り主が本人と間違いに足る十分な理由(例えば表見代理)がある場合はこの限りではありません。

< 本人確認の方法についてあらかじめ合意があった場合(継続取引) >

IDやパスワードにより本人確認をすることに同意しているような場合は、原則として本人に効果が帰属し、本人と売り主との間で契約が成立します。

< 合意があっても無効となる場合 >

ただし、売り主との事前合意の中で、ID・パスワードさえ確認すれば本人の責任がある無しにかかわらず契約が成立する、という条項が定められているような場合は、消費者が一方的に不利な地位におかれるので無効になる可能性があります。

## ❖ 「クレジットカード会社」と本人の間に契約が成立するか

クレジットカード会員規約違反にならない場合は、支払いまたは賠償義務を負いません。

なりすまされた本人に責任がある場合

- ・ 家族や同居人がクレジットカードを使った場合。
- ・ 他人にクレジットカードを貸し、それが使われた場合。

なりすまされた本人に責任がない場合

- ・ 加盟店からカード決済に必要な情報が漏洩した場合。
- ・ クレジットカード、カード番号を適切に管理・保管していたけれど、カード番号や有効期限が使われた場合

未成年者の意思表示・・・取り消せる

未成年者が法定代理人(保護者等)の同意を得ないで行った(申込や承諾などの)意思表示は取り消せます。(民法第4条)

## ❖ クイズ

山田君は自分が成年であるかのようにウソの生年月日を入力して、商品を購入した場合であっても、契約を取り消して代金の支払いを拒否できる。これホント?

## ❖ 答

取り消せない。詐術(さじゅつ:だますこと)を使った場合は民法20条により、未成年者でも取り消せない可能性がある。

< 取り消せない可能性がある場合 >

- ・ 事業者が「未成年者の場合は親権者(保護者など)の同意が必要である」と警告し、年齢確認措置をとっている場合

< 取り消せない可能性がある場合 >

- ・ 単に「成年ですか」との問いに「はい」のボタンをクリックさせるような場合

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第131号

2005.10.11

デジタル録音・録画とインターネット  
テレビ番組の録画と配信

## 海外の日本人に有料でネット配信して逮捕

NHKの大河ドラマや民放の人気テレビ番組をパソコンに録画(複製)して、ホームページに掲載し会員向けに有料ネット配信したとして著作権違反の疑いで、平成15年12月9日愛媛県警は松山市の男性の自宅を強制捜査しました。この男性は月額4,000円で見たい番組をホームページからダウンロードさせていたので、10月下旬にNHKや民放4社が告訴していました。

### ✂ クイズ

NHKの人気テレビ番組「プロジェクト X」をコピーしてホームページに掲載して会員に有料ネット配信した場合、どのような著作権を侵害したことになりますか。

### ✂ 答

侵害した著作権を数えるより、「プロジェクト X」を有料ネット配信する場合に許諾を得なければならない人を数え上げた方が早いと思います。

## 著作権者と著作隣接権者の許諾が必要

NHKの番組を録画するときは番組に関係する全ての著作権者の許諾を得なければなりません。その著作権者は主なものだけでも次のようになります。

### 著作隣接権者

- ・スタジオ出演者 …… 久保純子などアナウンサー、スタジオに呼んだ物語の技術者、ゲスト等
- ・VTR部分の出演者 …… インタビュー取材出演者、番組に使われた録画に映っていた一般の人々
- ・CG(コンピュータ・グラフィック)制作者
- ・テーマ音楽製作者 …… 中島みゆきや編曲者等
- ・BGMの製作者・演奏者 …… 番組の場面に合わせて細切れに挿入されている音楽の作曲者や演奏者等

### 著作権者

- ・番組の制作者 …… NHK

このNHKの番組の録画物を販売しようとする、上述の著作権者にその権利に応じた報酬を支払う必要があります。NHKが自社の「プロジェクト X」をビデオ販売する時ですら、上記の人々の許諾と報酬の支払いがいのです。

## 「公衆送信権」(「送信可能化権」)侵害

今回の事件の場合、「複製」と「配信」の2段階で著作権を侵害しています。

録画物をネット配信していますから、まず録画した段階で上述の人たちの「複製権」を侵害し、さらにホームページにアップロードした段階で上述の人たちの「公衆送信権」を侵害したことになります。

また、放送事業者であるNHKには、番組の送信可能化権があり、無断でアップロードできません。

ここで気をつけなければならないことは、誰もアクセスしてこなくても著作物を「送信可能化」した段階で、公衆送信権の侵害が成立するということです。この意味で「公衆送信権」侵害を著作権者の「送信可能化権」侵害という言い方をすることがあります。

### ✂ HD・DVD録画 アップロード(送信可能化) インターネット(公衆送信)

「私的使用目的の複製」は自由にできます。プライベートライブラリーを作って楽しむのもOKです。

また私的使用の範囲内であれば複製の貸し借りもOKです。しかし、この範囲をこえるとたとえ非営利目的でも貸し借りは出来ません。

## 特例の「複製」はそのつど廃棄

上記以外の目的で録画した場合は、たとえそれが著作権法の特例として許されている複製でも、その目的の利用が終わったら、録画物を次の使用(たとえば来年の使用)のために保管することは許されません。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第132号

2005.10.24

インターネット上の違法コピー  
ファイル交換ソフト

## ファイル交換ソフトとは

平成15年3月、大学の工学系学部の学生が大学のネットワークを使って音楽ファイルを違法コピーしているということで、日本レコード協会は大学に対して管理の徹底を要請しました。学生がファイル交換ソフトを組み込んだ自分のパソコンに音楽ファイルをコピーし、そのパソコンを大学のLANに接続したため、同じファイル交換ソフトを持つLAN利用者が音楽ソフトを自由にダウンロード出来る状態(送信可能化)になり、著作権が侵害されたものです。

その後学長は将来、情報ネットワーク社会のリーダーシップをとるべき学部の学生による事件に対し遺憾の意を表し、今後同様な事件については学生に対し厳しい処分でのぞむことを発表しました。(Mainichi INTERACTIVE)

この時使われていたファイル交換ソフトは“WinMX”とよばれるもので、ネットワークを通じて簡単にコンテンツをやり取りできるソフトです。

## ⌘ ファイル交換ソフト … 違法なものが多い

ファイル交換ソフトには多くの種類があります。自動的にインターネットに接続され、違法コピーに誘導されるものがあるので注意が必要です。

## 音楽で、画像、CG、映画、ゲーム、ビジネスソフトすべて、元は数字の「0」と「1」

### ⌘ クイズ

画像、CG、音楽、映画、ゲーム、ビジネスソフトなどを違法コピーするときに、“そのままコピー”するのではなく、なぜファイル交換ソフトを使うのですか。

### ⌘ 答

誰もがしそうな質問ですが、質問の内容に間違いがあります。それはどこでしょう。

「…そのままコピーするのではなく、…」の「そのまま」という発想は、コンピュータ画面に映っているものを事務室のコピー機で紙にコピーするイメージがあるからです。

コンピュータ上で扱われるすべての文字や画像や音は最後は「0」と「1」だけで表した番号にします。これを「2進数」といいます。ですから、このレベルになったらもとのものが画像、CG、音楽、映画、ゲーム、ビジネスソフトその他なんであつても区別が付きません。

即ち、この「2進数」さえコピーして送ることが出来れば、すべてのコンテンツはネットワーク上でやり取りできるということです。ただし次のような問題があります。

- ・元のコンテンツを2進数に変換したり、逆にそれを復号する方法が複雑
- ・データの圧縮
- ・転送に時間がかかる

ファイル交換ソフトは、大雑把に言うとこれらの問題を解決してくれるコンピュータプログラムだと言うことができます。もちろんファイル交換ソフト自身も「0」と「1」の信号です。上述のような問題点が技術革新によって突破されるたびに、一般のユーザーは一層便利になる反面、新手の違法コピーが増えることになります。

## ところで、「0」と「1」ってなに？

「0」と「1」って具体的には何でしょう。それコンピュータの回路の中では、「0」はスイッチが入っていない状態の「0ボルト」を意味します。同様に「1」はスイッチが入っている状態の「5ボルト」を意味します。コンピュータの中ではこのスイッチの「入」「切」がとんでもないスピードで行なわれています。これは電卓であろうがスーパーコンピュータであろうがコンピュータである限りみんな同じです。

## ⌘ 人工知能は作れるか？ … 「非ノイマン型」コンピュータ

このようにあらかじめ決められたルールに従って「スイッチの入り切り」をするしくみのコンピュータを「フォン・ノイマン型」コンピュータといいます。これに対して、人間の脳のように自分でも説明できないそのときの気分で計算や判断をしてしまうようなものは「非ノイマン型」コンピュータとよばれ現在研究が進んでいます。「フォン・ノイマン型」コンピュータでは完全な人工知能を作ることは出来ません。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第133号

2005.10.24

インターネット上の違法コピー  
匿名性の高いファイル交換ソフト「Winny」

## 匿名性の高いファイル交換ソフトの出現

平成15年11月27日、ファイル交換ソフトを使って「ビューティフルマインド」などの映画をインターネットを通じて送信可能にしていたとして、京都府警は41歳の男性を公衆送信権侵害の疑いで逮捕しました。損害額は2億3千万円とのこと。また、「スーパーマリオアドバンス」などのゲームソフトを送信可能にしていた19歳の少年を同容疑で逮捕しました。(朝日新聞)

この時使われていたファイル交換ソフトは両事件とも「Winny」とよばれるもので、ネットワークを通じて簡単にコンテンツをやり取りできるソフトです。

## 「映画」はけたはずれに高くつくぞ！

### ✂ クイズ

この事件の損害額がこれまでのビジネスソフトやゲームソフトの違法コピー事件と較べてけた外れに高いように思えるのですがなぜですか。

### ✂ 答

映画の著作物は価格が高かったですね。また、映画の著作物の著作権者にはその他の著作物には認められていない「頒布権」が認められていましたね。(「頒布権」とは大雑把に言うところだけに映画を配給してよい権利)その理由を思い出してください。

製作費が莫大なため、その資金回収がしやすいように制作者に映画以外の著作物の権利者には認められていない権利が与えられています。これらの権利は買い取るとすると非常に高価なものになります。

損害額が高くなる第一の理由は、映画は高価な権利が寄り集まっているからです。

NHKの「プロジェクトX」のある回の放送をビデオ化するだけでも大変な数の人々の許諾と報酬がいりましたね。

「劇場映画」の場合、テレビ番組に較べて比較にならないくらい多くの関係者が、映画に対して様々な著作権を持っています。このため、そのままでは完成した後いろいろな利用方法をするたびに全員の許諾を得なければならないことになり、製作費の回収が出来なくなる可能性があります。よって劇場映画は映画製作者ひとりに多くの著作財産権を集めることによって、すべての関係者の許諾を集めなくてもその人に許諾を得れば映画を利用できるようにしているのです。

第二の理由はファイル交換ソフトの匿名性が高いため違法コピーの発見に時間がかかり被害が広範囲に広がったことです。

## 「Winny」は日本生まれ

今回の違法コピーに使われた「Winny」と言うファイル交換ソフトは、それまでにあった「WinMX」という匿名性のないファイル交換ソフトのデータを暗号化して送れるようにしたものだと思えばわかりやすいです。そして、そのように改造したのは日本人でした。この人は明らかに違法コピーが行なわれると知った上で、Winnyを配布したとして違法コピーを助けた疑いで逮捕されました。

### ✂ 「Winny」のしくみ

ファイル交換ソフトのしくみは同じファイル交換ソフトの利用者をネットワークのなかから探し出し、自分がコピーしたいコンテンツを持っている人を見つけ出して、そこからダウンロードします。ですから同じファイル交換ソフトの利用者が多ければ多いほど、また一人の利用者が持っているコンテンツファイルが多ければ多いほど目的のコンテンツにたどり着きやすくなります。そうして利用者はねずみ算式に増えてゆきます。

ファイル交換ソフトの典型的なものに「WinMX」があります。「WinMX」は送信元がわかるため不正コピー事件の摘発が続きました。

そこで、「WinMX」の匿名版とも言うべきファイル交換ソフトが出現しました。それが「Winny」です。

「Winny」はダウンロードするコンテンツのデータだけでなく、データの送信元まで暗号化して送るため、誰が最初に違法コピーをしたのかわかりにくくなります。コンテンツが出所不明のままネットワークの中で違法コピーとなって次々に広がっていきます。

「Winny」使用者は推定で「168万人(前年比40万人増)」(朝日新聞)といわれています。そのなかから今回の事件を摘発した当局は送信元の発見方法を明らかにしていませんが、違法なことはいつかは見つかり高くつくこととなります。

匿名だと思っているのは本人だけ …… 送信元は必ず特定できます！

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第134号

2005.10.24

著作権法改正(平成15年) その1

改正点 …… 学校教育に関係が深いもの

## ⌘ 「学校その他教育機関における複製」の改正

すべての著作物は許諾無に複製することは出来ません。しかし、例外的に著作物を許諾なしに複製出来る場合があります。たね。覚えていませんか。認められている例外には次のようなものがあります。

著作権者の利益を不当に害しない範囲で複製が許されている特例 (平成15年改正前)

私的使用のための複製 (第30条)

学校その他教育機関における複製 (第35条)

営利を目的としない上演、演奏等 (第38条)

引用 (第32条)

プログラムの著作物の所有者による複製等 (第47条の二)

学校教育番組の放送等(第34条)

試験問題としての複製(第36条)

・図書館等における複製 (第31条)

・聴覚障害者のための自動公衆送信 (第37条の二)

・時事問題に関する論説の転載等 (第39条)

・時事の事件の報道のための利用 (第41条)

・情報公開法等における開示のための利用 (第42条の二)

・放送事業者等による一時的固定 (第44条)

・公開の美術の著作物等の利用 (第46条)

・点字による複製等 (第37条)

・教科用図書等への掲載 (第33条)

・政治上の演説等の利用 (第40条)

・裁判手続等における複製 (第42条)

・美術の著作物等の展示に伴う複製 (第47条)

改正 授業の目的であれば生徒も複製が出来る …… 平成15年改正

これまでは学校の授業に使う目的であれば、先生に限って著作物の複製が認められていました。今回の著作権法の改正で、生徒自身も複製が出来ることになりました。

学校、その他の教育機関において、教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

(改正後第35条第1項)

改正 授業の内容を別の場所の同時展開授業にネットワークで送れます …… 平成15年改正

公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提供して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信にあっては、送信可能化を含む。)を行うことが出来る。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合にはこの限りではない。(改正後第35条第2項)

改正 インターネット試験の問題として著作物を利用できます …… 平成15年改正

## ⌘ クイズ

随分昔に決められた 私的使用のための複製(第30条)や 営利を目的としない上演、演奏等(第38条)が、デジタル技術の進歩で、著作権者の利益を不当に害しているという主張が強まっています。生徒も複製が出来るように改正することは、このような著作権者の権利保護の流れに反するのではないのですか。

## ⌘ 答

その通りです。それにもかかわらず、教育の内容の変化により改正は必要だったのです。

なぜ、生徒の「複製」が認められたのか …… 学習形態の変化

それはインターネットを使った調べ学習のダウンロードが「複製に」当るからです。授業のダウンロードが先生にしか認められないのであれば、生徒は調べ学習ができないからです。

これでダウンロードや資料のコピーを班員に配ったりできるようになりました。情報通信技術が進歩した結果、技術が社会に影響を及ぼし学習者の学習形態が変わったため、それに合わせて法律が変わったということです。

この法律の改正をめぐっては著作権者側から多くの反対の意見があったことに留意すべきです。教師や生徒は改正の趣旨をよく理解して、著作権者の利益を不当に害さないようにすることが重要です。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第135号

2005.10.24

著作権法改正(平成15年) その2

法改正審議の経過 …… 許諾が要らない特例がなぜあるのか

## 改正前の著作権の制限規定 …… その背景

### ⌘ 「許諾なし」を認めた様々な背景

すべての著作権は利用する時には著作者の許諾が要ります。しかし、例外的に許諾が不要とされている場合があります。このことは以前に説明しましたね。それでは例外が認められている場合をまとめてみましょう。

利用されることが当然期待されている場合

例：国等が発行する広報資料を説明の材料として転載すること。(第32条第2項 公的機関による引用)

私的領域等で行われるため権利者による介入が不適当である場合

例：利用者が留守中にテレビ番組をビデオに録画すること。(第30条 私的使用目的の複製)

著作物の創作に関連して必要不可欠である場合

例：著作物を作成する際に他の著作物を公平な範囲で引用すること。(第32条第1項 引用)

公益の実現のために必要不可欠である場合

例：裁判手続きのために証拠書類として著作物を複製すること。(第42条 裁判手続き等に関する複製)

事前に許諾を得ることが不適切である場合

例：入学試験その他の試験の問題として著作物を複製すること。(第36条 試験問題としての複製)

他の利用行為に通常随伴する利用である場合

例：放送の許諾を得た著作物等について、放送のための一時的な録音・録画を行うこと。(第44条)

著作物の原作品・複製物の所有者が自ら利用する場合

例：絵画の原作品を所有している美術館が館内にその作品を展示すること。(第45条 原作品の所有者による展示)

(以上平成13年12月「文化審議会著作権分科会審議経過の内容」)

### ⌘ クイズ

すでに公表された著作物を入試などの試験問題に使う場合あらかじめ許諾が要らないのはなぜですか。

### ⌘ 答

事前に許諾を求めると問題が漏洩して試験の意味がなくなる恐れがあるからです。そのかわり事後に著作権者に対して報酬を支払う義務があります。

## 現在でも例外規定が必要なのか、次の点で考えてみよう

制定当時の例外規定の必要性がどのように変化しているか検討する必要があります。とくに次のような社会情勢の変化が例外規定の必要性に及ぼす影響を考えなければなりません。

創作行為・著作物の変化

例：デジタル技術による新しいタイプの著作物の出現、デジタル技術を活用した新しい創作方式が出現した。

利用行為の変化

例：インターネットによる著作物の利用など全く新しい利用形態が現れました。

デジタル方式・媒体の普及による新しい複製方式と複製物が現れました。

情報の活用に関する社会的な要請の変化

例：学習者(生徒等)自身の自発的活動(情報収集など)による学習活動が必要になった。

障害者・高齢者等のための情報アクセスの拡大が必要になった。

許諾を得ることの容易さの変化

例：著作権等管理事業の発達・拡大によって許諾契約を結ぶことが容易になった。

ネットワーク上の許諾・配信システム等の発達・普及により許諾契約が容易になった。

関連するビジネスとの関係の変化

例：新たな著作物利用技術の普及に伴い商用利用と一般利用が競合するようになった。

批准している国際条約の決まりがあるので与えなければならない権利

例：実演家の実演家人格権等の新設 (以上平成13年12月「文化審議会著作権分科会審議経過の内容」)

## 科学技術の社会的影響力が飛躍的に大きくなった

情報通信技術の変化や進展を背景として、著作権者の権利の拡大や縮小を行う場合は、上記のような要因を考慮する必要があります。これらの要因は複雑に絡み合っていますから利害関係の整合性を確保するのは大変です。

情報通信技術の進歩は急速なので法律と現実の矛盾は益々拡大する可能性があることに注意しましょう。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第136号

2005.10.24

著作権法改正(平成15年) その3

法改正審議の経過 …… 著作権が強化されるものとされないもの

許諾なしに使える例外規定は増えるか、減るか？ …… 法律が出来た当時の背景が変化

## ※ クイズ

あなたは著作物を許諾無しに使える特例は、今後増えると思いますか、減ると思いますか。

## ※ 答

何とも言えませんが、どんどん増える方向にはありません。

国の著作権法の審議会では著作権者側と使う側が話し合いを行って、著作権法をよりよいものにしようとしています。これが文化庁の「文化審議会著作権分科会」です。両者の立場からの意見交換の過程は以下のサイトに詳しく掲載されています。あまりというか全然面白いサイトですが、法律がどのようにして改正されるのかがよく分かります。主なものを見てください。文化庁 審議会 [http://www.bunka.go.jp/file\\_/1000004505\\_singi1.pdf](http://www.bunka.go.jp/file_/1000004505_singi1.pdf)

## ※ 許諾なしで使える範囲を縮小して欲しいという要望を審議されたもの

著作権者側の現行の著作権法に対する不満です。ちょっと例をあげるだけでも次のようなものがあります。

デジタル方式での私的使用目的の複製の例外措置を縮小して欲しい。

ダウンロードなど無かった時代に作られた特例なので時代に合わない。

図書館における複製を非営利目的の調査研究に限ること。また、図書館利用に対する著作権者への補償。

教育目的の利用に対して著作権者へ補償をして欲しい。

非営利無料の上映に関する権利制限を縮小して欲しい。

非営利無料の貸与に関する権利制限を縮小して欲しい。

## ※ 許諾なしで使える範囲を拡大して欲しいという要望を審議されたもの

使う側からの要望です。

国等が発行する広報資料のインターネットによる利用を拡大して欲しい。

デジタル方式での私的使用目的の複製の例外措置を拡大して欲しい。

## 特に学校に関係が深いもの

通信技術を使った遠隔教育を公衆送信権侵害としないで欲しい。

学習者(生徒)による教育目的の複製を例外措置として認めて欲しい。

平成15年改正でOK (ただし、授業目的に限る)

A先生が教育目的の特例で作った他人の著作物の複製物を含んでいる教材は、A先生自身の授業以外には使えません。これを同じ学校のB先生にも使わせて欲しい。(この場合校内LANに乗せることも出来ません。)

このA先生の作った他人の著作物の複製物を含んでいる教材は授業以外には使えません。

これを教師の教科研究会でも使えるようにして欲しい。

通信技術を使った「遠隔授業」、「合同授業」を可能にするために他人の著作物の複製物を含んでいる教材の送信も特例として認めて欲しい。

平成15年改正でOK (ただし、同時展開の授業に限る)

改正前までは教育目的による例外措置は著作物の「複製」に限られていました。

この例外措置の適用は「複製権」に対してだけで、「公衆送信権」に対しては適用はありませんでした。

そのため、教育目的の特例で作った他人の著作物の複製物を含んでいる教材をネットで送信したり、

別の教室に送信することはできませんでしたが、可能となりました。

インターネットによる教育成果の発信のための「複製」「公衆送信」「送信可能化」を例外的に認めて欲しい。

他人の著作物の複製物を含んでいる試験問題を送信したい。

改正前までは、例えば他人の小説の一節が含まれた試験を送信すると公衆送信権侵害になりました。

平成15年改正でOK (インターネット試験が可能になった。)

## ※ 自由に使えるようにして欲しいという要望に対する著作権者側の反対意見

教育の公益性は認めるが公益性実現のための負担を現行以上に著作権者に求めず、公費でまかなうべき。

教育目的の利用制限は個々の利用実態に応じて権利者との契約によって決めることが出来る。

著作物利用のデジタル化、ネットワーク化に伴って複製が容易化・高品質化し権利者の利益を不当に害する。

ネットワーク利用の秩序が形成されていない現状における権利制限の拡大が権利者の利益を不当に害する。

学習者(生徒)の著作権保護意識の育成に逆効果となる。

どちらにも、もっともな言い分があるぞ

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第137号

2005.10.24

著作権法改正(平成15年度) その4

改正点 … 「実演家人格権」新設、有線・放送事業者に「送信可能化権」、映画に70年間

## ※ クイズ

コロッケは無断で美川憲一の物まねが出来なくなる。これホント？

## ※ 答

ホントです。実演家人格権の侵害になります。

## ※ 「実演」とは

「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること」を言う。

(著作権法第2条第1項三)

## ※ 「実演家」とは

「俳優、舞蹈家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者」をいいます。

(著作権法第2条第1項四)

「さそり座の女」の著作者は誰？ … 美川憲一ではない

それではコロッケと美川憲一は著作権法上どのような立場に立つのでしょうか。「さそり座の女」はもともと美川憲一が歌っていた楽曲で、作曲家は中川博之で、作詞家は誰だったかを忘れました。それでは「さそり座の女」の著作者は誰でしょうか。それは直接的にメロディを作った作曲家と、歌詞を作った作詞家です。歌の著作権者は歌手の美川憲一ではありません。

歌手には権利は無い？ … 実演家は「著作隣接権」

## ※ 「著作隣接権」とは

歌手の美川憲一は直接に楽曲を創作してはいませんが、歌い方に工夫を凝らして著作者の「さそり座の女」を世間に広めることに貢献しました。このように、著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者に与えられる権利を「著作隣接権」といいます。「著作隣接権」は実演家、レコード製作者、放送事業者(放送局等)及び有線放送事業者(ケーブルテレビ局等)に与えられています。

## ※ 「著作隣接権」はいつ発生するか。 … 保護期間は50年

実演、レコードの固定、放送又は有線放送を行った時点で発生します。保護期間はその時から50年です。

## ※ 「著作隣接権」と「著作権」の違いは

著作者である作曲家や作詞家は絶大な権限を持っています。著作隣接権者である美川憲一は著作権者の作曲家や作詞家の許諾が無い限り「さそり座の女」を歌うことができないのです。

一方、著作隣接権者は著作者に対していかなる権利の制限も加えることが出来ません。(第90条 著作者の権利と著作隣接権の関係)あの大御所の北島三郎ですら作曲家や作詞家に頭が上らないのはこの理由からです。

改正 実演家人格権(氏名表示権と同一性保持権)新設 … 平成16年1月から

著作者は「著作者人格権」を持っています。著作隣接権者である実演家にも、「実演家人格権」として与えることとしました。「実演家人格権」は「氏名表示権」と「同一性保持権」から成ります。

「氏名表示権」(著作権法第90条の二第1項)

実演家の実演を公衆に提示する時に、無断で自分の名前を表示させない権利、又は表示させる権利。

「同一性保持権」

実演家は自分の名誉や声望を害するような実演の変更や切除などの改変をさせない権利を持つ。

よって、コロッケの美川憲一の物まねがこの規定に触れる場合は、美川憲一は物まねを止めさせる事が出来ます。

「実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。」(著作権法第93条の三第1項)

## ※ クイズ

コロッケは無断で美川憲一は歌手ですから実演家ですね。それではその物まねをしているコロッケは実演家ですか。また、コロッケの物まねを別のひとがギャグに使ってもいいですか。

## ※ 答

コロッケは物まねに独自の工夫を凝らして演じているのですから、その芸は実演であり、彼は実演家です。

もうわかりますね。コロッケは実演家なので、彼の物まねという芸を無断で改変すると実演家人格権侵害になります。

改正 放送事業者と有線放送事業者に「送信可能化権」新設 … 平成16年1月から

放送番組を受信して保存し、ネットワークにアップロードすると放送会社の送信可能化権侵害になります。

改正 映画の著作権は50年から70年に延長 … 平成16年1月から

現行:製作の翌年から50年間 改正後:発表の翌年から70年間へ

映画監督が生きている間に著作権が切れるのは忍びないから?それとも映画会社の利益のため?

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第138号

2005.10.24

メールの検閲

社員のメールやネットの私的使用を監視できるか

## ⌘ 雇い主に与える損害

少なくとも私的使用時は仕事をサボっている。

会社の設備を目的外に使っている。

仕事に関係の無いネットワークに接触することによって、会社のシステムを不正アクセスやコンピュータウイルス感染の危険にさらす。

故意の情報流出

誤った操作による情報流出

顧客データや個人情報や機密情報の外部への露出。多くの場合がこのケース。

内部事情や社内メールの不適切な表現が社外に出て名誉毀損や係争になったりする。

職場では職務専念義務や、設備の目的外使用も大きな問題ですが、今、特に問題になっているのは、職務怠慢とセキュリティリスクです。

流出したプライバシーは復旧できない … 忘れてちょうだいと頼めない

電子メールやネットの私的使用を管理することによって、故意や過失による情報の漏洩を未然に防ぎ、顧客や取引先との関係を良好に維持することが必要です。IT技術が進歩する今日、自分の使い方は大丈夫と思うことが他人の情報を危険にさらしていることとなります。このことは学校でも例外ではありません。

## ⌘ 電子メールやネットの私的使用 … 雇い主は訴えることができる

雇い主は、私的使用がわかれば、少なくとも職務専念義務違反と会社設備の目的外使用で社員に警告したり、場合によっては訴えることも出来ます。

もう一つの問題 … 社員のメールを監視できるか？

それでは私的使用が発覚する前に、社員のメールを検閲できるでしょうか。電子メールに似たものとして手紙や電話があります。これらは憲法の「通信の秘密」が保障されており、検閲することは出来ません。

「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」(日本国憲法第21条第2項)

## ⌘ クイズ

電子メールは手紙のような「信書」ではない。これホント？

## ⌘ 答

「信書」とは「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第5条第2項)をいいます。

電子メールは「準文書」

「電子メール」はその性質から民事訴訟法の「文書」ではなく「準文書」に当ると思われるので、「信書」とは言えません。しかし、「準文書」ですから証拠能力(ただし一定の条件下)を持っています。

「信書」の定義の中の「文書」の定義は法律の条文に明記されていませんが、電子メールは少なくとも「文書」には当たらないと思えます。

「民事訴訟の証拠調べの対象となる固有の意味での「文書」とは、作成者の思想(意思、認識、感情など)が、裁判官が直接閱讀可能な形態で、文字またはこれに準ずる符号によって表現されているものをいう。紙に表現されているものが典型例であるが、これに限られない。…(中略)…情報を表すために作成された物件でこれらの要件を満たさないものは、すべて準文書(民事訴訟法第231条)として扱われる。」

(栗田隆「民事訴訟法講義」)

「第5節 書証」の規定は図画、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。」

(民事訴訟法第231条)

## ⌘ 「電子メール」は「信書」の性格が強い … プライバシー侵害の恐れ。

電子メールは「信書」ではありませんが、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する「準文書」です。そして送受信者ともにもプライバシーが守られることを期待しています。即ち電子メールは「信書」ではないが、「信書」の性格を強く持っています。

従ってそれを検閲するとプライバシーの侵害となり、不法行為責任(民法第709条)をとられる可能性があります。

電子メールの監視は合法 … 方法・目的の明示と合意が必要。

83

企業のネットワークは、業務目的であること、セキュリティリスクを回避する必要があること、職務専念義務等の理由から、最小限の監視を行うことは違法とは言えません。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第139号

2005.10.24

## ファイル交換ソフトの違法性 「Winny」技術開発と違法性

Winny開発者逮捕 … 東大大学院助手 2004年5月10日

### ❖ クイズ

「ファイル」って何ですか。

「ファイル交換ソフト」って何ですか。

### ❖ 答

「ファイル」という言葉はよく使っていますが、改めてその意味を聞かれると良く分かりません。大雑把に言うと、パソコンに保存でき、次の時に再び開いて使うようなものはすべてファイルと考えていいでしょう。

文章、画像、映像、音楽や映画などは最終的にはすべて同じ電磁データに変換されファイルとしてパソコンに保存することができます。ですから、文章のファイルは文章ファイルと言います。同様に音楽ファイル、映像ファイルという具合です。

そして最も重要なことは、これらのファイルはインターネットを通じて人にあげたり、人から貰ったりできるということです。

1対1のファイルのやり取りでは相手が自分の欲しいファイルを持っていない限り自分の好きなファイルを手に入れることができません。「ファイル交換ソフト」は自分の欲しいファイルを持っている所有者をインターネットを通じてネットワークの中から探し出し、自分のパソコンにダウンロードする仕組みです。

### ❖ 最初は音楽 … 音楽ファイル交換ソフト「ナップスター(Napstar)」

そこで誰がどんな音楽ファイルを持っているかファイルの所有者リストを作ること考えました。この会員にエントリーし自分の持っている音楽ファイルのリストを送れば所有者リストに加えてくれます。会員が何百万人にもなれば何万曲もの巨大な所有者リストが出来上がり、会員に知らされます。このリストを管理するサーバーがナップスター社に置かれ、常時最新データに更新されます。会員がサーバーにアクセスし自分の欲しい曲を入力すると、サーバーは曲の所有者を見つけ、所有者のパソコンに曲の送信を指示します。中央にサーバーがあり、音楽ファイルを配給する形になっています。

これが最初に登場した音楽ファイルのファイル交換ソフト「ナップスター」です。(クライアントサーバー型)

### ❖ 音楽以外もダウンロードできる … 「グヌーテラ(Gnutella)」

次に音楽だけでなく画像や映画等も交換できるようにしたものが登場します。それが「グヌーテラ」です。(peer to peer型 P2P) インターネットを通じたファイルのやり取りを可能にする「ファイル交換ソフト」はそれ自身が音楽や映画のファイルではありません。ファイル交換ソフトを使えばインターネットを通じて音楽や映画を違法コピーすることができます。

Winny最大の特徴 = 「匿名性」と言われるが 実際は、特定可能、必ずつかまるぞ！

どんなコンテンツでも所有者を見つけてダウンロードできます。Winnyの特徴はナップスターのように中央にサーバーがありません。Winnyをインストールしているパソコン間で、欲しいファイルと持っているファイルの伝言ゲーム(1台が同時にたくさんのパソコンに伝言する)をしていると思ってください。両者が一致したパソコンを介してパケットリレーのようにファイルが送られます。

自分の欲しいファイル名を入力すると、知らないところで伝言ゲームの合致が次々におこり、所有者からの送信ルートが出来上がります。(peer to peer型 P2P) そのため最初に違法コピーした人が特定しにくくなり匿名性が高まります。

### ❖ ファイル交換ソフトの違法性 … 違法なもの、疑わしいものが多い

「ファイル交換ソフト」は違法コピーが簡単にできる仕組みを提供し、違法コピーに誘導するものが多いです。Winny開発の容疑者は自分でコンテンツを違法にコピーしたわけではありません。違法コピーを可能にする(これまでに無く優れた?)ファイル交換ソフトを開発したことになります。

違法コピーを助長すること … 場合によっては「ほう助罪」

“殺人”という違法行為にたとえて言うならば、容疑者はWinnyはこれまでに無く良く切れる包丁を開発し、配布すると明らかに殺人が増えるということを知った上で、これを配布可能な状態にし、実際に殺人が行なわれたということです。いわば殺人幇助罪を問われているのです。このたとえ話を“殺人”を“違法コピー”という言葉に置き換えてみよう。

### ❖ クイズ

それなら、なぜWinny開発者は逮捕されたのですか。

### ❖ 答

ファイル交換ソフトを開発すること自体、新技術の開発であり違法なことではありません。それを使って違法コピーをしたらその時点で始めて、違法コピーをした人が違法行為責任を問われます。問題は、容疑者が違法コピーに使われたり、違法コピーを助長したりすると分かっているながら「Winny」を開発したのではないかという疑いです。

京都府警は家宅捜査により、容疑者が身元がばれないようにしていた証拠をつかんだとしています。また、容疑者は「2チャンネル」の掲示板に今の著作権法に異議を唱える書込みをしていることから、これらの疑いが強いとして、違法コピーの幇助(ほうじょ)をした疑いで逮捕した模様です。本事件は単なる違法コピー事件にとどまらず、表現の自由等、法がネット社会の進展に追いついていないことを露呈していると言えます。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第140号

2005.11.7

有害情報と匿名社会

メールや書込みで社会が混乱

## ネット社会は匿名(とくめい)社会

### ❖ クイズ

関工の山田君は「関工健児」というペンネームで情報サイトの掲示板に「関工にはいい男がいっぱいいるぞ!」という書き込みをしました。それを見た市内の花子さんは「関工健児」さんに彼氏を紹介してもらおうと思いました。

ところが「関工健児」さんは自分のメールアドレスを公開していません。花子さんはこの情報サイトのプロバイダーに、「関工健児」さんのメールアドレスと氏名を教えてくださいと頼みました。この情報サイトの管理者は教えてくださいか。

### ❖ 答

情報サイトの管理者は「関工健児」さんの身元を教えるはいけません。

### ❖ ネット社会 …… 透明人間になったような錯覚

自分が透明人間になったら何ができるか考えてみよう。自分の身元が分からないことをいいことにやりたい放題になってしまう。なりすまし、デマの流布、のぞき見など何でもできます。

## 爆破予告

### ❖ クイズ

平成16年4月、情報サイト「2チャンネル」の掲示板に中国大使館を爆破するという書き込みがありました。憲法では私信の秘密、電気通信事業法では通信の秘密が規定されています。それでも警察の要請に対して情報サイト「2チャンネル」は発信者の身元を開示しなければならないですか。

### 答

違法な書き込みに対しては身元の開示請求ができます。

### ❖ クイズ

ところが容疑者は身元をかくすために、大手量販店のインターネット加入者キャンペーンの店頭のパソコンからメールを送っていました。なぜ捕まったのでしょうか。

### ❖ 答

警察が量販店に対して防犯ビデオの任意提出を求め、発信者が特定され逮捕されました。また、同じ「2チャンネル」の掲示板に米国大使館を爆破するという書き込みをした大学生は、その後怖くなって自首するという事件も発生しました。

## 誹謗中傷 …… 発信者の身元開示請求ができる

爆破予告や殺人予告は明らかに犯罪行為ですが、個人や組織に対するいわれのない誹謗中傷が行われた場合も、発信者の身元開示請求ができます。請求は情報サイトの管理者やプロバイダーです。

これまでにあった事件としては、動物病院が掲示板に治療についていわれのない中傷の書き込みをされたケースや、交際相手に対して個人的誹謗中傷の書き込みがされたケース等について、発信者の身元開示請求が求められ、開示請求事例は急増しています。

## 自殺予告

### ❖ クイズ

書き込みが自殺予告だったらどうでしょう。

### 答

前述のクイズのように発信者の開示を求めることができるでしょうか。「命は地球より重い。」と言います。本人が事の重大性を認識しないまま発信してしまうと、受け取った側の関係者は言うまでもなく、発信者が誰が分からないため、関係ない多くの人に自分の家族や友人ではないかと大変な心配をかけることとなります。

### ❖ 発信者の責任

ネット社会は匿名社会であることを十分認識し、情報ネットワーク社会のよき市民であるために自分の発信内容に責任を持つことが必要です。

匿名発信の原因が、自分の身分がばれないことをいいことに、特定の個人や組織を攻撃して社会からの疎外感を癒したり、自分のストレスの発散のためであるとしたら、決して許されることはありません。それよりインターネットという自己主張の手段が与えられているのですから、意見表明を適切な方法で正しく行うことが必要です。

### ❖ 人間のレベルがそのまま出るぞ! …… あなたは大丈夫?

85

何でもありの世界だから情報を扱う本人をコントロールできるのは本人以外にありません。ということは、誰も止めてくれる人がいないわけですからその人のレベルがそのまま出てしまうのです。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第141号

2005.11.7

著作物とは  
少年がWinnyで懲役1年

## ※ Winnyを使った19歳少年に懲役1年

松山市の無職少年(19)は、ファイル交換ソフトWinnyを使って26種類の市販のゲームソフトをネットからダウンロード可能な状態にしていた。平成16年3月5日、京都地裁はこの少年に対して懲役1年(執行猶予3年)の判決を下しました。

## ※ クイズ

この少年が営利目的ではなく、親切心で無料でダウンロードさせた場合は違法にならない。これホント？

## ※ 答

違法です。本人に儲けが無くても著作権者に著しい損害を与えるからです。ゲームソフトは「プログラムの著作物」です。

## ※ 「著作物」とは …… 著作権法の定める「著作物」

思想・感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術または音楽に属するものをいいます。(著作権法第2条第1項1号)

例えば、書籍、雑誌、歌謡曲、ポップス、ラップダンス、絵画、漫画、ポスター、パンフレット、コンサートステージ装置、測量図、映画館用映画、テレビ映画、ビデオ、写真、グラフィア、コンピュータソフト、ゲームソフト、CDソフトなど…

世の中著作物だらけ …… 著作物でないものを探すほうが難しい

## ※ 「著作物」の種類

著作物の定義が曖昧なので条文で例示されています。(著作権法第10条)

言語の著作物 …… 講演、論文、小説、脚本、詩歌、俳句など。(単なる事実の伝達は除く)

舞踏・無言劇の著作物 …… 日舞、バレエ、ダンスなどの舞踏やパントマムの振り付け。

音楽の著作物 …… 楽曲、及び楽曲を伴う歌詞。

美術の著作物 …… 絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など。

建築の著作物 …… 芸術的な建造物。

図形の著作物 …… 地図、学術的図面、図表、模型など。

映画の著作物 …… 映画館用映画、テレビ映画番組、ビデオなど。

録画されているものに限る。生放送番組の映像は、「映画の著作物」ではない。

写真の著作物 …… 写真

プログラムの著作物 …… コンピュータプログラム、(ゲームソフト)など。

## ※ クイズ

Winnyを使った場合、次のどの時点で著作権法違反に問われるのですか。

Winnyを自分のパソコンにインストールした時 欲しいファイルが自分のパソコンにダウンロードされた時

自分のパソコンのファイルが他のWinny使用者に送られた時

## ※ 答

ウン… 難しい質問です。Winnyでは著作物のファイルは暗号化されキャッシュ(キャッシュファイル)と言う状態に変換されてやり取りされます。このキャッシュファイルは他のWinny使用者のパソコンの求めがあれば自分のパソコンからダウンロードされるし、自分のキャッシュフォルダにもそのまま残ります。誰かが違法なファイルを流すと、次々とWinny使用者のパソコンに著作物のキャッシュファイルがばらまかれてゆき、最初に違法ファイルを流した人が特定しにくくなります。

旧ナップスター …… 繋いだ瞬間に公衆送信権侵害

わが国の著作権法では他人の著作物をネットワークに送信可能にした瞬間に著作権者の公衆送信権侵害(詳しくは送信可能化権侵害)になります。ここで注意が必要なのは実際に他人に対して著作物がダウンロードされなくても、送信可能にしただけで違法になるということです。

繋いだだけで違法になるのは日本と英国だけで、日本のインターネットの著作権保護は世界で最も厳しいもののひとつといえます。ですから、日本ではパソコンに他人の著作物があれば旧ナップスターに(現在のものはOK)つないだ瞬間に公衆送信権侵害になります。

Winny …… 誰に何を送信したかわからないけれど公衆送信権侵害

Winnyの場合、自分のパソコンがファイルの中継するための送受信に使われていますが、自分ではどんな著作物のファイルを誰に送るために使われているのか分からないのです。

Winny使用者は自分のパソコンが違法コピーの中継に使われるのですから、本人が意図せずともほぼ確実に違法コピーに加担しています。それどころかWinnyを使っている人の大半は違法コピーと知りながら使っていますから確信犯といっていいでしょう。自覚が無くても実際に違法コピーを行えば検挙される可能性があります。ただ最初に違法コピーを誰が流したかがわかりにくいので摘発が難しいというだけです。そのような行為は絶対してはいけません。

# SEKIKO いいねっと！ニュースレビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第142号

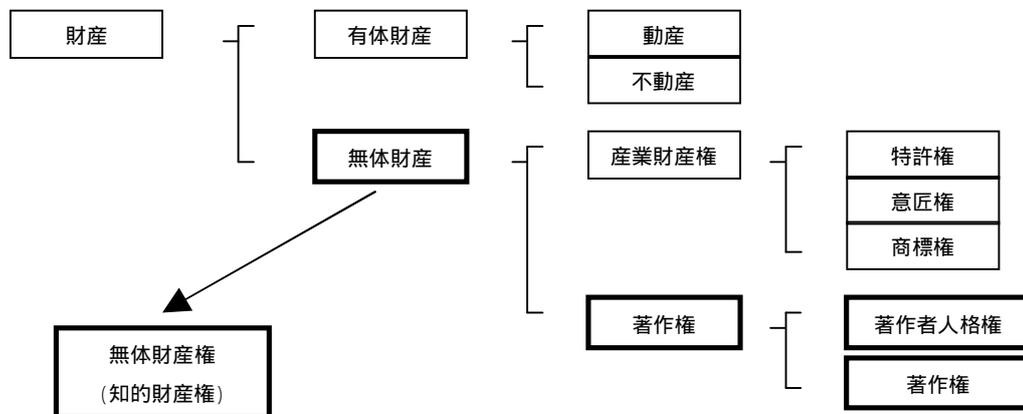
2005.11.7

著作権や知的財産

著作者の権利・・・「著作者人格権」と「著作権」

## 著作者の持つ権利

- < 著作者人格権 > …… 譲渡できない権利。公表権、氏名表示権、同一性保持権。
- < 著作権 > …… 譲渡できる権利。多くの支分権( ~ )から成る。



「知的財産権」は産業財産権、著作権だけでなく広く知的創造の創作者に認められる権利の総称です。

## 「著作権」・・・譲渡できる権利

次の ~ の権利(支分権)を占有(独占)する権利をいいます。有体財産権に比べ無体財産権は権利の使用形態が多様なので、色々な支分権に分割して権利の用途に合わせて譲渡できるようになっているのです。

「 権」とは、著作権者に無断で、他人に著作物を「 」させない権利

たとえば、「複製権」とは著作権者に無断で、他人に著作物を複製させない権利です。

- 複製権 …… コピー
  - 頒布権 …… 配る(映画のみ)
  - 譲渡権 …… 譲渡する(映画を除く)
  - 貸与権 …… 貸す(映画を除く)
  - 上映権 …… 投射する
  - 公衆送信権 …… 送信する(送信可能家権含む)
  - 翻案権等 …… 改変する
- 二次的著作物の利用に関する権利

## クイズ

著作権はいつ発生しますか。  
著作権を取る手続きは？

## 答

著作物を創作した時です。  
手続きは必要ありません。創作した時点で自動的に権利が与えられます。これを「無方式主義」といいます。  
これに対して、特許権などの産業財産権は審査を受けなければ権利を保障されません。「方式主義」

作者のこだわりを守る権利 …… 金を払っても「我輩は猫である」の作者になれない

## 「著作者人格権」・・・譲渡できない権利

いわば著作権者の人権にもとづく権利で、作者のこだわりを守るための権利と言えます。  
著作者人格権は次の ~ の権利から成ります。

- 公表権 …… 自分の著作物を無断で公表されない権利。
- 氏名表示権 …… 公表する時に、匿名にするか、顕名にするか決める権利。  
例、匿名希望の投書(著作物)は投書者(著作者)を読んではいけません。
- 同一性保持権 …… 自分の著作物を意に反して改変されない権利。例 勝手に「黒い」ピカチュウは作れない。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第143号

2005.11.7

無体物の特徴

「物」と「情報」のちがい

## ❧ クイズ

関工の山田君は小説を買うのはもったいないので書店の店頭で立ち読みして全部暗記してしまいました。そして小倉の街に立って、道行く人の求めに応じて50円で暗記した小説を読み聞かせました。山田君は小説の所有者ですか。

## ❧ 答

山田君は小説と言う著作物の「所有者」ではなく「利用者」です。

小説は有体物である表紙付きの紙を指すのではなく、無体物であるストーリーそのものです。山田君はそのストーリーを利用しているに過ぎません。ストーリーそのものの所有者(権利者)は作家です。

## ❧ クイズ

それでは、「山田君がその本を書店で買ったなら、その小説の所有者になりますか。

## ❧ 答

紙そのものが小説でない以上、山田君が本を買っても著作権の所有者ではなく、やはり小説という情報の利用者です。ですから、山田君が書店に払った代金は、いわばストーリーという情報の「利用料」です。

### 「物」と「情報」を比べると

「物」は「有体物」であるため、その「占有」と「利用」とが一致しています。

ここで、「占有」とは(自分のために)所持することです。

占有権ハ自己ノ為ニスル意思ヲ以テ因リテ物ヲ所持スルニ因リテ之ヲ取得ス。(民法第180条)

例えば、ダイヤの指輪ははめる人が占有しないと使えません。「物」はそれを占有していないと「利用」できません。

### 「情報」の特徴 …… 無体物 「利用」に「占有」の必要がない

## ❧ クイズ

「情報」はその「利用」に「占有」が必要ない。ってどういうことですか。

## ❧ 答

山田君は、現在でも作者の頭の中にあるストーリーと言う「情報」を所持していないけれど、読み聞かせという方法で、作者の頭の中のストーリーと何ら変わらない「情報」を「利用」できます。「情報」は原本を所持しなくても、他人がいくらでも「利用」できるということです。

小説を音楽CDの歌謡曲に置き換えて考えると、原本や実際に買ったゲームソフトは、その本質が情報ですから、そのものを持っていなくてもインターネット等でコピーすればいくらでも利用できます。

つまり、「情報」はその特質から、「物」と違って権利者だけが占有することが難しく、権利者以外の人でも簡単に「利用」できてしまうということです。そのため民法の権利保護だけでは不十分です。

### 「情報」の価値は莫大 …… そのコピーは「複製」ではなく窃盗

平成15年11月25日、松山市内の19歳の少年がWinnyを使ってゲームソフト26本のデータをアップロード(「放流」という)し、他のパソコンがファイル共有できるようにした疑いで京都府警に逮捕されました。そして平成16年3月5日京都地裁で、懲役1年、執行猶予3年の判決をうけました。

## ❧ クイズ

Winnyはデータが暗号化されしかも共有ファイルがばらまかれるため匿名性が高いのになぜ犯人が突き止められたのですか。また、検察側は損害の額を認定しました。さて、いくらでしょう。

## ❧ 答

匿名で使えると思っているのは錯覚です。ゲームソフト26本分でしめて13億8000万円です。

これが開発に何億円もかかったゲームの原本と何ら変わらないコピー(情報)を流された時の、著作権者が被った損害です。ゲームソフト会社から損害賠償請求されれば少年は一生かかって払うことになります。さて、払えるかな…。

### 処罰の対象 …… 「作った者」から「使った者」へ。 個人に警告文60万通。

Winnyは匿名性が高く、最初に違法データを流した人が分かりにくいと言われていましたが、利用者は必ず特定できます。Winny開発者が逮捕され、Winnyのプログラムが明らかになるにつれて、ネット上に著作物を公開した者の中から逮捕者が出る可能性があります。他の人もやっているからと思っているとんでもないことになります。

日本レコード協会はネット上で音楽ファイルを違法に公開した個人に対して、平成17年4月末までに60万通の警告文を送付しました。下関地区でも何百通もの警告文が届いている可能性があります。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第144号

2005.11.7

有害情報

悪徳アダルトサイト

アダルトサイトにアクセスしただけで高額請求 … 総務省が注意を呼びかけ(平成16年4月21日)

[入り口]や[成人]をクリックしただけで高額請求される悪質な事件が多発しています。

## ✂ <手口1>

はじめリンクによって、「入り口」とか「18歳以上」とだけ書かれたサイトに誘導されます。それをクリックすると、「入会ありがとうございました。3日以内に入会金を払ってください。」と表示され、払わないでいると後日電話で督促の電話がかかってきます。

## ✂ クイズ

この場合、料金を支払わなければならないですか。

## ✂ 答

払う義務はない。

## ✂ 「客」が間違わないようにするのは「業者側」の義務

インターネットの契約は、申込者であるあなたが締結合意のクリックをする前に、これから契約しようとしている契約の内容が確認できる手段を設ける義務が、業者側に課されています。

(「民法第95条」と「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第3条」。思い出してください。)

業者に違反があれば利用者が契約を結ぶに当たって錯誤があったとみなされ、契約が無効になります。

<手口1>の場合、そのような確認手続きが用意されていません。また契約内容が確認できるようになっていても、そのページを最後までスクロールしないと確認手続きができないようになっていたり、利用規定がリンク先に書かれていたりして意図的に判りにくくしてあります。

## ✂ 業者の都合は優先されない

たとえ「利用者の利便性を図るため」と称して、面倒な契約内容の確認をしなくても「あなたはクリックするだけ」として、確認手続きを省略することはできません。

## ✂ 高校生(未成年)は保護者の同意が必要

また、高校生は成年者なので契約を結ぶためには保護者の同意が必要です。

## ✂ クイズ

本人が未成年なのに成年であると偽った場合も、未成年であることを理由に契約を取り消せますか。

## ✂ 答

取り消せない。相手方を欺罔(ぎもう、だますこと)した者まで保護する必要はないからです。

メールで誘ってわなにかける

## ✂ <手口2>

見知らぬメールが届いて、そこに書かれているURLにアクセスしただけで高額の入会金を請求されます。

この場合も<手口1>と同様に支払う義務はありません。

## ✂ 携帯電話を使うのが特徴

いずれの手口もアクセスした客が業者側に分かるようにしています。業者はメールアドレスに自分の携帯電話番号を利用しており、かけてきた相手の携帯電話番号を把握して、携帯電話を使って督促してきます。

## ✂ 自己防衛しよう！

見知らぬ発信元のメールは絶対に開かない。

内容を100%理解するまで契約しない。結ぶ前に利用規定をよく読む。

不審に思ったら消費者センターや警察の相談窓口へ

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第145号

2005.11.7

他人の著作物の上映  
パワーポイントの著作権

## ⌘ パワーポイントでの注意 …… 「上映権」

パワーポイントは使用する人が増え、今ではビジネスマンにとって必須のアイテムとなっています。肝心の発表内容はそっちのけで、ネコもしゃくしもパワーポイントにくびっただけです。しょうもない内容でもパワーポイントにするととても立派に見えてくるから不思議です。使う人が増えた理由はその辺にもあるようです。

情報ネットワーク社会で必ず要る …… プレゼンテーション能力

## ⌘ クイズ

3年生の山田君の研究課題はマイコンカーです。全国大会に出場し、新聞にも載りました。学外の発表で配る資料に新聞記事の写真のコピーを貼り付けました。あらかじめ新聞社に配布資料に使うことを伝え、複製の許可をもらいました。

直前になって配布資料をパワーポイントでスクリーンに大写しすることを思いつきました。発表当日は新聞社も発表の様子取材に来ました。ところが発表後、新聞社からクレームがきました。そうなった理由は？

山田君の無知                      新聞社の誤解                      新聞社の嫌がらせ

## ⌘ 答

です。新聞社から記事を複製する許諾を得ているので配布資料に載せてもかまいません。しかし山田君はその写真を無断でパワーポイントでスクリーンに大写ししました。これが新聞社の持つ上映権侵害です。目的と使用方法の範囲を正確に伝えた上で許諾を得る必要があります。

## ⌘ 「上映権」ってなに？

著作権者は無断で自分の著作物を公衆に「上映」させない権利を持っています。全ての著作物に「上映権」があります。

## ⌘ クイズ

山田君はプロジェクターではなく、発表会場に設置したテレビモニターに映せば「上映権」の侵害にならないですか？

## ⌘ 答

侵害です。著作物をパソコンやテレビモニターに映すことも「上映」です。それを公衆に見せれば上映権侵害です。

「上映」とは …… 映画のことじゃないの？ …… マルチメディアの多様化の典型

「上映」とは「著作物(公衆送信されているものを除く。)を映写幕その他の物に映写すること」を言い、「これに伴って映画の著作物に固定されている音を再生することを含む」とされています。何のことか分かりませんね。

## ⌘ えっ、音楽だけでも上映？

「上映」の例で間違えやすいもの …… 考えだしたらきりが無いほど侵害がある。

他人のポスターや絵や写真をスクリーンやパネル、建物の壁などに映し出すこと。

新聞記事の切抜きをパワーポイント資料にしてプロジェクターで映し出すこと。

他人の著作物(写真、イラスト、絵など)をパソコンやテレビのモニターに映すこと。

「上映」の定義は「映写幕その他の物に映写すること」です。「上映」は、もともと映画館での「映画」の上映を念頭に置いたものでした。その後、映像や画像のデジタル化が進み、簡単にコピーしたり、プロジェクターで映すことができるようになったため、著作権者の権利の新たな保護が必要になりました。

それに伴って「上映」の範囲は拡大され続け、平成11年の著作権法改正で全ての著作物に上映権が認められました。

「上映」は「映画の著作物に固定されている音を再生することを含む」ので、映画の映像を出さずに音やせりふだけを流すだけで上映権侵害になります。たとえば、文化祭でビデオ映画の音だけを流すことがこれに当たります。

インターネット放送と「上映権」 …… これからの大問題 …… インターネットと放送の融合

## ⌘ クイズ

<ビデオ録画と放送の上映権>

レンタルビデオやDVDの映画をプロジェクターで見せることは「映画の著作物」の上映に当たります。

では、金曜映画劇場の放送をテレビで受信し、そのままプロジェクターで流すことは「上映」ですか。

また、放送をいったんビデオテープやDVDやハードディスクに録画した上で見せる場合はどうでしょうか。

<インターネット放送の上映権>

インターネット放送はどうでしょうか。あれは「放送」ですか。それとも「映画の著作物」ですか。

## ⌘ 答

難しい。著作権法の「上映」の定義は「…著作物(公衆送信されているものを除く。)…」とされているので、インターネット放送の「上映」の扱いは大変複雑です。「映画の著作物」に該当するか否かで必要な許諾に大きな差が生じます。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第146号

2005.11.7

技術革新が社会に与える影響  
商品開発と技術開発

これまでも技術は社会を変えてきた

人類の歴史は技術革新の歴史です。それまで8時間働かなければ食べて行けなかったものが、技術革新によりその仕事が4時間で出来るようになりました。人類は浮いた4時間を余暇や勉強に使って進歩してきました。自分は技術革新にかかわったことがないという人も、他の人が果たしてくれた技術革新を直接的、間接的に使わせてもらっています。例えばコンピュータは昔は学者のものでしたが普通の人でも使えるようになりました。

技術革新によってもたらされた余暇や豊かさは次々と新しい文化を生み、それが更なる技術革新のインセンティブ(誘引)になるというプロセスが繰り返されてきました。その過程で技術革新の「影」の部分も生じています。身近なものを見ると世の中を変えた商品や技術はある法則性をもっていることが分かります。

えっ、社会を変える新商品はあなたから何かを奪っている？・・・「時間」と「お金」の使い方が変わる

## ⌘ クイズ

世の中を変えた次のものは、あなたから何を奪ったのでしょうか。

パソコン  
携帯電話  
インターネット

## ⌘ 答

「お金」。これは異論のないところでしょう。「時間」はどうでしょう。授業中にメールを打っている・・・携帯電話があなたから勉強時間を奪っています。何かをやめてそれをするようになるので人は生活パターンを変化させられます。さほどでもない新商品は人の生活を変えるほど個人から時間を奪いません。生活のパターンを変えた人が多ければ多いほど社会も変わります。

お金も非常に重要です。その人にとって携帯電話が重要なら、それまでの支出の優先順位を変えることになります。それでも不十分なら仕事を変えたりアルバイトをしたりして、ますます生活が変わります。

猫の「たま」の運命まで変える！技術革新・・・豊かになればペットの一匹も飼おうか

## ⌘ 「ブサイクは開発の母」・・・一番「ブサイクな所」と「困っている事」

次の新商品で変わるところは大体見当がつきます。

デジカメ・・・レンズの出っ張り。光学ズームにはレンズのストロークが必要だがブサイク。  
DVDプレーヤー・・・リモコン。操作が複雑でほとんどイヤガラセに近い。  
携帯電話・・・ディスプレイが小さい。だんだんパソコン化するぞ。

仕事が無くなるぞ！消えていった物 レコード盤、和文タイプ、トレース <キーワード>・・・技術予測

## ⌘ クイズ

携帯電話の通信速度が100倍になると起きることを予測してみよう。

みんな100倍早口で話すようになる。  
ビルゲイツの懐がさみしくなる  
携帯でテレビが見れるようになる(もう見れるが・・・)

## ⌘ 答

パソコンで出来ることが携帯でできるようになると携帯ソフトやブラウザどんどん開発され、ウィンドウズの値段が高いと思っている人は携帯に流れ、マイクロソフト社はちょっと困るかも。もっとも、ディスプレイの大型化や電池の長寿命化技術も必要です。ついでながら、パソコンの携帯バッテリーはなんとブサイク。

自分の携帯を見つめたとき・・・あなたには何が見えますか？

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第147号

2005.11.7

「人格的利益」

プライバシー権や著作者人格権・実演家人格権

守って欲しいもの

## ✿ クイズ

あなたが今、一番守って欲しい(失いたくない)ものは何ですか。  
新しく買ってもらったパソコン  
彼女(彼氏)  
プライバシー

## ✿ 答

ひとり一人違うと思います。の恋人はさておいて、同じ守りたいものでも と はちょっと内容を異にしていますね。  
・自分の財産を守る権利 …… 自分の財産を守る権利です。のパソコンや車など財産の所有権を守ることです。  
・生命・身体の安全を守る権利  
…… 自分の財産を守る権利と区別する意味で、「人格的利益」を守る権利といえます。

「人格的利益」って何のこと …… 情報モラルで侵害しやすい

人が平穏な生活を送ろうと思えば、生命、身体、自由、名誉、氏名、貞操(浮気をしない)、信用などが他人から侵害されないように、法律で保護されなければなりません。これらのことが守られる権利のことを「人格的利益」と言います。

## ✿ よくわからん。「人格的利益」って、たとえば？

- ・生活妨害にあわないこと …… 騒音、日照権など公害が典型的な例
- ・名誉毀損の被害にあわずに生活すること
- ・プライバシーを侵害されずに生活すること
- ・身分権を侵害されないこと  
…… 例えば夫の浮気で家庭が破壊されれば、妻の座(身分)を侵害されたことになり身分権侵害。

## ✿ クイズ

関門橋之介君は、後から出来た空港の騒音に悩まされ、精神的に追い詰められてついにノイローゼになって入院しました。この場合関門君の侵害された権利はどれですか。

- 人格的利益の侵害
- 財産権侵害
- 人格的利益の侵害と財産権侵害の両方
- 関門君は根性で苦難を乗り切るべきであって、何も権利を侵害されていない。

## ✿ 答

騒音によって平穏な生活が脅かされたので人格的利益の侵害です。入院治療費は財産的支出ですから財産権侵害です。人格的利益の侵害は慰謝料を、また財産権侵害に対しては損害賠償を請求できます。  
ペットを殺されたような場合は、ペットは器物(ウォー、うちのポチは物！)ですから器物損壊に対して損害賠償請求できます。また、かわいがっているペットを失った精神的苦痛は人格的利益の侵害なので慰謝料が請求できます。

インターネットと「人格的利益」の侵害 …… メール誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害

## ✿ 特にプライバシー侵害は計り知れない精神的苦痛

人格的利益が侵害されたときは精神的損害に対する損害賠償を請求できますが、精神的損害が原因で入院したりすれば、治療費などの経済的不利益が生じ財産的損害に対する損害賠償が請求できます。

著作権と「人格的利益」の侵害 …… 著作者人格権・実演家人格権 「著作者のこだわり」の侵害はダメ

著作者本人の創作活動のこだわりを無視して、変形したりパロディの対象にしてはいけません。  
歌手や俳優など実演家の芸のこだわりについても同じことです。  
<参考> 内田貴「民法 債権各論」東京大学出版会

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第148号

2005.11.9

技術革新が社会を変える(1)

CDと音楽配信

デジタル携帯音楽プレーヤーの時代

## ⌘ クイズ

あなたは i Pod 派 ですか、それとも CDレコード 派 ですか？

## ⌘ 答

数年前の高校生は音楽CD、MDをCDウォークマンやMDウォークマンで聴くのが主流でした。音楽CD、MDは、CDレコードを買うかCDレコードレンタル店で借りてCDやMDにコピーしていました。買って来たばかりのCDレコードのセロハンを破る時のうきうきした気分は、所有欲を十分に満足させてくれました。

新技術の繰り返し

<ソニーウォークマンの時代>

オリジナルCD

パソコン

コピーCDMD  
音楽CD・MD

CD・MDウォークマン  
携帯プレーヤー

(ハードディスク)

<i Pod 出現>

オリジナルCD

i Tunes  
パソコン

i Pod  
デジタル携帯プレーヤー

(ハードディスク)

(ハードディスク)

<ネット音楽配信開始>

インターネット

i Tunes  
パソコン

i Pod  
デジタル携帯プレーヤー

(ハードディスク)

(ハードディスク)

小型ハードディスク … 大容量のデータを持ち歩ける <キーワード> … 小型・高速・大容量

## ⌘ クイズ

なぜCDとCDウォークマンがいなくなったのですか。逆に言うと、なぜそれまで必要だったのですか？

## ⌘ 答

数千曲が録音可能な高速・大容量・小型ハードディスクの出現です。「入れ物」の技術革新です。CD・MDウォークマンには大きな入れ物がないので、音楽をCD・MDに小分けにして扱っていました。ところが携帯プレーヤー側に大きな音楽の入れ物が出来たのです。すでにあったパソコンとつながって数千曲の音楽を持ち運べることになりました。技術の相乗効果です。もう部活の遠征に何枚もCD・MDを持っていく必要はなくなりました。

## ⌘ 一番ネックになっている所が変わるぞ … 技術予測

音楽の取込み口から出口までで高速・大容量でないところ(音楽CD・MD)が置き換わりました。

i Pod = 高速ハイウェイ、CD = 一般道 … 入口も高速に ネット配信ハイウェイ

## ⌘ 小型ハードディスクの開発 … 「技術が先かニーズが先か」

ハードディスクは小さいものでは百円玉から五百円玉くらいまで小型化しています。デジタル携帯プレーヤーだけでなく、ノートパソコンにも使われています。サイズからすれば携帯電話に搭載することも出来ます。そうしたら携帯電話がますます面白くなるぞ、ところで、たくさん音楽を持ち運びたいから小型ハードディスクが開発されたのでしょうか、それとも先に技術が開発されてから用途を考えたのでしょうか。技術が先行したり、ニーズが先行したりします。しかし、世の中を大きく変える時は技術先行です。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第149号

2005.11.9

## 技術革新が社会を変える(2) 音楽配信と音楽業界

### 音楽配信の社会的影響

#### ❖ クイズ

ネット音楽配信の開始で影響を受けるところはどこですか。

音楽アーティスト  
アップル社

レコード会社  
CDレンタル店

レコード販売店  
吉牛

インターネットプロバイダ

#### ❖ 答

レコード販売店とCDレンタル店は少なからず影響を受けるでしょう。

そこで日本のタワーレコード社長は米ナップスターと組んで音楽配信を始めます。社長は「CDを核とする従来の収益構造はレコード会社とアーティスト、小売にとって効率的でお互いが利益を得られる仕組みだ。急激に配信がパッケージに偏れば、音楽の再生産が出来なくなる。」(日経新聞h17.8.18)と語っています。音楽配信に傾くと三者がやって行けなくなると懸念しているのです。

#### ❖ 音楽配信のメリット … 立場によって違う

<利用者> 100万曲がネットで買える … 選択の幅が広がる

<レコード会社> 音楽配信会社と曲の値段を交渉 … 値段を下げてでも販売曲数が増えれば得

新人アーティストにもチャンス！ … 音楽の大量流通で流通コストの低下 = デビューコストの低下

<アーティスト> 自分で情報発信できる … 発表の場やチャンスが広がる

<レコード販売店> お客の実物の所有欲やリアル感のアピール

<アップル社> 音楽配信のネット上の窓口となるので、配信以外にもいろんなものが売れる。  
立場がちょうど駅のデパートに似ている。 … iTunes ビジネス

音楽配信 … 音楽の流通量が増え、流通コストが下がり、みんなが幸せになる？

技術革新が社会を変える … 音楽の世界だけではない

ハードディスク上の音楽は「0」と「1」のデジタルデータです。ということは、デジタルデータに出来るものはすべて i Pod で持ち歩けるということです。

#### ❖ クイズ

音楽以外のコンテンツを大量に i Pod で持ち歩けるってどんな意味があるんですか。

#### ❖ 答

デジタルデータにできるもの … 映画、写真、新聞、週刊誌、本、通知表、スケジュール手帳、住民票などおおよそすべてのコンテンツは i Pod があれば持ち歩けるということです。

「いつでも、どこでも使える」社会 <キーワード> … 「ユビキタス社会」 ネット社会のひとつのゴール

「ユビキタス」(ubiquitous)とはラテン語で「いたるところどこでもあるとか使える」と言う意味で、ユビキタス・ネットワーク社会とは、ネットワークによって仕事や娯楽が場所を問はず可能になる社会のことです。

時間の使い方が変わる = 社会が変わる … 全て技術革新にかかっている 技術者は外へ飛び出せ！

#### ❖ クイズ

i Pod に足りないことってなんですか？

また、将来ライバルになる可能性があるものは何ですか？

#### ❖ 答

・ディスプレイが小さい ・モーターの故障 将来はメモリー化 ・バッテリー切れ ・パソコンが必要  
ズバリ、携帯電話です。携帯電話がパソコン化すればどうなるか考えてみればわかると思います。  
技術者は常に技術と社会の関係を意識して仕事をしなければなりません。実験室から外へ飛び出すべきだ！

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第150号

2005.11.9

知的財産権(無体財産権)

著作権と特許権の相違点

著作権と特許権 … 似てるけど違うぞ

## ※ クイズ

どうすれば著作権を取ることができますか。

## ※ 答

著作物を創作したらその時点で何も申請しなくても著作権が発生します(無方式主義)。一方、特許権に代表される産業財産権は審査が必要です(方式主義)。なぜこのような違いがあるのでしょうか。

## 知的財産権

産業の発達をはかるための権利(経済産業省の特許庁が管理)

知的財産権	産業財産権	特許権 … 高度な発明 (20年)	特許法
		実用新案権 … 小発明 (6年)	
		意匠権 … 形状、デザイン (15年)	意匠法
		商標権 … マーク (10年)	商標法
	(総称は無い)	著作権 … 思想・感情表現 (50年)	著作権法
		著作隣接権 … 著作物に貢献 (50年)	

文化の発展をはかるための権利(文部科学省の文化庁が管理)

「知的財産権」とは産業財産権、著作権だけでなく広く知的創造の創作者に認められる権利の総称です。

保護の対象 … 著作権 = 「表現」、特許権 = 「アイデア」 両方とも無体財産権です

## ※ クイズ

なぜ保護期間は、著作権が50年で、特許が20年なんですか？

## ※ 答

「著作権」は著作者の人間としての権利(おおざっぱに言うと「こだわり」を守る権利)を重視しています。つまり、保護の対象は「表現」です。  
一方、「特許権」は産業の発展という視点から、新規性を重視します。そのため、保護期間を短くしています。発明者は次の発明を考案しなければなりません。  
つまり、保護の対象は「アイデア」です。特許権はとても強い独占的権利です。 **著作者人格権**

## ※ 特許権の取得手続き

出願

- ・「明細書」 … (1)アイデアを主張する技術的範囲 (2)アイデアの具体的な構成と効用
- ・「図面」
- < 出願から1年6ヶ月経過後 >

公開

- ・「公開特許公報」 … 出願の内容を一般公開

審査

- ・「審査請求」 … 特許としてふさわしいか特許庁に審査してもらう(とても費用がかかる)

登録又は拒絶通知

- ・保護期間 … 出願時点から20年間

## ※ クイズ

「丸c」か「サークルc」マーク(ミッキー・マウスについている例の“(c)Copyright DESNEY”マークのこと)が付いていないものは著作権登録していないので許諾はいらない。これホント？

## ※ 答

ウソ。かつて無方式主義のベルヌ条約加盟国と米国を中心とする方式主義の万国著作権条約加盟国とに分かれていました。現在は米国もベルヌ条約に加盟したので、方式主義で必要だった丸cマークは付けても付けなくてもOKです。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第151号

2005.11.9

## インターネット上の情報発信と権利の侵害 海外サイトの権利の侵害

権利の侵害は外国からもやって来る …… 世界のサイトが見れる

### ⌘ クイズ

関工生の関門橋之介君は自分のプライバシー情報と誹謗中傷の記事が、アメリカにあるホームページ上に書き込まれました。関門君は日本のプロバイダ責任制限法にもとつき削除要求することが出来ますか。

### ⌘ 答

削除できます。ただし条件があります。プロバイダが情報を放置した場合の責任について考えます。海外のサイトの違法行為については、次の二つの問題があります。

外国のサイトに対してプロバイダ責任制限法の適用があるか(日本の法律が使えるか)

日本の裁判所に裁判管轄が認められるか(日本で裁判ができるか)

これらは「準拠法決定及び国際裁判管轄決定の一般原則」に従って決められます。

日本の法律が使えるか

不法行為地法(クイズの場合アメリカの法律)と日本法(日本の法律)の両方を違反していれば、日本の法律を適用することができます。(法例(明示31年法律第10号)第11条)

日本で裁判ができるか …… どの国に裁判をする権利があるか

国際裁判の管轄は

被告の住所地国 …… 訴えられる者の住所のある国

不法行為地国 …… 不法行為が行なわれた国

に認められています。両者が異なる場合にはどちらの国にも認められます。

の不法行為が行なわれた国は、次の行為をした国と被害が起きた国です。

(ア)加害行為が行なわれた国 …… この国が裁判を管轄することを「加害行為地管轄」という

(イ)加害行為の結果が発生した国 …… この国が裁判を管轄することを「結果発生地管轄」という

クイズのように両方ともアメリカであれば、アメリカで裁判を起こすことになります。

また、「住所国」は、個人の場合は住所、居所又は最後の住所がある国であり、法人の場合は、事務所又は業務担当者の住所がある国です。

### ⌘ クイズ

さきほどのクイズで、削除の操作が日本から行なえる場合は、日本で裁判を起こせますか。

では、アメリカのサイトにプライバシー侵害や誹謗中傷が日本語で書き込まれた場合日本で裁判ができますか。

### ⌘ 答

日本で裁判ができます。日本で削除の操作ができるのですから、プロバイダは削除操作を行なう義務を怠った(=加害行為)ので加害行為地が日本になるからです。

起こせません。違法な情報が放置されたことによって、日本語でかかれたために日本で被害が発生すれば、結果発生地は日本ということになります。

### ⌘ クイズ

「住所」と「居所」ってどう違うのですか。

「住所」は夜寝る所で、「居所」は昼間居るところ

「住所」は6か月以上住んでいる所で、「居所」は居住期間が6か月に満たない所

「住所」は「生活の根拠地」で「居所」は住所ほどではないがなお生活の中心になる所

### ⌘ 答

です。私法関係が複雑化した現在では複数個の生活の中心を持つ人が多くいます。転勤による複数の生活根拠地の発生、事業による複数の生活根拠地の発生、老齢・病氣介護による複数の生活の根拠地の発生など社会のモビリティは大きくなり、生活の根拠地という意味での一つの「住所」という時代ではなくなりつつあります。

参考：総務省「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」逐条解説 平成14年5月

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第1回 情報モラル実践授業案

2005.9.26(月) 第2時限

「インターネットの情報発信と権利の侵害」(1)

誹謗中傷を削除する方法

掲示板に名前や住所や悪口を書かれたら

## ✂ クイズ

関工生の関門橋之介君はある日、掲示板に自分に対する誹謗中傷が書き込まれているのを発見しました。関門君がこの書き込みを削除させる方法がありますか。

## ✂ 答

手続きを踏めば削除させることが可能です。まず発信者を突き止めなければなりません。一定の条件がそろえば、プロバイダに対して発信者の氏名・住所・電子メールアドレスやIPアドレス、発信された年月日と時刻を明らかにするように求めることができます。

<キーワード> … 「権利が侵害されたことがあきらかなこと」

## ✂ 発信者情報開示請求の流れ

被害者がプロバイダに開示請求を提出

プロバイダは開示に応じる法律上の条件がそろっているか判断

<ア. 権利侵害が明らかの場合>  
すぐに削除されます。

<イ. プロバイダが判断がつかない場合>

発信者に対して、開示してよいか、削除する意思があるか、発信者の意向を聴く

<ア. 同意する場合>  
請求者に発信者情報を開示

<イ. 同意しない場合>

発信者から根拠を示して異議が出された場合です。

「権利を侵害されたことが明らか」とは言えないので、請求者に対して開示請求を拒絶することを伝えます。

関門君は、納得がいかなければ裁判所に対してプロバイダが発信者開示請求に応じることを求めて訴えを起こします。

発信者開示請求が出来る場合 … むやみに開示請求できないぞ

何の理由も無く興味本位で発信者を知りたいような場合はダメ。

自分の権利が侵害されたことが明らかなき

損害賠償請求したいとき又は

その他の正当な理由があるとき、たとえば

- ・謝罪広告等の名誉回復措置を求めたいとき
- ・著作権法上の指し止めを求めたいとき
- ・発信者に対する削除を要求したいとき

参考：・総務省「特定通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 逐条解説」  
・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン 改訂版2004年10月」

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第1回 情報モラル実践授業案

2005.9.26(月) 第2時限

「インターネットの情報発信と権利の侵害」(2)

「権利の侵害が明らかなき」とは

## ⌘ クイズ

「権利が侵害されたことが明らかなき」とはどんなときですか。

## ⌘ 答

大雑把に言うと「相手側に、権利を侵害した不法行為ではない、という言い訳が見つからないとき」です。

発信者から反論があれば開示できない

このとき、プロバイダは書き込み内容を削除できます。たとえば次のような場合が挙げられます。

<キーワード> … 個人情報削除

## ⌘ プライバシー侵害(個人情報)

<削除>

- ・氏名と勤務先・自宅住所、電話番号 私生活の平穩を害するおそれ
- ・ネット上のハンドルネームの氏名 匿名が原則だから
- ・電子メールアドレス

<発信者に削除要請し、応じないなら削除>

- ・その他の個人情報
- 学歴、病歴、成績、資産、思想信条、前科前歴、社会的身分など

## ⌘ プライバシー侵害(写真・肖像)

<削除>

- ・個人が識別できる写真(同意がないことが明らかなきものは原則削除)
- ・未成年の顔写真(親権者が合意すると判断できないときは原則削除)

<場合によっては削除>

- ・行楽地などで大勢の中の一部として写っている写真(場合による)
- ・著名人 「パブリシティ権」との関係があるため
- ・犯罪容疑者の実名や顔写真

## ⌘ 名誉毀損 …… 扱いが難しいぞ

<削除しない>

少なくとも内容が次にあげることに該当する可能性がある場合は削除しない

(ア) その情報が公共の利害に関する事実であるとき

例えば社会の利害に関係する特定の犯罪行為についての情報

(イ) その情報が個人攻撃の目的ではなく、公益を守る目的で出たものであるとき

(ウ) その情報が真実であるか、または、発信者が真実と信じるに足る相当の理由があるとき

<削除>

- ・人身攻撃に及ぶような侮辱的な表現が用いられている場合

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下、「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省で定めるものをいう。以下同じ。)の開示請求をすることが出来る。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されることが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。(プロバイダ責任制限法第四条第1項)

2. 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することが出来ない場合その他特別な事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。(プロバイダ責任制限法第四条第2項)

参考: 総務省「特定通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 逐条解説」

・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン 改訂版2004年10月」

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第1回 情報モラル実践授業案

2005.9.26(月) 第2時限

「インターネットの情報発信と権利の侵害」(3)

「侵害情報の通知書 兼 送信防止依頼書」を書いてみよう

次の書式は実際の侵害情報の通知書です。記入例に従って、あなたが名誉毀損・プライバシーが侵害されたとして記入してみよう。

年 月 日

[ 特定電気通信役務提供者の名称 ] 御中

[ 権利を侵害されたと主張する者 ]

住所

氏名

印

連絡先(電話番号)

(e-mailアドレス)

## 侵害情報の通知書 兼送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

### 記

・記載されている場所:

URL:その他情報の特定に必要な情報:

(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)

・掲載されている情報:

<例> 実名、自宅の電話番号、住所など具体的に説明する

・侵害情報等侵害されたとする権利:

<例> プライバシー侵害、名誉毀損など

・権利が侵害されたとする理由(被害の状況など):

(実際にこうむった被害状況や苦痛を書く)

上記太枠内に記載された内容は、事実に相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

発信者に氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に を記入してください。

印の無い場合、氏名開示には同意していないものとします。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第1回 情報モラル実践授業案

2005.9.26(月) 第2時限

「インターネットの情報発信と権利の侵害」(4)

「侵害情報の通知書 兼 送信防止依頼書」を書いてみよう

あなたは送る側それとも送られる側？

あなたが提出した侵害情報の通知書を受けて、プロバイダは発信者に対して次のような照会書を送ります。一方、あなたが発信者である場合は、逆にあなたのプロバイダからこの照会書を受け取ることになります。

年 月 日

[ 発信者 ] 御中

[ 特定電気通信役務提供者 ]

住所

社名

氏名

連絡先

## 侵害情報の通知書 兼送信防止措置に関する照会書

あなたが発信した下記の情報の流通により権利が侵害されたとの侵害情報ならびに送信防止措置を講じるよう申し出を受けましたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第3条第2項第2号に基づき、送信防止措置を講じることに同意されるかを照会します。

本書が到達した日より7日を経過してもあなたから送信防止措置を講じることに同意しない旨の申し出が無い場合、当社はただちに送信防止措置として、下記情報を削除する必要があることを申し添えます。また、別途弊社契約約款に基づく措置をいただく場合があることを申し添えます。また、別途弊社契約約款に基づく措置をとらせていただく場合もございますのでご了承ください。

なお、あなたが自主的に下記の情報を削除するなど送信防止措置を講じていただくことについては差し支えありません。

## 記

・記載されている場所:

URL:その他情報の特定に必要な情報:

(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)

・掲載されている情報:

<例> 実名、自宅の電話番号、住所など

・侵害情報等侵害されたとする権利:

<例> プライバシー侵害、名誉毀損など

・権利が侵害されたとする理由(被害の状況など):

(実際の被害状況や苦痛)

参考:・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン 改訂版2004年10月」

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第1回 情報モラル実践授業案

2005.9.26(月) 第2時限

「インターネットの情報発信と権利の侵害」(5)

インターネットの情報発信の特徴

## 従来の通信手段の情報発信の仕方

### ⌘ クイズ

逆に、インターネット以外の方法で人の悪口を流布させる方法を考えよう。

### ⌘ 答

電話による  
新宿駅前でバイトを使ってピラをまく  
友達にうわさを流す  
夜街角に悪口のピラを貼って回る  
怪文書を配ったり郵送したりする

これくらいしか考えつきませんが、インターネットの便利さを知っている者にとってはなんとも能天気な感じがします。

## インターネットの情報発信の仕方

### ⌘ クイズ

インターネットによる権利侵害はいとも簡単にでき、その被害は際限なく広がります。なぜですか。

### ⌘ 答

インターネットが他の情報発信の方法とは違う特徴を持っているからです。

### ⌘ インターネットによる情報発信の特徴

誰もが簡単に発信できる  
どこからでも、低コストで発信できる  
不特定多数の相手に発信できる  
高度に伝播性がある  
被害が際限なく拡大  
発信の匿名性  
被害の回復が困難

### ⌘ 発信者はプロバイダしか知らない 被害者は教えてもらう必要

ところが、プロバイダは特定電気通信事業者として、発信者のプライバシーや表現の自由や通信の秘密を守る義務を負っています。

## プロバイダの守秘義務の解除 <キーワード> … 被害者の救済

インターネットの被害が際限なく拡大することや被害の回復が困難であることを考慮し、一定の条件を満す場合はプロバイダの守秘義務を解除しようというのが発信者情報開示制度です。

## インターネットの情報発信 <キーワード> … 「匿名性」と「伝播性」

### ⌘ クイズ

発信者の権利侵害行為があったため開示請求が認められ、発信者の身元が被害者に知らされました。なお書き込みを削除しようとしていない発信者に対して、被害者は対抗手段として相手の身元をネット上に開示してよい。これホント？

### ⌘ 答

不法行為者であっても個人情報を漏らすことは出来ません。殺人者のかたきをとることがゆるされないのと同じです。

「第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。」(プロバイダ責任制限法第四条第3項)

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第1回 情報モラル実践授業案

2005.9.26(月) 第2時限

「インターネットの情報発信と権利の侵害」(6)

被害者と発信者の権利の保護

## ⌘ クイズ

関門君を誹謗中傷して権利を侵害した責任は、一義的には発信者にあるのに、なぜプロバイダが間に立たなければならないのですか。

## ⌘ 答

プロバイダは発信者の利益と発信情報開示請求者の利益の両方を守る立場にあるからです。

## ⌘ プロバイダの2つの責任

(1) 発信者情報開示請求者に対する責任

被害者(情報開示請求者)の権利回復の手がかりに協力する。

(2) 発信者に対する責任

プライバシーを守る

表現の自由(匿名で表現をする自由)を保障する

通信の秘密を守る

## ⌘ クイズ

関工生の関門橋之介君はネット上で発信者の誹謗中傷を受けています。悪いのは発信者のようです。プロバイダが事情をよく調べずに発信者を関門君に教えたら困ることは何ですか。

関門君が発信者に殴り込みをかける

関門君が仕返しに発信者の誹謗中傷をネットに流す

関門君が発信者の氏名や住所をネットに流す。

## ⌘ 答

すべてのことが起こりえます。

特に、請求者は自分のプライバシーが侵害されていると思っているときに、相手のプライバシーを守るためと言われてもムッときます。

だからといって発信者の権利の侵害を許すと、インターネットを使えば権利の侵害がさらに次の権利の侵害を生み、権利侵害の連鎖が起き被害が際限なく広がります。

### プロバイダが守る3つの権利

というわけで、

まず第一に、たとえ他人のプライバシーを侵害した発信者でも、プライバシーは守られます。

第二に、発信者の表現の自由は守られなければなりません。

この場合の表現の自由は「匿名表現の自由」です。

第三に、プロバイダ(特定電気通信役務者)は通信の秘密を守る義務があります。

### プロバイダの役割 <キーワード> … 二人の権利を守る中継役

第一から三までの発信者権利を守るためには本人の意見を十分聞く必要がありますが、その過程で発信者の個人情報が開示されてしまうと、プライバシーの原状回復は不可能です。

発信者が匿名のまま意見表明するには、プロバイダを通じて行なうしか方法がありません。

### プロバイダにも責任の限界 … だから「プロバイダ責任制限法」

匿名発信が可能なインターネットにおいては、被害者・発信者両方の権利を守るのにプロバイダが大きな役割を果たします。しかし、インターネットの特質から考えて、プロバイダのやれることにも限界があります。その責任の限界も同時に示しているのが「プロバイダ責任制限法」とよばれるのです。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第2回 情報モラル実践授業案

2005.10.5(水) 第6時限

「インターネット上の有害情報」(1)

表現の自由

書き込みを削除させる場合と比較してみよう

## ※ クイズ

インターネットには爆弾の製造方法を紹介したいいわゆる「爆弾製造サイト」があります。そんな危ないことを紹介するサイトがなぜ野放しになっているのですか。

サイトはあっても、大抵の人はそんなことはしないから

それを見て爆弾を作って、実際に人を傷つけたときにホームページ作成者を捕まえればいから  
サイトを見る人が悪いのであって、爆発物製造サイトを開いている人は悪くない

プロバイダは「通信の秘密」を守る義務があるので、爆弾サイトの持ち主を明かせないから

## ※ 答

いくら困ったサイトでも、誰かが強制的に内容を削除させることは簡単には出来ません。

ネット上で実際に誹謗中傷を受けている被害者を救済する場合は、相手の名前を開示させるためには違法性の立証などの手続きが必要です。(発信者情報開示制度)

ましてや、爆弾製造サイトの内容が違法でもなく、実際に誰かが参考にして爆弾を作り、人の権利を侵害したと言う疑いがあると言うだけでサイトを削除させるのは相当に難しいと思われま

規制可能な情報

一方、児童ポルノやアダルト映像に関してはプロバイダや発信者に対する規制があります。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(「改正風俗営業適正化法」2004年改正)

## ※ (1) プロバイダに対する規制

自分のサーバーに違法なわいせつ映像や児童ポルノがアップロードされたことを知ったら、送信防止の措置を講じるように努力しなければなりません。

「違法ではないが有害な映像」は対象外

見る側のモラルが問われる！

## ※ (2) 情報発信者に対する規制

ネット上で「必ずしも違法でないアダルト映像」を有料で送信する業者は都道府県に届出が必要です。  
また、18歳未満のものを客としてはならない。

無料でポルノ映像を送信する場合は対象外

見る側のモラルが問われる！

100パーセント規制できない <キーワード> … 表現の自由

じゃあ、どうしたらいい？

「発信する人」の権利 vs 「見たくない人」「見せたくない人」の権利のせめぎ合い

情報を「発信する人」の権利 … 表現の自由

と

「見たくない人」、「見せたくない人」の権利

とをどう調整するか考えなければなりません。

平成17年6月末現在、政府はプロバイダ責任制限法の適用範囲を広げるなどの検討をしています。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第2回 情報モラル実践授業案

2005.10.5(水) 第6時限

「インターネット上の有害情報」(2)

「出会い系サイト」

## ⌘ クイズ

インターネット上でいわゆる「有害情報」とされるものをあげてみよう。

## ⌘ 答

いろいろあるぞ。

## ⌘ (1) オーソックスな有害情報

- ・アダルトサイト … ポルノ画像・映像、盗撮、風俗サイト
- ・暴力サイト … 内容が暴力的なもの
- ・誹謗中傷サイト … 誹謗中傷ばかりを集めたサイト
- ・ドラッグサイト … 麻薬情報
- ・爆発物製造サイト … 爆発物の製造方法  
山口県内の県立高校の爆発事件
- ・犯罪手引きサイト … 空き巣・詐欺その他犯罪の指南

## ⌘ (2) 出会い系サイト

インターネット異性紹介事業のこと。

2004年 警察庁の出会い系サイトにかかわる事件1582件のうち

携帯電話がらみ … 1519件 ( 96% )

<特徴>

携帯電話の出会い系サイトを通じた事件が圧倒的に多い。

中・高校生 <キーワード> … 携帯インターネットへ

中学・高校生は、パソコンインターネットは学校でたまに使うだけ。

携帯インターネットはほぼ毎日使っている。

(「情報モラルに関する調査報告書」平成17年3月(財)コンピュータ教育開発センター)

<二次的悪用>

出会い系サイトで得た中・高生個人情報が悪用される。

<出会い系サイト規制法>

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」

(「出会い系サイト規制法」)2003年9月13日施行

利用者に対する規制

出会い系サイトを利用して、

- ・猥褻行為の相手にさせるために児童をさそってはならない。
  - ・人を児童(18歳未満の者)との猥褻行為にさそってはならない。
- 100万円以下罰金

利用サイト業者に対する規制

- ・児童の利用禁止の表示義務
- ・利用者が児童でないことの確認義務

<出会い系サイトを巡る事件>

多発する「出会い系サイト」の事件

## ⌘ [事件]: 「児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反

(「児童買春・児童ポルノ禁止法」)16年6月18日改正)

携帯電話の出会い系サイトで知り合った女子高生とホテルで児童買春をした後、携帯電話のカメラで撮影して児童ポルノを作った。(平成16年7月静岡 警察庁資料)

## ⌘ [事件]: 「ストーカー行為等の規制に関する法律」違反 (平成12年11月24日施行)104

携帯電話の出会い系サイトで知り合った女子高生に交際を断られたことをうらみに思い、被害者の携帯電話に約200回にわたり電子メールを送りストーカー行為を行なった。(平成16年6月宮城 警察庁資料)

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第2回 情報モラル実践授業案

2005.10.5(水) 第6時限

「インターネット上の有害情報」(3)

「自殺サイト」と「爆発物製造サイト」

## ⌘ クイズ

「違法」ではないが、「有害」である情報がある。これホント？

## ⌘ 答

あります。

「違法である」とは法律に違反していることです。法律はすべての人に一律に適用されます。一方、「有害」であるかどうかは、人により判断が異なります。何が有害かを一律に決めることは難しい。

## ⌘ (3) コミュニティサイト

< 気を付けなければいけないこと >

- ・味のサイト …… 年齢・性別のウソ、詐欺、なりすまし
- ・家出人サイト …… 家出の受け入れと児童買春
- ・自殺サイト

## ⌘ (4) 自殺サイト

自殺したい人の勧誘

自殺サイトで知り合った集団自殺者数(警察庁)

- ・平成16年 …… 55人
- ・平成17年(6月) …… 59人

## ⌘ [事件]: 自殺ほう助罪

インターネットの掲示板に「一緒に最後を過ごしてくれる方はいませんか」などと書き込んだ被害者に対し、「一緒に逝ってください、七輪、豆炭、ホース等は準備できました」という電子メールを他数回にわたり送信して被害者に心中の決意を固めさせ、自動車の車内で豆炭を燃焼させるなどして一酸化炭素中毒死させた。  
(平成16年10月静岡 警察庁資料)

< 自殺関与及び同意殺人 >

「人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。」(刑法第202条)

< 未遂罪 >

「前条の罪の未遂は、罰する。」(刑法第203条)

## ⌘ (5) 爆発物製造サイト

昔からあるオーソドックスな有害サイトです。平成17年6月の光高校事件で、爆発物を爆発させた生徒は、ネット上の爆発物製造サイトを参考にしていたとされています。

## ⌘ (6) 迷惑メールに含まれる有害情報

迷惑メールの中にこれまで説明した有害情報が含まれている場合があります。セキュリティ上の問題を含んだものが多いので、発信元に心当たりのないメールは絶対に開いてはいけません。

## ⌘ クイズ

爆弾製造サイトを見ることは違法ですか。

また、爆弾製造サイトを作ることは違法ですか。

## ⌘ 答

ネット上のサイトを訪れることは違法ではありません。

もし、だれかがサイトの内容を参考にして爆発物を作り、実際に爆発させて被害者が出たら、サイトの作成者はほう助(助けること)罪に問われる可能性もあります。

見ない、作らない …… インターネットの使い方にあなたの良識がそのまま出るぞ！

爆発物製造どころか、毒ガスの製造方を照会しているサイトもあります。これら反社会的なサイトは見ない限り無くなりません。作ることはもちろんのこと、絶対に見るべきではありません。

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第2回 情報モラル実践授業案

2005.10.5(水) 第6時限

「インターネット上の有害情報」(4)

P2Pファイル交換ソフト と オンラインゲーム

警告！ Winnyによる著作権違反は絶対にやめること！

## ⌘ (1) P2Pファイル交換ソフト

ファイル交換ソフトによる違法コピーです。

過去のナップスターサーバーのように、接続しただけで自動的にファイルをネットに公衆送信できるものは明らかに違法です。同じファイル交換ソフトでもファイル交換行為を誘導するだけのものは明らかな違法とは言えません。

甘く見てはいけない！ Winnyは匿名ではない

## ⌘ [事件]:「著作権法」違反

国内で始めてファイル交換ソフトを使用していた個人がレコード会社に賠償金を支払いました。

ファイル交換ソフトを使ってレコード会社の音楽を違法にネット上にアップロードしていた個人5人に対し、損害賠償請求し平均で48万円支払うことで和解しました。

レコード会社は13社のプロバイダに対し44名のユーザーの氏名等の発信者情報開示請求をし、うち現在までに5人と和解が成立しました。

日本レコード協会は昨年3月より700万通のインスタントメッセージによる警告文を個人に対して出している。

(2005年7月6日 日本レコード協会広報部)

ネット上にアップロードするということは、自分のファイルを公開していると言うことを忘れてはいけません。

P2Pファイル交換ソフトは公衆送信権侵害

日本の著作権法は著作権者の公衆送信権を認めています。大ざっぱに言うと著作権者は自分の著作物を無断でアップロードさせない権利を持っています。したがって、自分のパソコンをネットにつないだ瞬間に犯罪が成立します。その瞬間から自分のパソコンにある他人の著作物が送信可能になるからです。

みんなやっているとっていると … とんでもないことになる

人口比によると下関市内には警告文が1万7千通来ていることになるぞ！

## ⌘ クイズ

ファイル交換ソフト自体は違法ではないかもしれないのに、なぜ賠償金を払わなければならないのですか。

## ⌘ 答

ファイル交換ソフトは道具であり、それ自体違法な存在ではありません。その道具を誰かが違法な目的に使って始めて使った人が違法行為の責任を問われることになります。

技術革新によって今までの十倍良く切れる包丁を開発した人が、それによって殺人事件が増える恐れがあるというだけで逮捕されないのと同じことです。

中高生の事件多発 … オンラインゲーム

## ⌘ (2) オンラインゲーム

オンラインゲームに関する事件が多発している。

不正アクセスして他人のID・パスワードを使用してゲームをする。

## ⌘ [事件]:「不正アクセス禁止等に関する法律」違反

(「不正アクセス禁止法」平成12年12月13日施行)

中学生が電子メールでゲームのアイテムを譲ると言って他人を言葉巧みにだまし、オンラインゲーム用ID15個のパスワードを入手して不正アクセスし、人のアイテムを不正に自分のものに移した。(平成16年4月京都 警察庁資料)

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第2回 情報モラル実践授業案

2005.10.5(水) 第6時限

「インターネット上の有害情報」(5)

有害情報を分類してみよう

## ⌘ クイズ

その他にも、ネットを使ったいろいろな不法行為があります。次の有害な情報・行為はものはどれに分類されますか。

### 有害行為の具体例

不正アクセス 迷惑メール送信 ウィルスの送信 DOS攻撃

名誉毀損 信用毀損 風説の流布 著作権侵害 プライバシー侵害  
ストーカー 児童ポルノ(個人が特定できる写真) 脅迫

わいせつ画像(個人が特定できない写真)  
フィッシング 架空請求 詐欺 共犯者募集  
違法コピーソフト 薬物

### 有害行為の分類

- A. ネットの使い方が違法なもの ( )
- B. 発信した情報の内容が違法である場合で  
特定の被害者がいる場合 ( )  
特定の被害者がいない場合 ( )
- C. 不正な個人情報収集や犯罪に利用するための行為 ( )
- D. 違法な品物の販売手段として使われる場合 ( )

## ⌘ 答

- A. ネットの使い方が違法なもの ( )
- B. 発信した情報の内容が違法である場合で  
特定の被害者がいる場合 ( )  
特定の被害者がいない場合 ( )
- C. 不正な個人情報収集や犯罪に利用するための行為 ( )
- D. 違法な品物の販売手段として使われる場合 ( )

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第2回 情報モラル実践授業案

2005.10.5(水) 第6時限

「インターネット上の有害情報」(6)

メディアリテラシー

## ⌘ 「違法」ではないが「有害」なもの

違法なものは裁判所に訴えて削除させる手段があります。

問題なのは、「違法」ではないが「有害」な情報の扱い方です。

## ⌘ クイズ

相撲のサイトは有害情報ですか。

## ⌘ 答

よく引き合いに出される例です。外国では男性ヌードとして有害になる可能性がある。

その他にも、裸体の写真でも医学分野では有害ではないのに、一般の写真としてみればわいせつ写真となり「有害」と言う場合もあります。有害であるかどうかは個人、国、場所、年齢等によって異なります。

「有害」とは <キーワード> … 一律に決められない

## ⌘ インターネットは「透明人間」の世界 … 何でもありの世界

インターネットの世界は役に立つ情報だけでなく、違法なもの、有害なものなど「何でもあり」の世界です。そういう意味で現代社会の縮図と言えます。中でも最大の特徴の一つがその「匿名性」(自分がそう思い込んでいるだけ)です。

つまり、あなたが透明人間になったのと同じです。透明人間は街中(インターネットの世界)に出たらやろうと思えば何でもできます。実際にはプロバイダのアクセスログによって個人を特定できます。

自分がそのような透明人間になったと錯覚し、好き勝手なことをしているのがインターネットの世界だと言うことが出来ます。そこでは自己管理能力や規範意識が問われることになります。

あなたのインターネットの使い方に、あなたの「レベル」がそのまま出ているぞ！さあ、あなたは大丈夫？

## ⌘ クイズ

インターネットの世界で心がけるべきことはなんですか。

みんなのやることに注意を払い、遅れないように同じ事をやる。

ふとどきな透明人間がたくさんいるので積極的に情報を利用することは控える。

インターネットも一つのメディアに過ぎないと捉えて、その長所をとことん使い倒す。

## ⌘ 答

インターネットの特性をよく理解して、適正に使いこなすことが大切です。

不必要に臆病になることも、慎重さに欠けることも良くありません。

## ⌘ クイズ

マスメディアの「メディア」ってなんですか。

## ⌘ 答

情報を伝達する媒体のことです。新聞、テレビ、ラジオのほか書籍、パンフレットなど情報を伝える手段です。インターネットは今日最も強力なメディアとなりつつあります。

メディアリテラシー <キーワード> … 情報に惑わされない力、使いこなす力

一番大切なことは、インターネットの情報に対してあなたが「主体性」を確立することです。

この能力のことを「メディアリテラシー」と言います。次の3つの能力です。

メディアを主体的に読み解く能力

メディアにアクセスして、活用する能力

メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力

<参考> 郵政省「放送分野における青少年とメディアリテラシーに関する調査研究会報告書 平成12年8月31日

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

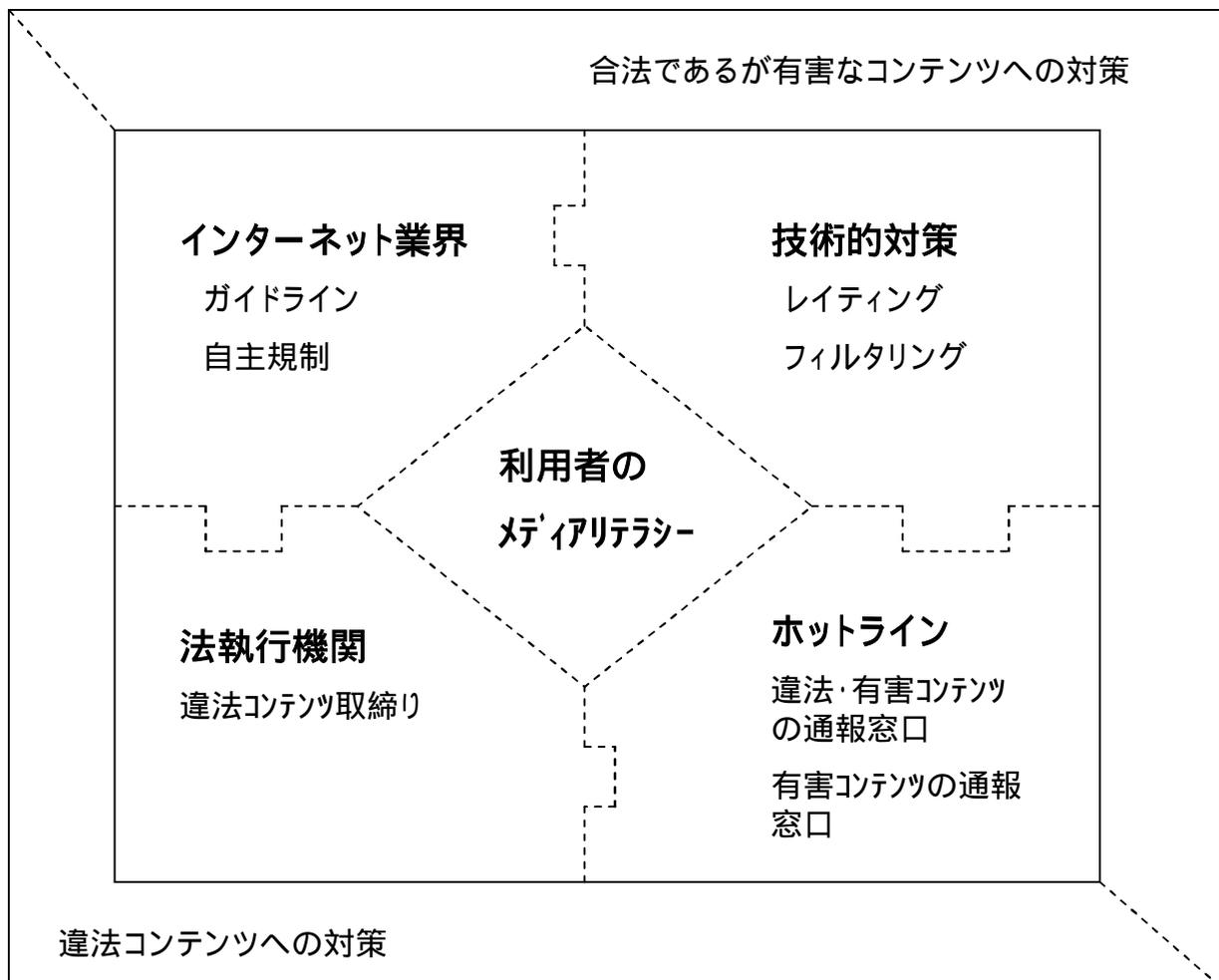
第2回 情報モラル実践授業案

2005.10.5(水) 第6時限

「インターネット上の有害情報」(7)

有害なコンテンツへの対策

## 有害なコンテンツへの対策



参考:ベルテルスマン財団の全体図 1999年

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第4回 情報モラル実践授業案

2005.11.21(月) 第4時限

「物と情報は違うぞ … ソフトは買ったのになぜ自由に使えないのか」(1)  
著作権法は著作物の「利用」は規制できるが「使用」はできない  
コンピュータ・ソフトの「使用許諾」契約(ライセンス)は任意契約

<疑問> ソフトウェアは「購入」したのにさらに「使用許諾」がいるとはどういうことよ？  
もし、本を買って、その上に「使用許諾」を受けなければ読めないとしたらムカつかないか？

両方とも著作物ですが、「プログラムの著作物」は他の著作物とはちょっと違う事情があります。

えっ！「利用」と「使用」は違うって？ … ソフトウェアの「使用許諾」を理解するポイント

## ⌘ 著作物の「利用」とは … 著作権法の条文にある用語

「利用」は法律で著作者に独占的に認められた行為で、著作物を「複製」することや、「貸与」することや、「公衆送信」することなどです。他人が著作物を「利用」しようとする場合は、著作者の許諾がいります。

著作物の「利用」 … 著作者は著作権法によって、他人の「利用」を制限する権利を認められている

## ⌘ 著作物の「使用」とは … 著作権法の条文にないので禁止できない

例えば、「本を読む」、「鑑賞する」など「利用」以外の行為です。つまり条文にない行為は禁止できない。

コンピュータで「ソフトウェアを実行」することはプログラムの著作物の「使用」なので、  
著作者は著作権法によって、他人の「利用」を制限する権利を認められていない 禁止できない

## ⌘ クイズ

関工生の関門橋之介君は書店で本を買わずに、必要なところだけ「立ち読み」しました。これって著作者の著作権侵害ですか。

## ⌘ 答

マナーの問題(本屋さんは生活がかかっている)ので、絶対いけないことですが、著作権の侵害ではありません。  
この場合の「立ち読み」という行為も、本という著作物の「使用」形態の一つです。著作権法は、著作物の「利用」は規制できますが「使用」は規制できません。海賊版を使っても著作権法違反にならないのもこの理由からです。

しかし、必要なところだけ携帯カメラで撮って複製すると「利用」になり著作権法の規制の対象になります。(撮影が私的使用なら著作権法違反にはなりません、マナー違反だから絶対にしてはいけない。いわゆる「デジタル万引」です。厳密には「万引」ではなく著作権法違反(複製権侵害)。)

ソフトウェアの「使用許諾」契約 … 著作権法で制限できない「使用」の範囲まで含めて制限する契約

## ⌘ この「使用許諾」契約のことを、ソフトウェアの「ライセンス」契約と言います

ウィンドウズXPをインストールする時の「使用許諾」契約書は「任意契約」ですから、例の「同意しない」をクリックしてもいいのですが、それより先に進めなくなって複製(インストール)の許諾がもらえません。

つまり、ウィンドウズXPは「使用許諾」に同意することが、インストールの条件になっている

## ⌘ ライセンス契約の内容 … 任意契約なので著作権法にない制約も受ける

- ソフトを使用するコンピュータの限定
- ソフトの売上の禁止
- レンタルの禁止
- 複製の禁止

外国では、購入したパソコンにプレインストールされたウィンドウズソフトのライセンス契約に同意せずに、ソフト代を返してもらった例があります。

<参考> 可知豊 「著作権・ソフトウェアライセンス・オープンソース」<http://oooug.jp/start/licence/copyright.html>  
風穴江 「今さら人に聴けないオープンソースライセンス入門」<http://nikkeibp.co.jp/linux/special/supecial07/3.shtml>

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第4回 情報モラル実践授業案

2005.11.21(月) 第4時限

「物と情報は違うぞ … ソフトは買ったのになぜ自由に使えないのか」(2)  
ウィンドウズの「使用許諾」契約の内容 … 使用許可  
使用の「許諾」であり「売却」ではない

「使用許諾契約」(ライセンス契約) … 何ができて、何が出来ないのか？ … わたしのパソコンの場合

OSなしのパソコン、つまり箱だけのパソコンが売られています。すでにOSソフトを持っている人や、リナックス(Linux)のような無料のオープンソースライセンスソフトをインストールしたい人には便利です。コンピュータソフトは年々高くなっているのに、ソフトなしで売ればパソコンの値段を安く見せられるというメリットもあります。

大抵の人はウィンドウズOSソフトがインストール済み(「プレインストール」と言う)のパソコンを買っています。

## ❖ クイズ

関工生の関門橋之介君は通販で格安パソコンを購入し、別途にマイクロソフト社のウィンドウズXPの市販CD-ROMを買ってきてインストールしようとした。

ところがウィンドウズソフトを「購入」したにもかかわらず、使用許諾を受けなければインストールが出来ないようになっています。関門君は使用許諾に同意しない限りウィンドウズXPを使えませんか。

## ❖ 答

使えません。「使用許諾契約」(ライセンス契約)は任意契約だからです。OSソフトの市販CDをパソコンにセットすると、ウィンドウズを使わせてもらうために同意しなければならぬ使用条件がズラッと出てきます。その中には著作権法で規制されていない権利も含まれています。この点で、

「使用許諾契約」は任意契約です。… 著作権法に関係なく追加条件に同意することがインストールの条件

著作権法とは関係ない多くの条件を守る約束に「同意します」「同意しません」の選択のクリックが出て、「同意する」をクリックすれば、その時点でウィンドウズソフトの複製の許諾が出たことになり、インストール(複製)が始まります。

## ❖ 「使用許諾」契約に書かれていること … いっぱいあるぞ

「ライセンスの許諾」という項に次のように書かれています。

「お客様が本契約書のすべての条項および条件を厳守する限り、本製造者はお客様に以下の権利を許諾します。」

私のパソコンが東芝製でプレインストールタイプのため、製造者の東芝との契約になっている。マイクロソフト社と置き換えて考えると分かりやすい。裏を返せばそれ以外の使い方は出来ませんということです。出来ないことには次のようなものがあります。

<このソフトを使うパソコンが1台に限定される>

… このことを確認するためにライセンス認証という作業がある。(30日以内にする)

<プレインストールタイプだからこのソフトだけを売ったり譲渡したり出来ない>

… このコンピュータと必ず一緒に売却・譲渡する。(プレインストールタイプだからです)

「お客様は、本コンピュータの売却又は譲渡の一部としてのみ、本契約書に基づくお客様のすべての権利を恒久的に譲渡することが出来ます。」

<このソフトをレンタル、リース、貸与、譲渡してはいけない>

… バックアップコピーは1部だけ許されている。

<このソフトのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル禁止>

… 分析するなどということ。もっとも、やろうとすると「複製」することになるから複製権侵害でもアウトです。

<キーワード> … ウィンドウズソフトの無体財産権(著作権)まで売却していないということ

このことは利用許諾契約書に次の一文で言明されています。

「本ソフトウェア、付属のマニュアルなどの文書、および本ソフトウェアの複製物についての原権および無体財産権は、マイクロソフトおよびその供給者が有するものです。」

それに続いて次の文で、**ウィンドウズソフトという無体物の無体財産権を売り渡したのではない**、とズバリ書かれている。

「本ソフトウェアは許諾されるもので、売却されるものではありません。」 <キーワード>…ソフトは無体物

「無体物」(ソフト)は著作権者が「占有」不可能なため、他人が「使用」しうる … 著作権者 MS、他人 あなた  
わずかの値段で原本と同じものを「占有」できる ウィンドウズソフトの著作権を丸ごと買ったかの様な錯覚に陥る

では何を買ったのか？… ソフトを複製した媒体(樹脂円盤)と「無体物」(ウィンドウズソフト)の「使用権」1

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

## SEKIKO good-net NEWS REVIEW

### 第4回 情報モラル実践授業案

2005.11.21(月) 第4時限

「物と情報は違うぞ … ソフトは買ったのになぜ自由に使えないのか」(3)  
「使用料」と「売却料」の違い  
数千万円でビル・ゲイツになれる？

数千万円でビル・ゲイツになれる？ … 決して丸ごと買い取れない「ウィンドウズソフト」

#### ※ クイズ

関工生の関門橋之介君がパソコンショップで数万円出して、ウィンドウズソフトの無体財産権(著作権)を丸ごと買えたとするどんなことが出来ますか。

- じゃんじゃんコピーして人に売れる
- ビル・ゲイツに対して俺のウィンドウズソフトを売るなどと言える
- 売り惜しみして、レンタル料をつり上げて儲ける
- ウィンドウズソフトの作者は俺だと言える

#### ※ 答

以外はすべてOK!

無体物である「プログラムの著作物」の著作権を丸ごと買い取れば、その著作財産権(複製権、譲渡権、貸与権等)はすべて手に入ります。しかし、著作者人格権は買えないので作者はオレだとは言えません。

こういう訳でウィンドウズソフトの著作権を丸ごと買い取るとすると何千億円という値段になるでしょう。

#### ※ 使用許諾契約 … 「プログラムの著作物」、特にコンピュータソフト

一般的にコンピュータソフトの値段は使用許諾料であることが多いので注意が必要です。間違っても著作権(財産的権利)を丸ごと買えたと考えてはいけません。

コンピュータソフトのような「プログラムの著作物」に限らず、無体物の著作物の価格は使用許諾料としての金額であることが多いので、使用条件をよく確認しなければなりません。

金額が小さいから問題にならないだけ … 権利者は怒っている

#### ※ クイズ

関工生の壇ノ浦義経君はゲームソフトのヒット作「信長の野望」に対抗して「義経の野望」という自作ゲームソフトを完成させました。面白さ試してもらうために友人にコピーを貸しました。そのことはすっかり忘れていましたが、友人は関門君のソフトを大手ゲーム会社の学生ゲームコンクールに出品し、大賞を受賞し、賞金100万円とゲームソフトの商品化の権利金として1000万円を受け取りました。

あなたが関門君の立場だったらどうする？

- 友人に抗議して、ゲーム会社に著作権を主張する
- 賞金と権利金を半分もらう
- 気にせず次のゲーム作りに精を出す

#### ※ 答

金額が大きいので と答えた人が多いかもしれません。

これは悪質な著作権侵害の典型例です。しかし、よく考えてみるとこの友人の著作権侵害行為も、普段私たちがコンピュータソフトを不正コピーして使っている著作権侵害行為もまったく同じほど悪質なのですが、眠れないほどの罪悪感がないのはなぜでしょう。

自分がされる立場に立つと違法コピーがいかに悪質な行為であるかがわかる

#### ※ 情報化社会 … 「情報」：形のないものが大きな価値を持つ社会

明治時代にはじめて家庭に電気がやって来た時、目に見えない電気にお金を払うことにどうしても納得することができなくて、電気代を払わない人が大勢いたそうです。

「電気」の時代が来た時に「電気」に金を払わん者がいた … 「情報化時代」が来て「情報」に金を払わん者がいる

今、ソフトの違法コピーはまん延しています。「情報の時代」の幕開けに、「情報」の価値が理解できなくてお金を払いたくない人が大勢います。ちょうど日本に初めて電気が来た時と同じです。後の時代になって、むかし情報にお金を払わん者がいたらしいと笑い話にされないようにしたいものです。

「有体物」の「所有権」の侵害は「人権の侵害」です  
「無体物」である「著作物」の場合、「所有権」に相当するものは「著作権」です  
「著作権」の侵害は「人権の侵害」であることを忘れては

# SEKIKO いいねっと！ニュース レビュー

SEKIKO good-net NEWS REVIEW

第4回 情報モラル実践授業案

2005.11.21(月) 第4時限

「物と情報は違うぞ … ソフトは買ったのになぜ自由に使えないのか」(4)  
有体物の「所有権」と無体物の「著作権」は同じ  
ただ「情報」は「占有」できない

著作権教育の「三重苦」 … 面白くない 分からない 守りたくない

## ✂ クイズ

「無体物」って何ですか？

## ✂ 答

まず、反対の概念の「有体物」から考えましょう。

## ✂ 「有体物」とは … 「空間の一部を占め、液体・気体・固体に限る」

あなたのマウンテンバイク、CDウォークマン、パソコン等持ち物はおおよそすべてが「有体物」です。また月も冥王星も「有体物」です。例を挙げたらきりがないので、「無体物」以外としておきます。

また「有体物」は「物」と言い換えることができます。民法では「物」の定義を「有体物」という言葉を使って次のように定義しています。

「本法において物とは有体物をいう」(民法第85条)

## ✂ 「無体物」とは … 「形の無いもの」をいう

権利 … 代金を受け取る権利、物を引き渡してもらう権利、サービスを受ける権利  
著作物 … 人の思想・感情の創作的表現、ストーリー、ソフトウェア、アニメキャラクター  
発明・考案 … 技術的思想、つまりアイデア  
自然力 … 電気・熱・光

## ✂ 「所有権」とは … 「物」をひとり占めする権利

「物」(有体物)を直接的にかつ排他的に支配することです。簡単に言うとひとり占めすることです。

民法では、「物」を使用、収益及び処分する権利としています。

「所有者は法令の制限内において自由にその所有物の使用、収益及び処分を為す権利を有す」(民法第206条)

「有体物」である自分の「物」を使用、収益及び処分する権利 「所有権」 … 支配するものが「有体物」(物)

「無体物」である自分の「著作物」を使用、収益及び処分する権利 「著作権」 … 支配するものが「無体物」

「有体物」である自分の「物」を使用、収益及び処分する権利が「所有権」です。では、

「無体物」である自分の「著作物」を使用、収益及び処分する権利は何と言うでしょうか。

権利の内容が「有体物」の時は「著作物」の「所有権」と言う代わりに、「著作物」の「著作権」といいます。

違法コピー … 「減るもんじゃないしー」 <キーワード> … 情報は減らない(劣化しない)から大問題！

## ✂ クイズ

「無体物」を不法のやからから守る方法を教えてください。

## ✂ 答

ありません。著作権に代表される無体物は直接的かつ排他的に支配することが不可能だからです。ダイヤモンドのような「有体物」であれば、指にしておけば(占有と言う)直接的かつ排他的に支配したことになります。また、有体物はコピーが困難です。

「無体物」(思想・感情の表現)は直接的・排他的支配が不可能 … 本質的に、コピーやまねを防ぐことが出来ない

ところがコンピュータソフトのような無体物はそうは行きません。他人でも一瞬にして原本と同一のコピーが作れるし、インターネットで配信すれば一瞬にして多くの人に使用されてしまいます。

情報はいったん流通してしまえば最初に情報を記録した媒体(CD等)をいくら厳重に保管しても、情報そのものは無体物なので完全に支配することは不可能です。